

被災者台帳の作成等に関する実務指針

平成29年3月
内閣府(防災担当)

目次

はじめに	1
第 I 章 総論	3
1 概要	3
2 被災者台帳作成による効果	4
3 台帳情報の利用イメージ	5
4 被災者台帳に記載・記録する事項（データ項目）	6
(1) 概要	6
(2) データ項目の例示	6
(3) 被災者台帳に係るシステムのデータ標準化	7
5 被災者台帳作成チェックリスト（平時の準備）	8
6 マイナンバー利用のメリット	9
7 個人情報の種別による取扱いの相違	10
(1) 個人情報（被災者台帳にマイナンバーを利用しない場合）の取扱い	10
(2) 特定個人情報（被災者台帳にマイナンバーを利用する場合）の取扱い	11
(3) 地方税関係情報の取扱い	16
(4) 法又は番号利用法における用語（「利用」、「提供」）の相違	17
8 その他	18
第 II 章 被災者台帳の作成等（主に番号利用法）	19
1 被災者台帳の作成（情報入手、記載・記録）	20
(1) マイナンバーの取得・利用	20
(2) マイナンバーを利用した庁内からの情報入手	24
(3) 情報提供ネットワークシステムを使用した庁外からの情報入手	34
2 台帳情報の利用	43
(1) 同一市町村内の同一機関内における台帳情報の利用	43
(2) 同一市町村内の他の機関における台帳情報の利用	45
3 台帳情報の提供	46
(1) マイナンバーを含む台帳情報の提供（番号利用法第 19 条による制限）	46
(2) 番号利用法第 19 条第 14 号に係る留意点	47
4 その他	48
(1) 特定個人情報保護評価の実施	48
(2) 被災者台帳の作成等事務におけるマイナンバーの利用イメージ	51
(3) 条例の規定状況ごとのマイナンバー利用と被災者台帳の関係	52

第三章 被災者台帳の作成等（主に災害対策基本法）	59
1 被災者台帳の作成（情報入手、記載・記録）	60
(1) 庁内から情報入手	60
(2) 庁外から情報入手	61
2 台帳情報の利用	64
(1) 台帳情報の利用方法	64
3 台帳情報の提供	65
(1) 本人に対する提供	65
(2) 他の地方公共団体に対する提供	66
(3) 地方公共団体以外の者に対する提供（本人の同意があるときに限る）	68
第四章 関係資料	77
【別添1】被災者台帳の作成に係るデータ項目の例示	77
【別添2】被災者台帳作成チェックリスト（平時の準備）	84
【別添3】被災者台帳情報提供の様式例（本人）	96
【別添4】被災者台帳情報外部提供同意の様式例	97
【別添5】被災者台帳情報提供依頼文書例（地方公共団体）	101
【別添6】被災者台帳情報提供依頼文書例（NPO・民間等）	102
第五章 関係法令	103
1 災害対策基本法（被災者台帳）関係	103
2 番号利用法関係	105

はじめに

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）により、被災者台帳の作成、利用及び提供（以下「作成等」という。）に関する事務が新たに規定され、平成 25 年 10 月 1 日に施行された（災害対策基本法（以下「法」という。）第 90 条の 3、第 90 条の 4）。

併せて、改正法により、個人番号（以下「マイナンバー」という。）の利用対象に被災者台帳の作成に関する事務が追加された（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）別表第一 36 の 2、別表第二 56 の 2）。

本実務指針は、市町村（東京 23 区を含む。以下同じ。）において、被災者台帳の作成等及び被災者台帳に係るマイナンバー利用事務の実施に当たり参考となるよう、その手順等について示したものである。

市町村においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生後に円滑に被災者台帳が作成されるよう、また、総合的かつ効率的な被災者の援護が実施されるよう、平時より本実務指針を活用し、適切に対応いただきたい。

なお、「被災者台帳の作成に関する実務指針（市区町村導入編）」（平成 27 年 3 月）については廃止する。

※本実務指針における略称については、本文中に掲げるもののほか、以下のとおりとする。

略称	正式名称
法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
令	災害対策基本法施行令（昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号）
規則	災害対策基本法施行規則（昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号）
施行通知	「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」 （平成 25 年 6 月 21 日付 府政防第 558 号、消防災第 245 号、社援発 0621 第 1 号 消防庁次長、内閣府政策統括官（防災担当）、厚生労働省社会・援護局長通知）
施行参事官通知	「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」 （平成 25 年 6 月 21 日付 府政防第 559 号、消防災第 246 号、社援総発 0621 第 1 号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省社会・援護局総務課長通知）
運用通知	「災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について」 （平成 26 年 1 月 24 日付 府政防第 60 号、消防災第 21 号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長通知）
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）
別表第一省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成 26 年 9 月 10 日内閣府・総務省令第 5 号）
別表第二省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成 26 年 12 月 12 日内閣府・総務省令第 7 号）

第I章 総論

第 I 章 総論

1 概要

- 災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務については、大規模広域災害時には援護の対象となる被災者が多数に上ること、被災経験の少ない地方公共団体の職員は必ずしも被災者援護に関する業務に習熟していないこと等の事情により、受給資格がある被災者に対して制度の案内が適切に行われず、あるいは被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生することも少なくない。
- こうした事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災団体の関係部署において共有・活用することが効果的である。（運用通知 第 2、3、(2)、①）
- 法においては、災害発生時に被災者台帳の作成が迅速に行えるよう、市町村が各行政目的のために保有している住民関係情報について、被災者の援護を実施するために目的外利用することを可能とするため、個人情報保護条例との整理を行っている。
- ただし、被災者台帳にマイナンバーを記載又は記録（以下「記載・記録」という。）した場合、被災者台帳は番号利用法に規定する特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等（番号利用法第 2 条第 9 号））となり、番号利用法の適用を受けるため、法律上の取扱いが一部異なる。具体的には「第 I 章 7 個人情報の種別による取扱いの相違」のとおりである。
- 被災者台帳は、平時からみだりに情報を集約することや、被災者の援護に関係ない情報の記載・記録、被災者の援護事務との関係がない部署への情報提供を可能とするものではない。
- ただし、例えば迅速な被災者台帳の作成に備え、平時から被災者支援に係るシステムに各部署が保有する情報を保存しておき、これを適宜更新することも考えられる。この場合、例えば、平時においてはシステムに保存された当該情報のアクセス権限を情報の目的内利用部署に限定するなど、実質的に平時に個人情報の目的外利用ができないようにする必要がある。
- 被災者台帳は、市町村が「被災者の援護を実施するための基礎」として作成することができるものである。作成に当たっては、市町村の規模、被害の状況等を踏まえ、その必要性に応じ、適切な手段により作成されることが望ましい。そのため、法及び規則に規定する情報が記載・記録されているものであれば、システムの活用、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えない。

2 被災者台帳作成による効果

○ 被災者台帳作成による効果は、主に次のとおりである。

① 的確な援護実施（援護の漏れ、二重支給等の防止）

- 援護の必要がある被災者の状況を的確に把握することにより、援護の漏れの防止が可能
- 被災者台帳の記載・記録事項を確認することにより、二重支給の防止が可能
- 例えば、「他の援護策の対象者は対象外」とする要件がある援護策の場合などにおいて、当該被災者に係る援護状況に係る事実確認が容易

② 迅速な援護実施

- 被災者に係る情報を被災者台帳に集約して記載・記録することにより、迅速な被災者の援護が可能

③ 被災者の負担軽減

- 被災者が市町村の担当部署ごとに同様の申請等を行わずに済ませる運用が可能

④ 関係部署の負担軽減（関係情報共有による重複の排除）

- 被災者に係る情報を収集した部署が、その情報を被災者台帳に記載・記録し、関係部署間で共有することにより、情報収集等事務の重複を防止することが可能

3 台帳情報の利用イメージ

- 被災者の援護の実施のために行う台帳情報の利用について、そのイメージを資料 1 に示す。

資料 1 台帳情報の利用イメージ

利用イメージ	具体的内容
添付書類の省略 (台帳作成市町村の手続)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者が市町村に対し給付・減免等の申請を行う場合、市町村が被災者の被害状況や罹災証明書の交付記録等を確認することにより手続を進め、罹災証明書等の添付を不要とする。
添付書類の省略 (台帳作成市町村以外の者の手続)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者が台帳作成市町村以外の者に対し公共料金減免等の申請を行う場合、台帳作成市町村からその者に対し台帳情報の提供を行うことにより、被災者からその者への罹災証明書等の添付を不要とする。(ただし、地方公共団体以外の者に台帳情報を提供する場合は、台帳情報の提供について本人同意が必要)
被災状況に応じた援護の漏れ防止	<ul style="list-style-type: none"> 給付金、各種減免猶予、義援金等を受けられる要件を満たしているにもかかわらず手続がなされていない者を台帳情報から抽出して案内を行う。
二重支給等の防止	<ul style="list-style-type: none"> 台帳情報を確認することにより給付金、各種減免猶予、義援金等が二重に支給されることがないようにする。
被害状況や居所・連絡先等の共有	<ul style="list-style-type: none"> 各部署等が行う被災者の援護の実施状況や、住所地から避難した場合などにおける現在の居所・連絡先等を被災者台帳に記載・記録して共有することにより、各部署が重複して被災者の状況や居所・連絡先の確認を行うことなく、市町村が保有している直近の情報を基に迅速に援護を行う。 被災者の被害状況やこれまでの援護の記録等から、今後の被災者の生活再建に向けた措置の検討等に利用する。
要配慮者への援護	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者に対しても適切な援護を行うため、必要な配慮内容に応じ、要件に当てはまる者を抽出する。

- 中でも、台帳情報を利用した罹災証明書の添付を不要とする運用は、被災者と関係部署の双方の負担を軽減するとともに、迅速な被災者の援護の実施に寄与するものと考えられることから、当該市町村が被災者の援護を行うにあたり、これに係る申請に際し、罹災証明書の添付が不要となる施策等については、あらかじめ住民への周知も行っておくことが適切である。
- 上記のほかにも、台帳情報を利用することにより、迅速な被災者の支援の実施や被災者や関係団体の負担軽減に繋がる事務等について、平時より検討を進め、関係部署と調整を図ることが望ましい。

4 被災者台帳に記載・記録する事項（データ項目）※別添 1 参照

(1) 概要

- 被災者の援護に関する事務は、地方税・上下水道使用料・保育料等の減免、仮設住宅・災害公営住宅等の住まいに関する支援、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、義援金など多岐にわたるが、被災者台帳に記載・記録する事項（以下「データ項目」という。）は、災害の種類や程度により、また市町村ごとに必要な情報が異なる可能性があるため、データ項目を一律に限定的に規定した場合は、援護の実施のための柔軟な台帳作成が阻害される恐れがある。
- 一方、データ項目を全て市町村において規定することとした場合は、平時の準備に必要以上に時間を要し、また、災害発生時の被災者台帳の迅速な作成に支障が生じる恐れがある。
- このため、法及び規則においては、被災者の援護に必要となる基本的事項について規定するとともに、このうち、市町村の状況により具体的内容が異なると考えられるものについては、概括的に規定しているところである。
（例：「援護の実施の状況」（法第 90 条の 3 第 2 項第 6 号））
- このほか、市町村の必要に応じ、データ項目を追加することもできる。
（規則第 8 条の 5 第 7 号）

(2) データ項目の例示

- 被災者の援護に被災者台帳を積極的に利用するためには、できるだけ詳細なデータ項目（具体的な記載内容）を設定する必要があるが、多くの市町村において設定することが考えられる標準的なデータ項目があれば、被災者台帳の円滑な作成に資すると考えられる。
- このため、市町村及びシステム開発者等の協力を得て整理した上で、【別添 1】のとおり標準的なデータ項目について例示したので、参考にしていただきたい。

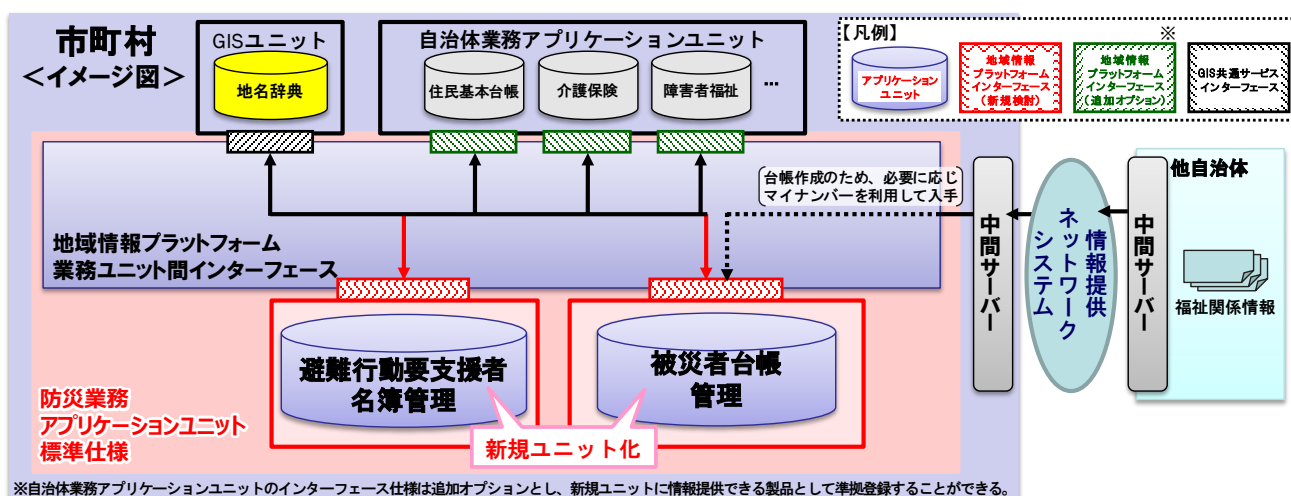
(3) 被災者台帳に係るシステムのデータ標準化

- 被災者台帳に係るシステムを整備する場合は、市町村内の他のシステム（住民基本台帳、障害者福祉、介護保険など）との情報連携が必要となるが、被災者台帳に係るシステムのデータ項目のデータ形式等が標準化されていないと、例えば市町村内の他のシステムからのデータの入力が困難になるなどの障害が生じることが考えられる。
- このため、（一財）全国地域情報化推進協会（APPLIC）において、平成 27 年度より地方公共団体及びシステム開発の企業等をメンバーとする検討会[※]を開催し、被災者台帳に係るデータについて検討を行い、自治体業務のデータ連携が進むよう、関係システム間で受け渡しを行う際の標準仕様（データ形式、入出力に係る仕様）を設定し、平成 28 年 11 月に公開した。平成 29 年 4 月より準拠登録製品（被災者台帳管理ユニット及び連携する自治体業務アプリケーションユニット、GIS ユニット）の受付を開始する予定。
- ついては、今後、被災者台帳に係るシステムを整備する市町村におかれては、当該標準仕様に準拠したシステムとすることが望ましい。

- （一財）全国地域情報化推進協会（APPLIC）ホームページ

<http://www.applc.or.jp/>

資料 2 避難行動要支援者名簿及び被災者台帳のデータ標準化の概要（（一財）全国地域情報化推進協会）



※ 安心・安全 WG 及びその WG 配下に設置された GIS-防災・業務システム連携 SWG。

- 安心・安全 WG（ワーキンググループ。上記以外の検討も実施）
 検討メンバー：長野県、岐阜県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、龍ヶ崎市、川口市、狭山市、市川市、豊島区、三条市、塩尻市、岐阜市、西宮市、倉敷市、佐伯市、民間企業（27 社）、有識者（3 名）
 オブザーバー：総務省、消防庁、国土交通省、気象庁、内閣府
- GIS-防災・業務システム連携 SWG（サブワーキンググループ）
 検討メンバー：川口市、豊島区、三条市、西宮市、民間企業（12 社）
 オブザーバー：総務省、内閣府

5 被災者台帳作成チェックリスト（平時の準備）※別添 2 参照

- 被災者台帳は、災害発生時に作成するものであるが、これを迅速に作成するためには、平時から、被災者台帳の作成形式、データ項目の内容、作成と運用に係る手順やルール等をあらかじめ市町村内で決めておくことが重要である。
- 特に、被災者台帳にどのような情報をどのような方法で記載・記録するのか、その情報をどの部署がどのように利用して被災者支援を行うのかを検討し、あらかじめ決めておくことが重要である。
- また、被災者台帳に係る関係部署は、被災者台帳の主担当部署のほか、その作成に際し被災者台帳に記載・記録する情報を提供する部署、被災者台帳を利用して被災者の援護を行う部署など多岐にわたることから、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成するためには、平時から各部署が連携して準備する必要がある。
- その際、情報集約部署、情報提供部署、本人の同意確認や外部提供に係る申請受付窓口部署、システムを整備する場合はシステム担当部署等の関係部局の責任者による横断的な組織を構築して検討を行うとともに、訓練やシミュレーションを実施するなどの準備を行うことが望ましい。
- これら災害発生時に被災者台帳を迅速に作成するための平時の準備に当たり参考となるよう、その実務手順等について、【別添 2】のとおり「被災者台帳作成チェックリスト」を例示した。（Word 版は、以下「8 その他」に記載した内閣府防災ホームページに掲載）
- 事前準備が整っていない市町村においては、この例示を参考にして被災者台帳の作成等を迅速に行うことができる体制を構築しておくことが望ましい。特に、主担当部署が決まっていない場合は、速やかに決定すること。

6 マイナンバー利用のメリット

- マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人情報如同一人の情報であることを確認するために利用するものである。
- マイナンバーの付番については、①悉皆性（住民票を有する全員に付番）、②唯一無二性（1人1番号で重複のないように付番）、③視認性（見える番号）、④最新の基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）と関連づけられているといった特長がある。
- 被災者台帳は、被災者ごとに個人情報を記載・記録するものであるため、その作成等にマイナンバーを利用すれば、被災者が当該市町村の住民である場合はもちろんのこと、他の市町村の住民である場合でも、その個人情報が同一人の情報であることの確認を容易かつ確実に行うことができる。
- 番号利用法上、法律事務としては、①被災者台帳作成時にマイナンバーを記載・記録することができ、また、②被災者が他の市町村の住民の場合、情報提供ネットワークシステムを使用して、他団体から当該住民の福祉関係情報の提供を受けることができる。
- このほか、条例事務として、市町村の条例に独自利用事務等の規定を設けることにより、①マイナンバーを利用して、被災者台帳作成事務に当該市町村の他部署が保有する情報を庁内連携できるほか、②マイナンバーを利用して、被災者の援護事務に台帳情報を庁内連携することも可能となる。
- マイナンバーの利用についての詳細は、第 II 章を参照のこと。
- なお、番号利用法は、その施行の状況等を勘案して、マイナンバーの利用や特定個人情報の提供の範囲の拡大などについて検討することとされている（番号利用法附則第 6 条第 1 項）。については、被災の状況によりマイナンバーを利用して事務を行うことが困難となる場合等を除き、マイナンバーを利用できるように積極的に取り組むこと。

7 個人情報の種別による取扱いの相違

- 個人情報は、その内容にマイナンバーが含まれる場合は、番号利用法に定める特定個人情報となり、利用及び提供に関して法律上の取扱いが異なることとなる。被災者台帳の作成等においてマイナンバーを利用しない場合、マイナンバーを利用する場合のそれぞれのケースにおいて取扱いが異なることに注意が必要である。
- また、地方税関係情報は、個人情報又は特定個人情報の別にかかわらず、地方税法第 22 条の適用を受けるため、取扱いが異なる点があることに注意が必要である。

資料 3 個人情報及び特定個人情報の取扱いについて（全体像）

	個人情報 〔被災者台帳にマイナンバーを 利用しない場合〕	特定個人情報 〔被災者台帳にマイナンバーを 利用する場合〕	個人情報・ 特定個人情報のうち 地方税関係情報
台帳情報の 利用	(1) ア	(2) ア、ウ	(3) ア
台帳情報の 提供	(1) イ	(2) イ※、ウ	(3) イ

※原則、マイナンバーを利用した台帳情報（特定個人情報）の提供は行うことはできない

（1）個人情報（被災者台帳にマイナンバーを利用しない場合）の取扱い

ア 個人情報の利用

市町村の個人情報保護条例において、個人情報を目的外利用できる場合として「法令の定めがある場合」を規定しているのが一般的であるが、この規定に法第 90 条の 3 第 3 項が該当するため、被災者台帳の作成に必要な限度で個人情報を目的外利用できる。

被災者台帳に記載・記録する事項として法第 90 条の 3 第 2 項各号及び規則第 8 条の 5 各号に規定するものについては、原則として、市町村の個人情報保護条例の規定に基づく目的外利用が可能である。ただし、規則第 8 条の 5 第 7 号に基づき、市町村が必要に応じて定める事項については、地方税法など他の法令に抵触しない範囲で目的外利用が可能であることに留意する必要がある。

個人情報保護条例と被災者台帳の関係は、一般的には上記の整理となるが、個人情報保護条例は市町村によりその内容が異なることから、個人情報保護条例担当部署と調整した上で対応する必要がある。

イ 個人情報の提供

市町村の個人情報保護条例において、個人情報を提供できる場合として、「法令の定めがある場合」を規定しているのが一般的であるが、被災者台帳の作成に当たって個人情報の提供の求めのあった場合には法第 90 条の 3 第 4 項が、台帳情報の提供の求めがあった場合には法第 90 条の 4 第 1 項第 3 号がそれぞれ該当する。

個人情報保護条例と被災者台帳の関係は、市町村により個人情報保護条例の内容が異なることから、個人情報保護条例担当部署と調整した上で対応する必要がある。

(2) 特定個人情報（被災者台帳にマイナンバーを利用する場合）の取扱い

ア 特定個人情報の利用

(ア) 基本的考え方（特定個人情報の目的内利用）

① 被災者台帳へのマイナンバーの記載・記録

被災者台帳の作成に関する事務については、番号利用法第 9 条第 1 項及び同法別表第一 36 の 2 に基づき、マイナンバーを利用することができる。具体的には、法第 90 条の 3 第 2 項第 8 号及び規則第 8 条の 5 第 6 号の規定に基づき、被災者台帳にマイナンバーを記載・記録することができる。マイナンバーが記載・記録された被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報ファイルとなる。

② 首長部局内他部署の保有する被災者に関する情報を被災者台帳作成のために内部利用し、又は台帳情報を被災者援護実施のために首長部局内で内部利用する場合のマイナンバー利用

地方公共団体の保有する個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例などによるが、特定個人情報については、番号利用法において更に厳格な個人情報保護措置を講じているため、番号利用法第 32 条^{※1}の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例などの必要な改正が行われていると考えられる。

この点、番号利用法第 30 条^{※2}第 1 項において、行政機関個人情報保護法の読替え等の規定を置き、「法令に基づく場合」であっても本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することはできないこととしており、個人情報保護条例などにおいても、同様の改正が行われているものと考えられる。この場合、被災者台帳の作成のため、首長部局内の他の部署が保有する被災者に関する特定個人情報を利用し、又はマイナンバーを含む台帳情報（特定個人情報）を被災者援護実施のために首長部局内で内部利用することについて、その根拠を当該「法令の定めがある場合」とすることができない。（参考資料を参照）

このため、被災者台帳に記載・記録する情報の入手又は台帳情報の利用のため、マイナンバーを利用し庁内連携することを想定している市町村においては、特定個人情報に係る条例において、当該庁内連携について条例化（庁内連携条例）し、目的内利用^{※2}とする必要がある。

また、庁内連携により台帳情報を利用する事務が番号利用法別表第一に規定されていない事務の場合は、当該連携事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務に限る。）についても独自利用事務として条例化（独自利用条例）（番号利用法第 9 条第 2 項）する必要がある。

（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項に基づく条例制定について（通知）」（平成 26 年 10 月 24 日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省自治行政局住民制度課長通知）参照）

なお、マイナンバー利用事務ではない事務で扱う個人情報をマイナンバーを含む被災者台帳に記載・記録する場合、又はマイナンバーを含まない台帳情報を首長部局内他部署が利用する場合は、庁内連携条例の制定は不要である。

※1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）により、条文（改正後の番号利用法第 26 条）の追加に伴う条ズレが措置されるが、この関係規定（施行期日：平成 29 年 5 月 30 日）が未施行の間においては、「番号利用法第 32 条」は「番号利用法第 31 条」となり、「番号利用法第 30 条第 1 項」は「番号利用法第 29 条第 1 項」となることに留意されたい。

※2 番号利用法においては、個人番号の利用や特定個人情報の提供の主体を執行機関単位としていることから、首長部局内他部署への特定個人情報の移動は、「提供」ではなく「利用」に当たる（第 I 章 7（4）を参照）。

（イ）特定個人情報の目的外利用が認められる場合

（「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」）

市町村における特定個人情報の目的外利用については、第 I 章 7（2）ア（ア）②で述べたとおり、「法令の定めがある場合」が目的外利用できる場合として規定されておらず、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」については目的外利用できる旨、各市町村の個人情報保護条例などにおいて規定されているのが一般的と考えられる。

この規定に該当する場合は当該規定を根拠として特定個人情報を目的外利用することができるが、当該規定は、特定個人情報の目的外利用について、特定個人情報を除く個人情報の目的外利用に関する制限よりも厳格なルールを定めるものであるから、その運用に当たっては、個別具体的なケースに応じて適切に判断されるべきである。このため、マイナンバー利用事務の明確化や災害対応の迅速化の観点から、この規定の適用によらず、事前に第 I 章 7（2）ア（ア）②のとおり、平時より庁内連携条例を定めておくことが望ましい。

※なお、番号利用法第 30 条第 3 項で個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号の「法令に基づく場合」を読み替えているが、これは激甚災害等で一定の条件を満たす場合（番号利用法第 9 条第 4 項に規定する場合）において、特例的に被災者が円滑に預金の払い戻しや保険金の支払いを受けることができるよう、銀行や生命保険会社などが支払調書等の作成を目的として取得した個人番号を金融資産残高や保険契約の内容の確認を行うための名寄せなどのために利用することができるものであり、被災者台帳作成事務との関係性はないものと考えられる。

参考資料 番号利用法第 30 条第 1 項による読替え（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条関係のみ抜粋）	
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （番号利用法第 30 条第 1 項による読替え後）
<p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第八条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を<u>自ら利用し、又は提供する</u>ことができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために<u>自ら利用し、又は提供する</u>ことによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>二 <u>行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</u></p> <p>三 <u>他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</u></p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p>第八条 行政機関の長は、<u>利用目的</u>以外の目的のために保有個人情報を<u>自ら利用してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を<u>自ら利用する</u>ことができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために<u>自ら利用する</u>ことによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>（なし）</p> <p>（なし）</p> <p>（なし）</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>

イ 特定個人情報の提供

(ア) 基本的な考え方

特定個人情報の提供は、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き認められていない。

このため、番号利用法第 32 条の規定に基づき、市町村の個人情報保護条例などにおいても、同様の規定がおかれているものと考えられる。

「被災者台帳の作成」(法第 90 条の 3) に関する事務については、番号利用法第 19 条第 7 号及び別表第 2 の 56 の 2 の項の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の地方公共団体等から同表同項第四欄に規定する特定個人情報の提供を受けることが可能である。

一方、マイナンバーを含む台帳情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供することはできない。(首長部局内他部署へのマイナンバーを含む台帳情報の移動は「利用」に当たる(第 I 章 7 (4) を参照))

また、「台帳情報の利用」及び「台帳情報の提供」(法第 90 条の 4) に関する事務は、現行の番号利用法上、第 9 条第 1 項及び別表第一に規定されていないため、マイナンバーを利用して当該事務を行うことはできず、同様に第 19 条第 7 号及び別表第 2 にも規定されていないため、当該事務を処理するために情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うこともできない。(なお、被災者台帳を作成する市町村における「台帳情報の利用」については番号利用法第 9 条第 2 項に基づく条例(庁内連携条例)を制定することにより可能となることは前述第 I 章 7 (2) ア (ア) ②のとおり)。

(イ) 同一市町村内の他の機関への特定個人情報の提供

特定個人情報の「利用」又は「提供」は、台帳情報の「利用」又は「提供」と意味する範囲が異なっている。例えば、番号利用法においては、同一市町村内であっても、執行機関をまたがる特定個人情報の移動は特定個人情報の「提供」に当たり、これを可能とするためには、番号利用法第 19 条第 10 号[※]の規定による条例が必要となる。(第 I 章 7 (4) を参照)

※個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号)により、条文(改正後の番号利用法第 19 条第 8 号)の追加に伴う号ズレが措置されるが、この関係規定(施行期日:平成 29 年 5 月 30 日)が未施行の間においては、「番号利用法第 19 条第 10 号」は「番号利用法第 19 条第 9 号」となることに留意されたい。

(ウ) 特定個人情報の提供が認められる場合

(「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」)

前述のとおり、特定個人情報の提供は、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き認められていない。

このうち、番号利用法第 19 条第 14 号[※]において「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると

き」は特定個人情報を提供できる場合として規定されており、この規定に該当する場合は特定個人情報を提供することができるが、当該規定は特定個人情報の目的外利用について、特定個人情報を除く個人情報の目的外利用に関する制限よりも厳格なルールを定めるものであるから、その運用に当たっては、個別具体的なケースに応じて適切に判断されるべきである。

なお、本号の規定に基づく特定個人情報の提供は、特定個人情報の目的外利用に係る条例の規定（第 I 章 7（2）ア（イ））と同様、「人の生命、身体又は財産の『保護』のため」に必要性があり、かつ緊急性の高い限定的な場合にのみ該当すると考えられる。

※個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）により、条文（改正後の番号利用法第 19 条第 8 号）の追加に伴う号ズレが措置されるが、この関係規定（施行期日：平成 29 年 5 月 30 日）が未施行の間においては、「番号利用法第 19 条第 14 号」は「番号利用法第 19 条第 13 号」となることに留意されたい。

ウ 安全管理措置

被災者台帳の作成等に関する事務においてマイナンバーを利用する場合には、市町村長は個人番号利用事務実施者となるため、番号利用法第 12 条の規定により、マイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために必要な措置（安全管理措置）を講じなくてはならないため、注意すること。

※なお、安全管理措置等については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）を参照

(3) 地方税関係情報の取扱い

ア 地方税関係情報の利用

(ア) 個人情報としての地方税関係情報

規則第 8 条の 5 第 7 号に定める事項として地方税関係情報を記載・記録する場合、地方税法第 22 条による「秘密」に該当する個人情報については、原則、災害対策基本法による被災者台帳の規定のみをもって税務担当部署が他の部署に利用させることはできず、地方税関係情報を被災者台帳に記載・記録すること、また、被災者台帳に記載・記録された地方税関係情報を被災者の援護の実施のために利用することについては、各市町村において、地方税法に規定されている守秘義務の趣旨を踏まえた対応が必要である。

なお、各市町村において、個人情報保護条例に基づき目的外利用の手続を行う場合は、個人情報保護審査会の審査など従前の取扱いと同様の手続を要する。

(イ) 特定個人情報としての地方税関係情報

地方税関係情報を利用して被災者台帳を作成する場合又は地方税関係情報を含む台帳情報を他の被災者の援護事務のために利用する場合（これらの利用に係る庁内連携を含む。）における地方税関係情報に係る取扱いについては、マイナンバーを利用する場合においても、上記第 I 章 7（3）ア（ア）と同様である。

イ 地方税関係情報の提供

(ア) 個人情報としての地方税関係情報

被災者台帳に記載・記録された地方税関係情報を台帳情報として提供する場合、地方税法第 22 条による「秘密」に該当する個人情報については、第 I 章 7（3）ア（ア）にあるように、地方税法に規定されている守秘義務の趣旨を踏まえた対応が必要である。

(イ) 特定個人情報としての地方税関係情報

第 I 章 7（2）イにもあるように、マイナンバーを含む台帳情報（特定個人情報）は、番号利用法別表第二において提供可能な情報として掲げられていないことから、地方税関係情報を含むかどうかに関わらず、他団体に提供することはできない。

しかし、台帳情報からマイナンバーを削除すれば、番号利用法の適用はなくなり、市町村の個人情報保護条例に基づく個人情報となるため、法 90 条の 4 の規定により提供することができる。

ただし、この場合も、地方税関係情報を含む場合は地方税法に規定される守秘義務の趣旨を踏まえた対応が必要となることに留意すること。

なお、番号利用法第 19 条第 14 号の規定に該当する場合は特定個人情報を提供することができるが、当該規定は特定個人情報の目的外利用について、特定個人情報を除く個人情報の目的外利用に関する制限よりも厳格なルールを定めるものであるから、その運用に当たっては、個別具体的なケースに応じて適切に判断されるべきである。

(4) 法又は番号利用法における用語（「利用」、「提供」）の相違

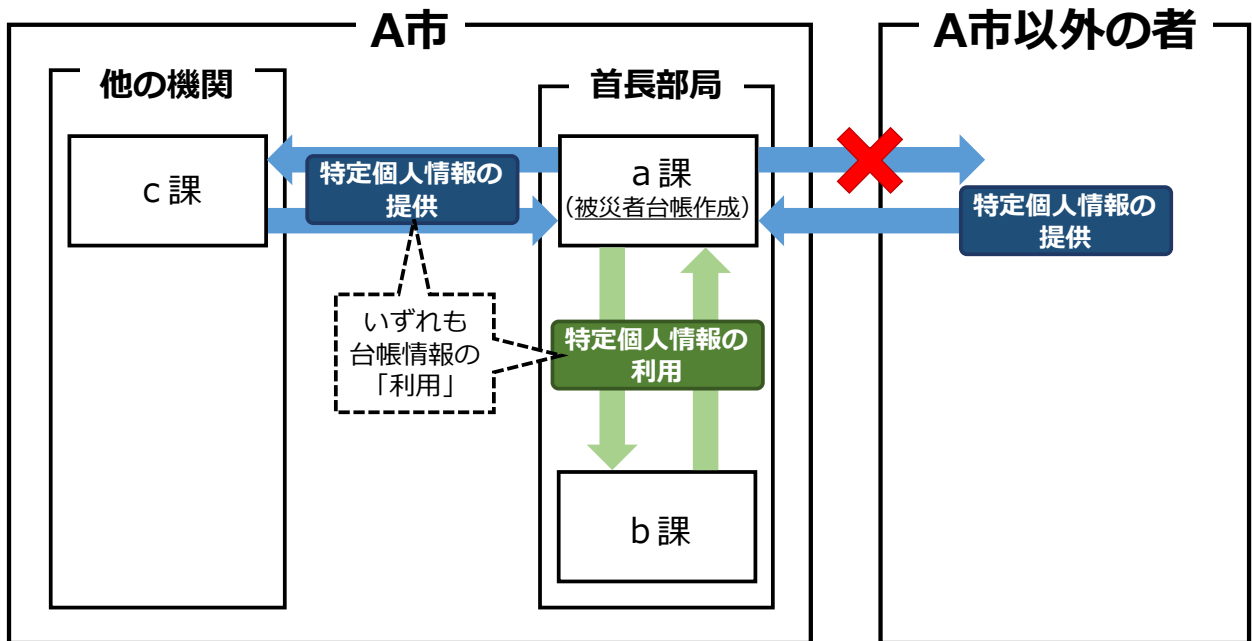
ア 相違点

法における台帳情報の「利用」又は「提供」と、番号利用法における特定個人情報の「利用」又は「提供」は、それぞれ同じ用語が用いられているが、下表のとおりその範囲は両者で異なっている（第 II 章 2（2）を参照）。

資料 4 災害対策基本法と番号利用法における「利用」と「提供」の違い（資料 22 と同内容）

	「利用」範囲	「提供」先
台帳情報 (法第 90 条の 4)	市町村内	当該市町村以外の者
特定個人情報 (番号利用法第 9 条、 第 19 条)	市町村内の同一機関内 (例：首長部局内)	市町村内の他の機関（例：教育委員会） 又は当該市町村以外の者

資料 5 番号利用法における「利用」と「提供」



※「特定個人情報」とは、マイナンバーを含む個人情報のことを指す。

イ 留意事項

このため、例えば、市町村の首長部局でマイナンバーを含めた被災者台帳を作成し、被災者の援護のため、条例に基づきその台帳情報を教育委員会など市町村内の他の機関が行う事務（法により、被災者に対する援護の実施に必要な限度に限られるとともに、番号利用法により、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務に限られる。）に利用する場合があるときは、台帳情報の「利用」かつ特定個人情報の「提供」に該当することから、「利用」又は「提供」の語の意味をそれぞれ混同することのないよう留意する必要がある。

8 その他

○ 被災者台帳に関する情報については、以下のホームページに掲載している。

● 内閣府防災ホームページ（被災者台帳）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

※ 「被災者台帳作成チェックリスト」(Word)、「簡易な被災者台帳ファイル」(Excel、Access) 等についても掲載している。なお、被災者数が比較的少ない災害の場合は、「簡易な被災者台帳ファイル」を利用することも考えられる。

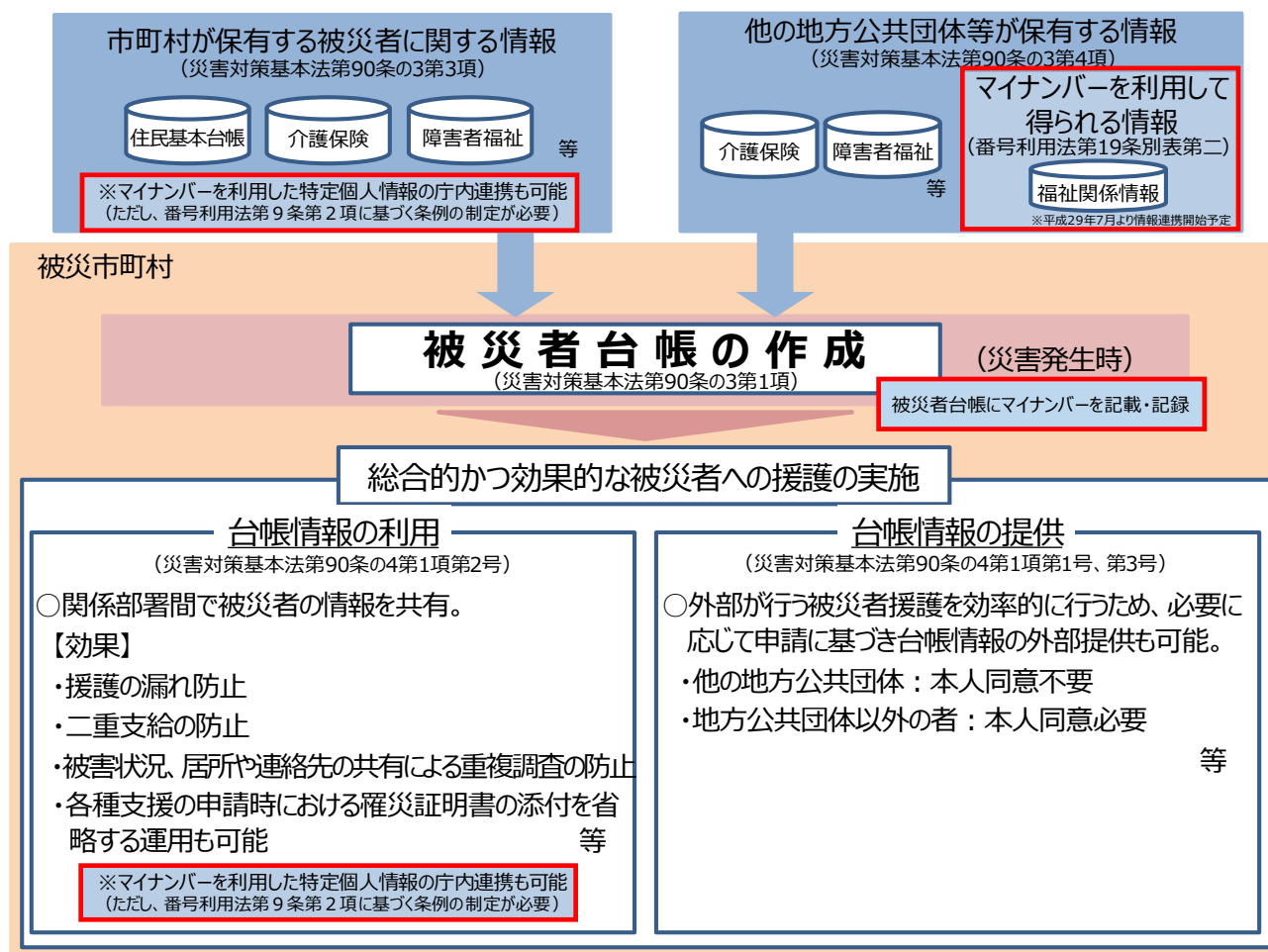
第Ⅱ章 被災者台帳の作成等（主に番号利用法）

第Ⅱ章 被災者台帳の作成等（主に番号利用法）

被災者台帳に記載・記録する情報を入手し、被災者台帳へ反映する方法は、資料6に示すように、当該情報の保有状況や種類によって複数の方法が考えられる。

対象となる被災者に関する情報の保有状況や必要な情報の判別を行った上で、その入手方法や手順、入手後の情報の保持・管理の方法等について、あらかじめ検討を行っておくことが必要である。

資料6 被災者台帳の作成、利用及び提供イメージ



第Ⅱ章では、資料6の赤枠で囲まれた内容を中心に、法に基づく事務のうち、被災者台帳の作成等に係るマイナンバーの利用について示す。

なお、マイナンバーを含まない情報（特定個人情報でなく個人情報）をマイナンバーを含む被災者台帳に記載・記録するため、マイナンバーを利用せずに庁内又は庁外から情報を入手すること、また、マイナンバーを含む被災者台帳について、マイナンバーを利用せずに台帳情報を利用する（利用する台帳情報にマイナンバーを含めない）ことも、可能である。

その場合の手順も含め、第Ⅲ章についても併せて参照されたい。

1 被災者台帳の作成（情報入手、記載・記録）

（1）マイナンバーの取得・利用

① マイナンバーの取得

- マイナンバーの取得は、本人から提供を受けるか、もしくは基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）からマイナンバーを検索して取得することが考えられる。
- 被災者本人からマイナンバーの提供を受けるときは、身元確認と番号確認を行わなければならない。

○ 被災者台帳に記載・記録するマイナンバーの取得に当たっては、以下の方法が考えられる。

i. 被災者本人からの提供

被災者台帳の作成に当たっては、番号利用法第14条第1項に基づき、本人にマイナンバーの提供を求めることができる。本人から直接マイナンバーの提供を受ける方法としては、マイナンバーカード又は通知カードの提示を受け、券面に記載されたマイナンバーを確認することが考えられる。マイナンバーカードを利用したマイナンバーの取得に当たっては、以下の方法が考えられる。

（i）券面からマイナンバーを取得する方法

マイナンバーカードの裏面には、マイナンバーが記載されており、職員が確認して、被災者台帳に記載・記録する方法が考えられる。

また、裏面に記載されているQRコードにはマイナンバーが記録されており、QRコードを読み取ることで手入力より迅速、正確にマイナンバーを取得することができる。

（ii）券面事項入力補助アプリからマイナンバーを取得する方法

マイナンバーカードのICチップには様々なアプリが搭載されており、カードリーダーで「券面事項入力補助アプリ」を読み取り、そこからマイナンバーを取得することができる。この際、カードリーダーを接続した端末に、本人に4桁の暗証番号を入力してもらうか、本人又は職員が券面より得られる照合番号を入力することで、暗証番号が正しければ「マイナンバー及び基本4情報」、照合番号が正しければ「マイナンバー」をそれぞれテキストデータで取得することができる。

- ii. 市町村の住民基本台帳（番号利用法施行令第12条第1項に基づく。）又は住民基本台帳ネットワーク（番号利用法第14条第2項に基づく。）（以下、「住基ネット」という。）等を用いて当該被災者のマイナンバーを検索

マイナンバーの漏えいの防止等の観点から、市町村がマイナンバーを避難所等で扱うことに懸念が生じる場合においては、被災者からは基本4情報を取得するまでに止め、当該情報を庁舎等へ持ち帰ったのちに、住民基本台帳又は住基ネットからマイナンバーを検索する方法が考えられる。基本4情報の取得については、被災者本人から聴取して職員が入力する方法のほか、下記のようなマイナンバーカードを利用した取得方法が考えられる。

(i) 券面事項入力補助アプリから基本4情報を取得する方法

カードリーダーで「券面事項入力補助アプリ」を読み取り、カードリーダーを接続した端末に、本人又は職員が券面より得られる照合番号を入力することで、照合番号が正しければ「基本4情報」をテキストデータで取得することができる。

(ii) 公的個人認証アプリから基本4情報を取得する方法


マイナンバーカードのICチップのアプリの一つに「公的個人認証アプリ」があり、署名用電子証明書が登録されている。本人に署名用電子証明書の暗証番号を入力してもらうことで、電子証明書を読みだすことができ、取得した電子証明書から「基本4情報」を取得することができる。

マイナンバーカードの利用や住民基本台帳又は住基ネットの利用については、カードリーダーの用意や業務端末及びサーバーの改修等が必要になることもあるため、平時より検討し、あらかじめ準備しておく必要がある。

資料7 マイナンバーカードのアプリの概要

マイナンバーカードのアプリの概要

マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	(目的) ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 (記録する情報) ・表面情報：4情報＋顔写真の画像 ・裏面情報：個人番号の画像	・個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 ：照合番号A(個人番号12桁) ・個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ ：照合番号B(14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁)
JPKI-AP	(署名用) ・電子申請に利用 (利用者証明用)【新規】 ・マイナポータル等のログインに利用	暗証番号(6～16桁の英数字) 暗証番号(4桁の数字)
券面事項入力補助AP【新規】	・個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 【記録・利用する情報】 ①個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ ②個人番号 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ 注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、照合番号A(個人番号12桁) ※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、照合番号B(14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁)
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

(出典：「マイナンバーカードの概要及び公的個人認証サービスを活用したオンライン取引等の可能性について」平成28年10月総務省自治行政局住民制度課)

※なお、マイナンバーカードは、券面にマイナンバーが記載された紙製の通知カードとは異なるので、注意すること。

- 被災者本人より自身のマイナンバーの提供を受けるときは、番号利用法第 16 条の規定により、現にマイナンバーを提供した者が当該マイナンバーの正しい持ち主であることを確認（i. 身元確認）するとともに、本人が提供したマイナンバーが正しいかどうかを確認（ii. 番号確認）する。

（※「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）を参照）

i. 身元確認

本人の身元確認は、

（i）マイナンバーカード

（ii）運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

（iii）官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（(a)氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの）

などによって確認することとなる。

これらによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を 2 つ以上提出させることにより確認する。（番号確認のために通知カードの提示を受けた場合は、番号利用法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号イに基づく。また、番号確認のために住民票の写し等の提示を受けた場合は、番号利用法施行規則第 3 条第 2 項第 1 号に基づく。）

ii. 番号確認

マイナンバーカード又は通知カードによりマイナンバーが正しいかどうかを確認する。これらによりがたい場合は本人のマイナンバーが記載された住民票の写し等によりマイナンバーが正しいかどうかを確認する。住民票の写し等による確認が困難な場合は、職員等において、番号利用法施行規則第 3 条第 1 項第 1 号に基づく地方公共団体情報システム機構（住基ネット）への確認や、番号利用法施行規則第 3 条第 1 項第 4 号に基づく住民基本台帳の確認等を行う。

② マイナンバーの利用範囲（番号利用法で定められた利用範囲）

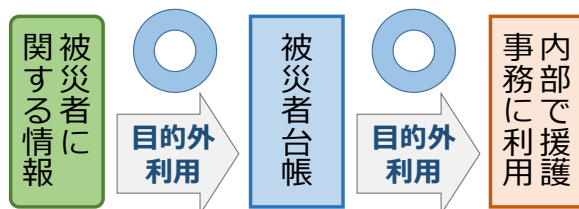
- 番号利用法第9条第1項及び別表第一省令の規定により、マイナンバーを利用して被災者台帳を作成することができる。
- 被災者台帳の作成時において以下のとおりマイナンバーを利用することができる。
- 被災者台帳に記載・記録する事項の一つとしてマイナンバーを保有すること（規則第8条の5第6号）
 - 被災者台帳に記載・記録されたマイナンバーを制度横断的な識別子として、当該市町村の同一機関内における被災者に関する必要な情報（特定個人情報）を入手すること
- なお、市町村は、被災者台帳の作成に当たって、番号利用法第19条7号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他団体から特定個人情報の提供を受けることができる（第Ⅱ章1（3）を参照）。

(2) マイナンバーを利用した庁内からの情報入手

- マイナンバーを利用した庁内からの情報入手に当たり、個人情報又は特定個人情報の取扱いにかかる全体像は資料8のとおりである。

資料8 市町村内部における個人情報又は特定個人情報の利用（全体イメージ）

市町村内部の個人情報の利用 (マイナンバー利用なし)



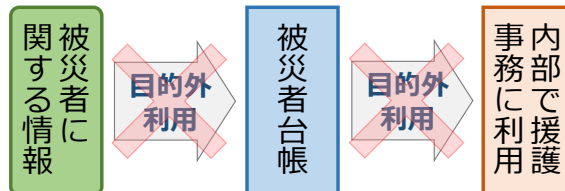
個人情報保護条例により個人情報の利用は制限されており、例外的に「目的外利用」が認められる場合として、下記の規定が定められている。

「法令の定めがある場合」

上記規定に対し、下記の災害対策基本法の規定が根拠となり、個人情報の「目的外利用」が可能となる。

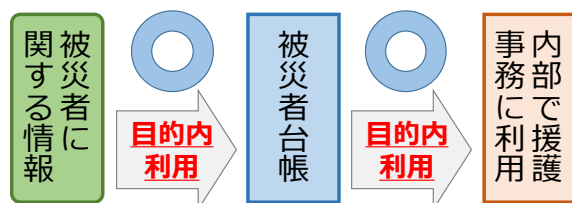
災害対策基本法
第90条の3第3項
第90条の4第1項第2号

市町村内部の特定個人情報の利用 (マイナンバー利用あり)



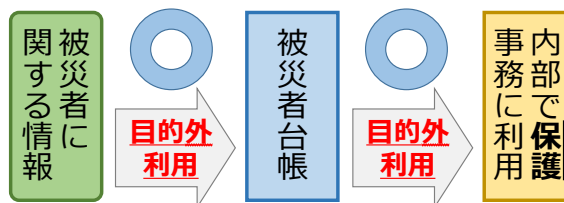
番号利用法第30条及び第32条の規定により、特定個人情報保護に係る条例においては「目的外利用」を認める「法令の定めがある場合」がないことから、各市町村の特定個人情報に係る条例の制約を受けるため、災害対策基本法の規定のみをもって「目的外利用」ができない。

▼番号利用法第9条第2項による庁内連携の条例を規定▼



庁内連携の条例を規定することで「目的外利用」から「目的内利用」となるため、被災者台帳の作成及び内部の援護事務へ特定個人情報を利用することができる。

▼人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき▼



番号利用法第30条及び第32条の規定により、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に特定個人情報を利用できる旨、条例に規定している場合は、当該規定に該当するときは庁内連携に係る条例の規定がなくとも、市町村内部で特定個人情報を「目的外利用」することができる。

（ただし、当該規定は、特定個人情報の目的外利用について、特定個人情報を除く個人情報の目的外利用に関する制限よりも厳格なルールを定めるものであるから、その運用に当たっては、個別具体的なケースに応じて適切に判断されるべきであることに留意すること。）

- 法第 90 条の 3 第 3 項に基づき、被災者台帳の作成時において、市町村が保有する個人情報を被災者の援護を実施するために目的外利用することが認められている。これは、一般的に個人情報保護条例により例外的に認められている「法令の定めがある場合」に該当するものとして整理されたものである。
- また、法第 90 条の 4 第 1 項第 2 号に基づき、被災者台帳に記載・記録された個人情報を被災者の援護を実施するために目的外利用することが認められている。これも、一般的に個人情報保護条例により例外的に認められている「法令の定めがある場合」に該当するものとして整理されたものである。
- 一方、マイナンバーを利用した場合、マイナンバーを含む個人情報は特定個人情報となるが、特定個人情報については、番号利用法第 30 条及び第 32 条の規定により、特定個人情報に係る条例において、目的外利用できる場合として「法令の定めがある場合」が規定されないことから、災害対策基本法のみを根拠とした特定個人情報の目的外利用は当該条例の規定に抵触するため、認められない。つまり、条例により庁内連携の規定を定めていない場合や、連携しようとする事務が法律事務ではなく、かつこれを独自利用事務として条例に規定していない場合は、同一地方公共団体内の同一機関内の他の部署が保有する個人情報をマイナンバーを利用して入手し、また、マイナンバーを利用して被災者台帳に記載・記録することはできない。（第Ⅰ章 7（2）ア（ア）を参照）
- このため、同一地方公共団体の同一機関内の部署間（市町村首長部局内）で各特定個人情報を利用するためには、当該利用を目的内利用とする必要があり、番号利用法第 9 条第 2 項に基づく庁内連携の条例を規定し、当該利用を目的内利用とすることにより、特定個人情報を同一地方公共団体の同一機関内の部署間で利用することが可能となる。したがって、庁内連携に係る条例の整備が必要となる。（第Ⅱ章 1（2）①～③を参照）
- なお、番号利用法第 30 条及び第 32 条の規定により、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に特定個人情報が利用できる旨、条例に規定している場合は、庁内連携に係る条例の規定がなくとも、当該規定に該当する場合は市町村内部で特定個人情報を目的外利用することができる（第Ⅰ章 7（2）ア（イ）を参照）。ただし、この規定は、特定個人情報の目的外利用について、特定個人情報を除く個人情報の目的外利用に関する制限よりも厳格なルールを定めるものであるから、その運用に当たっては、個別具体的なケースに応じて適切に判断されるべきであることに留意すること。

① **番号利用法に掲げられた特定個人情報（被災者台帳の作成事務に係るものに限る。）を
庁内連携により入手**

□ マイナンバー利用事務の処理のための庁内連携に係る条例を制定することで、マイナンバーを利用して、市町村内で保有する番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に規定された情報を入力して、被災者台帳を作成することができる。

- 番号利用法第 9 条第 2 項による庁内連携の条例化に当たっては、庁内連携する特定個人情報が、番号利用法別表第二第四欄に掲げるものである場合には、資料 9 のような包括的な規定を設けることにより当該特定個人情報の庁内連携が可能となる。
- なお、番号利用法別表第二に規定されている特定個人情報は、被災者の援護の実施に資する福祉関係情報が規定されているが、その情報は市町村が任意に利用するものであり、必ずしもこれら全ての情報についてマイナンバーを利用して被災者台帳に記載・記録する必要はない。

資料9 庁内連携に係る包括的な条例例

（個人番号の利用）

第〇条

- 市町村長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。

（参考：番号利用法別表第二（抄））

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
五十六の二 市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣 又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事 等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事 又は市町村長	障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

② 番号利用法に掲げられた特定個人情報（被災者台帳の作成事務に係るものを除く。）を
庁内連携により入手

□ 被災者台帳の作成に当たり、番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げる特定個人情報以外の番号利用法別表第二第四欄に掲げられている特定個人情報を利用する場合は、当該特定個人情報を個別に条例に定める必要がある。

- 前述の包括的な条例の規定により、被災者台帳の作成に関する事務において利用できる特定個人情報は、番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げられているもののみであるが、「援護の実施の状況」や「要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由」、「被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項」として、番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げられている特定個人情報以外の特定個人情報を利用しようとする場合には、資料 10、資料 11 のように、個別に当該特定個人情報を掲げた上で、庁内連携が可能となるよう、条例の制定が必要となる。

資料 10 番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げられていない特定個人情報の庁内連携に係る条例例

◆加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抄）

（個人番号の利用）

第 4 条

2 別表第 1 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。

（別表第 1（第 4 条関係）（抄））

機関	事務	特定個人情報
4 市長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置若しくは費用の徴収に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)による公営住宅の管理に関する情報、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)による福祉の措置若しくは費用の徴収に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)による被災者生活再建支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

資料 11 番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げられていない特定個人情報の庁内連携に係る施行規則例

◆加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（抄）

（条例別表第 1 の規則で定める事務及び情報）

第 3 条 条例別表第 1 の中欄各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第 1 の左欄に掲げる事務に応じ、同表の中欄に定める事務とし、条例別表第 1 の右欄各項に掲げる特定個人情報であって規則で定めるものは、別表第 1 の中欄に掲げる事務に応じ、同表の右欄に定める情報とする。

（別表第 1（第 3 条関係）（抄））

事務	規則で定める事務	規則で定める情報
4 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務	災害対策基本法第 90 条の 3 第 1 項の被災者台帳の作成に関する事務	被災者(災害対策基本法第 2 条第 1 号の災害の被災者をいう。以下この項において同じ。)に係る身体障害者福祉法第 38 条第 1 項の費用の徴収に関する情報
		被災者に係る生活保護実施関係情報
		被災者に係る地方税法第 323 条の市町村民税の減免に関する情報、同法第 367 条の固定資産税の減免に関する情報、同法第 454 条の軽自動車税の減免に関する情報及び同法第 605 条の 2 の特別土地保有税の減免に関する情報
		被災者に係る公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 16 条第 4 項の家賃の減免に関する情報及び同法第 19 条の家賃等の徴収猶予に関する情報
		被災者に係る国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条の保険料の減免等に関する情報
		被災者に係る住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 29 条第 3 項の国の補助に係る改良住宅の管理及び処分に関する情報
		被災者に係る老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する情報
		被災者に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 111 条の保険料の減免等に関する情報
		被災者に係る被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)第 3 条第 1 項の被災者生活再建支援金の支給に関する情報

③ 独自利用事務で利用する特定個人情報を庁内連携により入手

□ 被災者台帳の作成に当たり、条例に基づき独自にマイナンバーを利用する事務における特定個人情報を入手し、利用するためには、当該事務を独自利用事務として条例に規定するとともに、個別に庁内連携を可能にする条例の規定が必要である。

- マイナンバーは、番号利用法別表第一において掲げられている事務のほか、番号利用法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務であって地方公共団体が条例で定める事務の処理に関して、利用することができるとされている。例えば療育手帳の交付に関する事務で扱われる情報を、マイナンバーを利用して被災者台帳に記載・記録する際には、資料12（資料13）のように、これらの事務を独自利用事務として条例に規定し、かつ庁内連携が可能となるように規定する必要がある。

資料12 独自利用事務の条例化及び当該情報の庁内連携に係る条例例

◆ 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抄）

（個人番号の利用範囲）

第4条 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理について保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（別表第1（第4条第1項関係）（抄））

機関	事務
10 市長	大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの

（別表第2（第4条第2項関係）（抄））

機関	事務	特定個人情報
8 市長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

資料 13 独自利用事務の条例化及び当該情報の庁内連携に係る条例の施行規則例

◆ 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（抄）

（条例別表第 1 の規則で定める事務）

第 12 条 条例別表第 1 の 10 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- （1） 大阪府療育手帳に関する規則第 3 条第 1 項の規定による療育手帳の交付の申請の受理又はその申請に対する応答に関する事務
- （2） 大阪府療育手帳に関する規則第 8 条第 2 項において準用する同規則第 3 条第 1 項の規定による療育手帳の更新の申請の受理又はその申請に対する応答に関する事務
- （3） 大阪府療育手帳に関する規則第 9 条第 1 項の規定による療育手帳の記載事項の変更又は同条第 2 項の規定による療育手帳の記載事項の変更に係る通知に関する事務
- （4） 大阪府療育手帳に関する規則第 10 条第 1 項の療育手帳の再交付に関する事務
- （5） 大阪府療育手帳に関する規則第 11 条第 1 項の規定による療育手帳の返還又は同条第 2 項の規定による療育手帳の返還に係る通知に関する事務
- （6） 大阪府療育手帳に関する規則第 12 条第 1 項の規定による転出の届出の受理又は同条第 2 項の規定による転出の届出に係る通知に関する事務

（条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報）

第 21 条 条例別表第 2 の 8 の項の規則で定める事務は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 90 条の 3 第 1 項の被災者台帳の作成に関する事務とし、同表の 8 の項の規則で定める情報は、被災者に係る療育手帳関係情報とする。

④ 住民基本台帳情報の取扱い

□ マイナンバーをその内容に含む住民基本台帳は、広く住民に関する行政事務の基礎とできることから、庁内連携のための特段の条例の整備は不要である。

- マイナンバーの独自利用事務及び庁内連携については、各市町村において番号利用法第9条第2項の規定による条例の整備が必要となるが、住民基本台帳は住民基本台帳法第1条を根拠に住民に関する事務の基礎とすることができるため、これに記載される情報は市町村が行うマイナンバー利用事務等の処理に利用することが可能であり、利用のための条例を整備する必要はない。

⑤ 同一市町村内の他の機関から特定個人情報を入手

□ 被災者台帳の作成にあたり、同一地方公共団体の他の機関が保有する特定個人情報を利用する場合は、当該他の機関にとっては「特定個人情報の提供」に当たるため、番号利用法第 19 条第 10 号に基づく条例の制定が必要である。

- 被災者台帳の作成に当たり、同一市町村内の他の部署（首長部局内）が保有する特定個人情報を利用するためには、番号利用法第 9 条第 2 項の規定に基づく庁内連携の条例が必要となるが、同一市町村内の他の機関（教育委員会等）が保有する特定個人情報を利用する場合は、異なる機関間での「特定個人情報の提供」に当たるので、番号利用法第 19 条第 10 号に基づく条例の規定が必要となる。
- 同一市町村内における特定個人情報の授受であっても、マイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関と連携する場合は、番号利用法上、「特定個人情報の提供」に該当することに注意する必要がある。（第Ⅱ章 2（2）を参照）

資料 14 同一地方公共団体の他の機関から特定個人情報を入手するための条例例

（特定個人情報の提供）

第○条 法第 19 条第 10 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第△の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規定の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（別表第△（第○条関係））

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市町村長	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	▼▼法による▼▼に要する費用についての▼▼に関する情報であって規則で定めるもの

（３）情報提供ネットワークシステムを使用した庁外からの情報入手

① 情報提供ネットワークシステムを使用した他団体への被災者に関する情報の照会

- 被災者台帳の作成に当たり、情報提供ネットワークシステムを使用して他団体へ被災者の特定個人情報（福祉関係情報）の提供を求めた場合、当該特定個人情報の提供を受けることができる。
- 番号利用法第 19 条第 7 号及び別表第二において、被災者台帳の作成に関する事務を処理するために提供を受けることができる特定個人情報として規定されているものについては、情報提供ネットワークシステムを使用して、都道府県、他の市町村等に対し、当該特定個人情報の提供を求めることができる。
- 番号利用法第 22 条第 1 項において、特定個人情報の提供の求めがあった場合、情報照会者に対して、当該特定個人情報を提供しなければならないとされているため、他の方法で情報提供を求める場合に比べ、確実に情報を入手することができる。
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うときには、マイナンバーを直接使用することはなく、団体内統合宛名システムで割り振られる団体内統合宛名番号を使用して中間サーバーにおいて機関ごとに割り振られる機関別符号を用いて情報連携を行う。また、中間サーバー接続端末から情報照会を行う際には、団体内統合宛名番号を用いることとなる。（第Ⅱ章 1（3）③を参照）
- なお、台帳情報は、番号利用法別表第二第四欄に掲げる特定個人情報として規定されていないため、情報提供ネットワークシステムを使用して提供を求められることはない。

② 被災者台帳の作成事務における情報連携

□ 他団体に照会できる特定個人情報の具体的内容は、別表第二省令及び「番号法に係るデータ標準レイアウト関連様式（様式B）」により規定されている。

○ 別表第二省令及び「番号法に係るデータ標準レイアウト関連様式（様式B）」（以下、「データ標準レイアウト」という。地方公共団体の担当者向けに提供されており、一般非公開。）では、資料15に示すとおり、他団体に照会できる特定個人情報の内容が具体的に規定されている。被災者台帳については、主に障害・福祉等に関係した特定個人情報を照会することができる。

（具体例）

- 妊娠したA市の住民Xが、出産に備え実家のB市に滞在中、B市で災害が発生した場合、B市には当該Xに係る情報がないため、B市は、情報提供ネットワークシステム（データ標準レイアウト80「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」）を使用して、A市が保有するXの出産予定日について情報提供を受け、Xへの援護を実施。

※データ標準レイアウトの各項目は、被災者の援護に関係する可能性のある項目を幅広に対象としているが、必要な項目は市町村ごとに異なるものと考えられる。これらは市町村が被災者台帳作成に当たって、その必要に応じて取得することを可能とするものであり、必ず被災者台帳に記載・記録しなければならないものではない。

第Ⅱ章 被災者台帳の作成等（主に番号利用法）

資料 15 被災者台帳作成のため他団体に照会できる特定個人情報＜見開き＞

事務	番号利用法 別表第二		別表第二省令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第30条（平成28年9月12日改正））	特定個人情報データ標準レイアウト	
	情報提供者	特定個人情報 （下欄に掲げる情報であって主務省令（右欄参照）で定めるもの）		特定個人情報の番号	特定個人情報（データ標準レイアウト上の名称） （具体的データ項目は、デジタルPMOに掲載）
五十六の二 市町村長 被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	災害救助法による救助に関する情報	※ 規定なし （注）被災者台帳作成に当たり必要な情報は「被災者」についての情報だが、災害救助法による救助に関する情報は、救助に関する業務に従事した者に係る情報とされており、被災者のうちこれに該当する者はいないと考えられることから、別表第二主務省令を改正（平成28年9月12日公布）し、従前において被災者台帳作成にあつた情報の連携対象として定められていた「災害救助法による救助に関する情報」に係る規定を削除した。従つて、被災者台帳作成時に災害救助法による救助に関する情報との連携は行われない。	—	—
		児童福祉法による障害児入所支援に関する情報	一 被災者（災害対策基本法第二条第一号の災害の被災者をいう。以下この条において同じ。又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報
		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	二 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報		
		児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	三 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。）		
		障害者関係情報 （障害者関係情報：児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（法別表第二十の項参照））	四 被災者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 五 被災者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報 （注）上記特定個人情報名に「知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報」の語が含まれているが、別表第二主務省令にはこの情報に係る規定がなく、データ標準レイアウト上もこの情報に係る項目はない。
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報	※ 規定なし （注）措置入院関係の個人番号の利用については、従前において個人番号利用事務として別表第一主務省令に規定されていたが、自治体等から措置入院患者からの個人番号の取得が困難である等といった意見をいただき、改めて必要性について検討した結果、措置入院においては個人番号を利用しないこととされ、別表第一主務省令の改正（平成27年12月25日公布）により、当該事務が削除された。これに伴い、別表第二主務省令を改正（平成28年9月12日公布）し、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報」に係る規定を削除した。	—	—
		難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	六 被災者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
市町村長	都道府県知事	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	七 被災者若しくはその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特別障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特別障害児相談支援給付費の支給に関する情報	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報
		母子保健法による妊娠の届出に関する情報	八 被災者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報
	市町村長	介護保険給付等関係情報 （介護保険給付等関係情報：介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（法別表第二の項参照））	九 被災者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 （注）上記特定個人情報名のうち「地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」について、地域支援事業は自治体の裁量により事業が実施されるものであり、その情報へのマイナンバー付番の有無が自治体により異なるため、法律事務としては情報提供ネットワークシステムでは取り扱わないこととされたため、被災者台帳作成事務に限らず、別表第二主務省令において規定されておらず、データ標準レイアウトにおいても当該情報に係る項目は設定されていない。
都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報 （特別児童扶養手当関係情報：特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（法別表第二十六の項参照））	十 被災者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する情報	十一 被災者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
	都道府県知事等	昭和三十九年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報			
都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	十二 被災者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	

第Ⅱ章 被災者台帳の作成等（主に番号利用法）

特定個人情報データ標準レイアウト		情報提供ネットワークシステムにおける情報提供者の 機関種別の内訳
特定個人情報の具体的データ項目	特定個人情報により把握できる主な内容	
—	—	—
【児童福祉法による障害児入所支援情報】 支援開始年月日・支援終了年月日	障害児入所支援の有無	
【児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給情報】 支給開始年月・支給終了年月	小児慢性特定疾病の有無	都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 児童相談所設置市の長
【児童福祉法による措置情報】 措置開始年月日・措置終了年月日 →施設コード	児童福祉法による措置の有無	
【身体障害者手帳情報】 身体障害者手帳初回交付年月日・身体障害者手帳返還年月日 →身体障害者手帳再交付年月日、身体障害者手帳番号、身体障害者手帳等級コード、障害名、身体 障害者手帳等級障害程度コード、身体障害者手帳部位コード、身体障害者手帳障害認定日	身体障害者手帳の情報 (障害名、等級、個別障害の部位等)	都道府県知事 指定都市の長 中核市の長
【精神障害者保健福祉手帳情報】 精神手帳交付年月日・精神手帳返還年月日 →精神手帳番号、精神手帳再交付年月日、精神手帳等級コード、精神手帳有効期間終了年月日	精神障害者福祉手帳の情報 (等級等)	
—	—	—
【特定医療費支給情報】 →支給開始年月、支給終了年月、支給年月	厚生労働大臣が指定した難病（指定難病）に罹患し、認定基準を満たした者に対する特定医療費の支 給の該当の有無	都道府県知事
【障害児通所支援支給情報】 支給開始年月日・支給終了年月日 →サービス種別コード 支給年月 →障害児通所支援利用者負担額	障害児通所支援の有無、サービス種別	市町村長
【妊娠届出情報】 妊娠の届出年月日 →出産予定日	妊娠の有無、出産予定日	市町村長
【被保険者】 被保険者資格取得年月日・被保険者資格喪失年月日 →被保険者番号、保険者番号、資格異動事由コード、被保険者区分 【住所地特例情報】 住所地特例者適用開始年月日・住所地特例者適用終了年月日 →施設所在地、施設名、住所地特例者適用変更年月日、施設電話番号 【支給者基本情報】 認定期間開始年月日・認定期間終了年月日 →要介護状態区分コード、認定済区分、認定申請年月日、介護認定審査会の意見、備考、区分支給 限度基準額 【負担割合】 割合開始年月日・割合終了年月日 →負担割合区分 【高額医療合算介護サービス費】 給付年度 →自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間 至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計 【高額医療合算介護サービス費】 給付年度 →自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間 至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計	介護保険の対象の有無、被保険者番号、保険者番号、要介護状態区分等	市町村長
【支給情報】 支給開始年月・支給終了年月 →改定年月、障害児数(1級)、障害児数(2級)、手当月額、証書発行年月日 【支給情報(年)】 支給年度 →特別児童扶養手当年間支給額	特別児童扶養手当の対象の有無、級別障害児数等	都道府県知事 指定都市の長
【特別児童扶養手当等の支給情報】 対象年月 →支給開始年月、改定年月、支給終了年月、手当月額、通知書発行年月日、支給年度、障害児福祉 手当年間支給額、支給開始年月、改定年月、支給終了年月、手当月額、通知書発行年月日、支給年 度、特別障害者手当年間支給額、支給開始年月、改定年月、支給終了年月、手当月額、通知書発行 年月日、支給年度、特別障害者手当年間支給額	障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当(経過的福祉手当)の対象の有無	都道府県知事 市及び特別区の長 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村の 長
【障害支援区分認定情報】 認定期間開始年月日・認定期間終了年月日 →障害支援区分コード 【特定障害者特別給付費情報】 適用開始年月・適用終了年月 →特定障害者特別給付費該当コード 【介護給付費等支給情報】 支給開始年月・支給終了年月 →サービス種別コード 【障害福祉サービス利用情報】 障害福祉サービス対象年月 →障害福祉サービス利用者負担月額 【自立支援医療(更生医療)支給情報】 支給開始年月・支給終了年月 【自立支援医療(育成医療)支給情報】 支給開始年月・支給終了年月 【自立支援医療(精神通院医療)支給情報】 支給開始年月・支給終了年月	障害者自立支援給付の対象の有無 障害支援区分(障害認定された程度) 特定障害者特別給付の対象の有無 障害福祉サービスの種別 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)の対象の有無	都道府県知事 市町村長

- 被災者台帳の作成に当たって他団体へ照会し、取得する特定個人情報の詳細な項目について、平時より把握しておくことが必要である。特定個人情報毎に情報提供者、データ定義（項目名、データ型、項目説明等）及び当該特定個人情報を使用する事務手続との対応を整理したデータ標準レイアウト（資料16）で情報連携する特定個人情報の詳細な内容が把握できる。
- なお、データ標準レイアウトは各制度の改正等に伴い随時改版されることから、定期的に情報システム部門や番号制度主管部門から情報提供を受け、修正箇所がある場合は適切に対応する必要がある点に注意が必要である。

資料16 データ標準レイアウトの記載内容（平成29年1月現在）

2. 特定個人情報データベース等（個別番号利用法）		3. 特定個人情報データベース等（個別番号利用法）		4. 特定個人情報データベース等（個別番号利用法）		5. 特定個人情報データベース等（個別番号利用法）		6. 特定個人情報データベース等（個別番号利用法）		7. 特定個人情報データベース等（個別番号利用法）		
項目名	データ型	項目説明	データ型	項目説明	データ型	項目説明	データ型	項目説明	データ型	項目説明	データ型	項目説明
1. 特定個人情報データベース等
2. 特定個人情報データベース等
3. 特定個人情報データベース等
4. 特定個人情報データベース等
5. 特定個人情報データベース等
6. 特定個人情報データベース等
7. 特定個人情報データベース等
8. 特定個人情報データベース等
9. 特定個人情報データベース等
10. 特定個人情報データベース等
11. 特定個人情報データベース等
12. 特定個人情報データベース等
13. 特定個人情報データベース等
14. 特定個人情報データベース等
15. 特定個人情報データベース等
16. 特定個人情報データベース等
17. 特定個人情報データベース等

A 特定個人情報の番号、コード、名称、情報提供者及び版番号

B

B 情報提供ネットワークシステムを通じて連携するデータ項目及びデータ型・桁等を示した欄

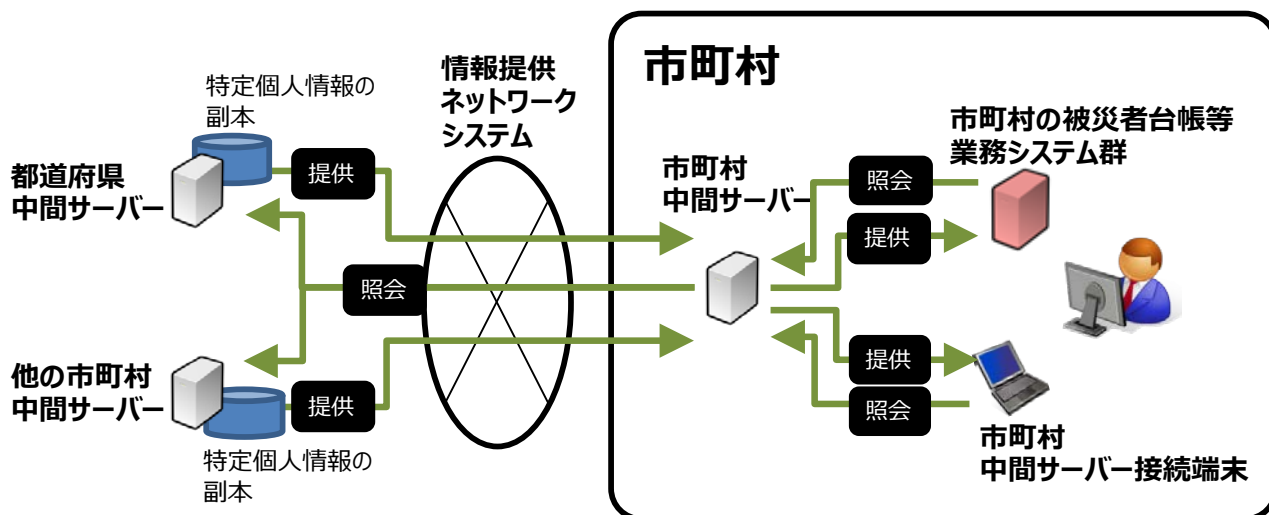
C 照会する手続、情報照会者、情報照会条件、照会時の照会キー及び使用したいデータ項目を示した欄【情報照会条件】
 ①既定(デフォルト)：現時点の最新情報を照会
 ②時点指定：過去の時点における最新情報を照会
 ③範囲指定：一定期間の情報をまとめて照会

③ 中間サーバー接続端末の使用

□ 情報提供ネットワークシステムの使用ケースに合わせて、中間サーバー接続端末の使用方法の理解など、事前の準備・検討を行っておく。

- 災害発生時における特定個人情報の情報照会の方法としては、他のマイナンバー利用事務と同様に、以下の2つの手段が想定される。
 - ・ 被災者台帳に係るシステムに中間サーバーと連携する機能がある場合は、当該機能を利用することにより都道府県又は他の市町村に照会する。
 - ・ 被災者台帳に係るシステムはあるが中間サーバーと連携する機能がない場合や被災者台帳に係るシステムがない場合は、中間サーバー接続端末を使用し、都道府県又は他の市町村に照会する。
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携のイメージは資料 17 のとおり。

資料 17 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携イメージ



- 資料 17 に記載されている中間サーバーとは、情報連携の対象となる特定個人情報を保有・管理し、情報提供ネットワークシステムと市町村の業務システムとの情報の授受を仲介するものである。情報連携を行うにあたり、中間サーバーに直接接続されている中間サーバー接続端末より情報照会等を行うことが可能である。

- 中間サーバー接続端末を使用する場合においては、次の点について留意が必要であり、平時より、手順や効率化できる仕組み等の準備をしておく必要がある。市町村内の番号制度主管部門や情報システム部門等と調整の上で、検討を進めておく必要がある。

資料 18 情報照会に係る留意点

	留意事項	概要
1	情報照会に当たって、団体内統合宛名番号の入手が必要	中間サーバーにおいて、住民等の宛名情報を管理しているが、その識別子はマイナンバーではなく、マイナンバーと対応した団体内統合宛名番号を各市町村で発行し、登録することとしている。 したがって、都道府県又は他の市町村へ照会する場合は、マイナンバーと対応した団体内統合宛名番号を指定して照会することになる。 このため、被災者台帳に登録した個人情報について、マイナンバーを取得後に、市町村内で団体内統合宛名を管理するシステムを通じて、団体内統合宛名番号を入手することが必要となる。
2	照会先（情報提供者）の特定が必要	都道府県又は他の市町村に照会する際、照会先となる団体を特定し、照会条件として指定する必要がある。 避難者本人から聞き取りが難しい場合も想定されることから、例えば、避難者の住民票上の現在の住所や、被災直前に転入した場合は、転出元の住所を把握することで照会先の団体を特定することが考えられる。
3	情報提供等記録の開示又は不開示の判断が必要	番号利用法第 23 条第 2 項に基づき、照会した事実の記録である「情報提供等記録」が保存され、情報提供等記録開示システム等を通じて、国民は自己の個人情報の照会や提供の記録を確認できるとされている。 ただし、各市町村の個人情報保護条例等での規定に基づき、当該「情報提供等記録」について不開示とすることも可能となっているため、被災者ごとに開示又は不開示の判断が必要となる。
4	「ファイルを使った要求」時におけるデータ抽出方法及び照会用のファイル作成の手順検討が必要	中間サーバー接続端末による情報照会を行う際、1 件ずつ情報照会を画面機能にて行うことが可能な他、複数件（複数名分）の情報照会をファイル形式で照会条件を作成することができるとされている。 ファイルの形式として、「情報照会内容ファイル（CSV）」が示されているが、同ファイルの作成に当たっては、手作業で作成する手順の準備もしくは被災者台帳に係るシステムから照会に必要な情報の抽出や加工のための仕組みが必要となる。 また、作成された「情報照会内容ファイル（CSV）」の登録手順についても、あらかじめ定めておくことが必要となる。

詳細は、以下文書の最新版に記載されている。

- 地方公共団体情報システム機構「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア 操作マニュアル（業務担当者用）」
- 地方公共団体情報システム機構「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア システム方式設計書」
- 内閣官房「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」
- 地方公共団体情報システム機構「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア 自治体中間サーバーにおける特定個人情報の取扱いについて」

（地方公共団体の社会保障・税番号制度担当者向けに提供されており、一般非公開）

- 被災者台帳作成事務のために、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した被災者の特定個人情報取扱方法としては、以下のようなパターンが想定される。
 - ① 中間サーバー接続端末を使用して情報照会した場合において、入手した特定個人情報の内容を閲覧したのち、確認したい事項等を被災者台帳に転記する。（例：身体障害者手帳保有の有無…など）
 - ② 中間サーバー接続端末を使用して情報照会をした場合において、情報照会結果をダウンロードし、手作業にて加工の上で、被災者台帳に係るシステムに取り込む。
 - ③ 被災者台帳に係るシステムの中間サーバー連携機能を使用した場合において、情報照会結果を入手し、自動的に加工・抽出の上で、被災者台帳に係るシステムに取り込む。
- 災害発生時には、他団体から特定個人情報を入手する場合の処理方法や入手した特定個人情報の取扱い、被災者台帳への反映方法を十分な時間をかけて検討することは難しいため、平時より手順や体制について十分な検討・準備をしておく必要がある。
- 例えば、被災者台帳に登録された住登外者[※]全員を対象に、援護や支援の必要性の有無を判断するために、障害の有無等の確認を行う場合等が想定されるが、想定される対象者数によっては、③のように自動処理が行えるシステム機能を整備しておく等の準備を行うことが望ましい。

※住登外者とは、当該市町村の住民票に登録のない者をいう。

④ 情報連携の実施による特定個人情報の入手イメージ

- 情報提供ネットワークシステムを使用して都道府県又は他の市町村から特定個人情報の取得が必要となるのは、災害発生時において被災者の援護を行うために、被災市町村内で当該被災者に関する情報を把握しておらず、当該情報を都道府県又は他の市町村が保有している場合が考えられる。例えば、資料 19 に示すような被災者については、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を入手することが想定される。

資料 19 他団体へ特定個人情報の照会を行う対象者、情報提供者及びその例

対象者の区分	情報提供者	例
住登外者 [※]	住登外者の住民票がある市町村、又は当該市町村の所属する都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票が登録されていないが居所が被災地にある方の特定個人情報 ● 他の市町村から避難されている方の特定個人情報
住登者 [※]	住民が過去に転出した市町村	被災直前等に被災市町村へ転入した場合の過去に受けた行政サービス等にかかる特定個人情報
	住民が行政サービス等を受けている都道府県	申請等を市町村が窓口として受理し、都道府県が取りまとめて管理している特定個人情報（災害時に市町村内で保有する情報を入手するより有効な場合）
	住民が過去に滞在し、行政サービス等を受けた市町村	行政サービス等自体は他市町村で受けている場合の当該行政サービス等にかかる特定個人情報

※住登外者とは、当該市町村の住民票に登録のない者をいう。また、住登者とは、当該市町村の住民票に登録されている者をいう。以下同じ。

- また、都道府県又は他の市町村が保有する特定個人情報の利用イメージとして、資料 20 に挙げるような入手目的や入手する情報項目が想定される。

資料 20 特定個人情報の取得の目的と入手する情報項目の例

目的の例	入手する情報項目の例
被災者のうち、特段の支援が必要な方のリストを抽出するため	「障害者関係情報」の身体障害者手帳情報における身体障害者手帳等級コード、精神障害者福祉手帳情報における精神手帳等級コード、「介護保険給付等関係情報」の要介護度、「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」の届出年月日や出産予定日等の情報 等
市町村内で把握できていない要配慮者等の被災者の適切な援護のための参考情報を得るため	「障害者関係情報」の身体障害者手帳情報における障害名、「障害者自立支援給付関係情報」の自立支援医療の支給状況、障害福祉サービス受給者証情報や各種自立支援医療支給情報、「介護保険給付等関係情報」の要介護状態区分コード 等
経済的支援や援護を受ける際に必要な自己情報の取得代行のため	「障害者関係情報」（災害時に紛失した身体障害者手帳又は精神障害者福祉手帳に係る各情報項目） 等

2 台帳情報の利用

（1）同一市町村内の同一機関内における台帳情報の利用

- 同一地方公共団体の同一機関内における複数事務に、マイナンバーを利用して台帳情報を利用するためには、番号利用法第9条第2項による条例の制定が必要になる。
- 被災者台帳は、被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約しているものであることから、台帳情報を利用すれば、円滑な被災者援護の実施に効果的と考えられる。
- 番号利用法では、同法別表第一に掲げられた事務と、同法第9条第2項の規定により条例で定めた事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務に限る。）にマイナンバーを利用することができる。
- さらに、同じく番号利用法第9条第2項に基づき、庁内連携に係る条例を定めることで、それらの事務に台帳情報を利用することができる。
- 資料21のように、市町村の独自利用事務等に台帳情報を利用できるように条例を規定することで、様々な被災者援護がマイナンバーを利用して効率的に実施できるようになると考えられる。

資料21 台帳情報の内部利用に係る条例例

- ◆阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（別表第1（第4条関係）（抄））

機関	事務
18 市長部局	<u>阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年阿蘇市条例第110号）による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給若しくは災害援護資金の貸付に関する事務</u>
19 市長部局	<u>阿蘇市災害見舞金支給条例（平成17年阿蘇市条例第111号）による災害見舞金又は弔慰金の支給に関する事務</u>

（別表第2（第4条関係）（抄））

機関	事務	特定個人情報
18 市長部局	<u>阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給若しくは災害援護資金の貸付に関する事務</u>	住民票関係情報
		<u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による罹災証明書又は被災者台帳に関する情報（以下「被災者支援関係情報」という。）</u>
19 市長部局	<u>阿蘇市災害見舞金支給条例による災害見舞金又は弔慰金の支給に関する事務</u>	住民票関係情報
		<u>被災者支援関係情報</u>
		阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給若しくは災害援護資金の貸付に関する情報

（２）同一市町村内の他の機関における台帳情報の利用

□ 同一地方公共団体の他の機関が台帳情報を利用する場合、マイナンバーを利用して特定個人情報の授受を行うことは、被災者台帳の作成を担当する機関にとっては「特定個人情報の提供」に当たるため、番号利用法第 19 条第 10 号による条例の制定が必要になる。

- 番号利用法第 9 条第 2 項の規定に基づく条例により、同一機関内の複数事務に特定個人情報を内部利用する庁内連携が可能となるが、同一地方公共団体内の他の機関（教育委員会等）と特定個人情報の授受を行う場合は、異なる機関間での「特定個人情報の提供」に当たるので、同法第 19 条第 10 号に基づく条例の規定が必要となる。同一市町村内の「台帳情報の利用」であっても、マイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関と連携する場合は、番号利用法上、「特定個人情報の提供」に該当することに留意する必要がある。

資料 22 災害対策基本法と番号利用法における「利用」と「提供」の違い（資料 4 と同内容）

区分（利用範囲又は提供先）		番号利用法	災害対策基本法
同一地方公共団体	同一機関内の他部署 （首長部局内）	利用 （マイナンバー）	利用 （台帳情報）
	他の機関 （教育委員会等）	提供 （特定個人情報）	
当該地方公共団体以外の地方公共団体			

- このため、市町村長部局と教育委員会の間等でマイナンバーを利用して特定個人情報の授受を行う場合には、資料 23 のように、条例に定める必要がある。

資料 23 同一地方公共団体の他の機関への特定個人情報の提供に係る条例例

（特定個人情報の提供）

第〇条 法第 19 条第 10 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第△の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規定の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（別表第△（第〇条関係））

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲ ▲料の減免に関する事務 であって規則で定めるもの	市町村長	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）による被災者台帳に関する情報であって規則で定めるもの

3 台帳情報の提供

（１）マイナンバーを含む台帳情報の提供（番号利用法第 19 条による制限）

- マイナンバーを利用して台帳情報の提供は行うことはできない（なお、番号利用法第 19 条第 14 号に該当する場合には第Ⅱ章 3（２）を参照。）

- マイナンバーの利用については、番号利用法第 9 条第 1 項及び別表第一に定められており、被災者台帳に関する事務は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」として、「被災者台帳の作成」のみに限られていることから、「台帳情報の提供」にマイナンバーを利用することはできない（なお、被災者台帳作成市町村内での「台帳情報の利用」については番号利用法第 9 条第 2 項に基づき条例に規定すれば可能）。

- また、特定個人情報の提供は番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当しない場合は認められず、番号利用法第 19 条第 7 号により認められる情報提供ネットワークシステムによる情報連携は、情報照会者、事務、情報提供者及び特定個人情報の項目が番号利用法第 19 条別表第二に掲げられている各項目に該当するときのみとされている。台帳情報は、番号利用法第 19 条別表第二第四欄の特定個人情報に規定されていないため、情報提供ネットワークシステムを使用して台帳情報の提供を行うことはできない。

- なお、マイナンバーを含む被災者台帳は特定個人情報ファイルとなり、番号利用法による提供の制限の対象は特定個人情報であるが、マイナンバーを含まない台帳情報は特定個人情報ではなく市町村の個人情報保護条例に基づく個人情報であることから法第 90 条の 4 の規定により提供することができる。（規則第 8 条の 6 第 3 項を参照）

（２）番号利用法第 19 条第 14 号に係る留意点

- 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」には、特定個人情報を提供することができる。
- 特定個人情報の提供について、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合は認められるが、番号利用法第 19 条第 14 号では「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」と規定されていることから、本号に該当する場合は、マイナンバーを含む台帳情報（特定個人情報）を提供することができる。
 - 番号利用法第 19 条第 14 号に該当し、特定個人情報を提供する場合には、情報提供ネットワークシステムの使用は義務付けられていない。
 - ただし、マイナンバーを含む台帳情報を本号の規定を根拠に提供する場合は、「人の生命、身体又は財産の『保護』」のために提供する必要性があり、かつその緊急性が高いと認められる場合であり、通常、本号の適用は想定されにくく、法第 90 条の 4 に基づいてマイナンバーを含めずに台帳情報の提供を行うことが想定される。（第Ⅰ章 7（２）イ及び第Ⅲ章 3 を参照）
 - なお、規則第 8 条の 6 第 3 項において、台帳情報を外部に提供する場合はマイナンバーを除いて提供する旨規定されているが、この規定は、法第 90 条の 4 第 2 項に基づき、同法第 90 条の 4 第 1 項（第 1 号又は第 3 号に係る部分に限る。）の規定により台帳情報を提供する場合について定められたものであり、番号利用法第 19 条第 14 号の規定に基づく提供について定められたものではないため、番号利用法第 19 条第 14 号に基づき台帳情報を提供する場合は、マイナンバーを含めて提供することができる。

4 その他

(1) 特定個人情報保護評価の実施

- 災害が発生した際に、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報保護ファイルを保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施する（対象人数が1,000人未満の場合は評価が義務付けられない）。
 - 被災者台帳を作成するシステムを災害発生前に開発し、災害発生後に特定個人情報ファイルを保有する場合には、当該システムのプログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施する。
-
- 行政機関の長等（市町村長を含む）は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施するものとされている。（なお、特定個人情報保護評価は対象人数が1,000人未満の事務については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられていない。）
 - しかし、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、「特定個人情報保護評価指針（平成28年1月1日 特定個人情報保護委員会）」において、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとされている。
 - 市町村長は、災害の発生により、特定個人情報ファイルである被災者台帳を作成したとき（手作業処理用ファイルのみを取り扱う場合を除く。）は、作成後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施することとなるが、具体的な実施時期については、個別に個人情報保護委員会に相談すること。
 - 一方、被災者台帳の作成では、特定個人情報ファイルを保有することとなるのは災害発生後であるものの、特定個人情報ファイルを保有することを想定した被災者台帳を作成するためのシステムを災害発生前に開発する場合には、原則どおり、当該システムのプログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施する必要があると考えられる。なお、この場合の対象人数については、システム設計上の想定人数を基に判断しても差し支えない。ただし、実際に特定個人情報ファイルを保有したときに、想定人数との間に相違があった場合には、評価書の修正又は評価の再実施を行うこと。
 - 詳細は、以下文書に記載されている。
 - ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）
 - ・ 特定個人情報保護評価指針（平成28年1月1日 個人情報保護委員会）
 - ・ 特定個人情報保護評価指針の解説（平成26年4月20日（平成26年11月11日改正） 個人情報保護委員会）
 - ・ 特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項（平成26年8月26日 特定個人情報保護委員会）

（参考1）◆特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日 特定個人情報保護委員会※）（抄）

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第9条第2項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。

2 新規保有時以外

（2）重要な変更

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。ただし、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルの取扱いを変更せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後可及的速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

（参考2）◆特定個人情報保護評価指針の解説（平成26年4月20日（平成26年11月11日改正） 特定個人情報保護委員会※）（抄）

Q第6の1-8

被災者台帳の作成等災害対応等に係る事務について、特定個人情報保護評価の実施時期はいつですか。

（A）

- 災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、指針において、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとされています。例えば、災害が発生したため、特定個人情報ファイルである被災者台帳を作成したとき（手作業処理用ファイルのみを取り扱う場合を除く。）は、作成後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施することとなりますが、具体的な実施時期については、個別に委員会に御相談ください。
- 一方、例えば、被災者台帳について、特定個人情報ファイルを保有することとなるのは災害発生後であるものの、特定個人情報ファイルを保有することを想定した被災者台帳を作成するためのシステムを、災害発生前に開発する場合には、原則どおり、当該システムのプログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施する必要があると考えられます。
- なお、この場合の対象人数については、システム設計上の想定人数を基に判断しても構いません。実際に特定個人情報ファイルを保有したときに、想定人数との間に相違があった場合には、評価書の修正又は評価の再実施を行ってください。

Q第4の4（1）－2①

手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょう。

（A）

- 手作業処理用ファイルとは、行政機関個人情報保護法第2条第4項第2号等に規定する個人情報ファイル・個人情報データベース等をいい、電子計算機を用いて特定個人情報を検索できるものではないものの、索引・目次等により容易に特定の特定個人情報を検索することができるものをいいます。具体的には、申請者の氏名を五十音順にして保管されている申請書台帳などをいいます。手作業処理用ファイルは、電子計算機用ファイルに比して大量処理・高速処理・結合の容易性・検索の容易性等の特性を有しておらず、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響も小さいと考えられますので、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。
- なお、行政機関個人情報保護法においても、手作業処理に係る個人情報ファイルは、総務大臣への事前通知の義務が適用されていません（行政機関個人情報保護法第10条第2項第11号）。

Q第4の4（1）－2②

手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務で情報連携を行う際は、中間サーバー端末を直接使用し、情報の入力や照会を行っていますが、特定個人情報保護評価はどのように実施すればよいのでしょうか。

（A）



- この場合、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務とはいえ、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。以下、詳細に説明します。
- 番号法別表第一に掲げられる個人番号利用事務のうち別表第二に掲げる情報提供ネットワークシステムを用いて情報連携を行う事務については、特定個人情報の照会・提供を行う際に使用する中間サーバー内に「符号」を保有することになります。番号法第2条第8項では「特定個人情報」とは、「個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報」と定義されており、中間サーバー内に保有する「符号」をその内容に含む個人情報ファイルは、指針第2の10に示すシステム用ファイルに該当します。
したがって、この場合、システム用ファイルを取り扱っていますので、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務とはいえ、情報提供ネットワークシステムを利用して照会や提供を行うために使用する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

※特定個人情報保護委員会は、平成28年1月1日に個人情報保護委員会に改組された。

（２）被災者台帳の作成等事務におけるマイナンバーの利用イメージ

- 被災者の中には、同姓同名の方が複数含まれることが考えられる。また、市町村が行う援護事務の管理のために作成した被災者のデータベース等の中において、同一人物なのか同姓同名の人物の情報なのかを識別する必要がある場合も考えられる。
- 被災者複数人が同姓同名であった場合、被災市町村の住民基本台帳で管理されている住登者については、個々人の基本4情報から個人を識別するとともに、被災市町村の住民基本台帳と突合し、住民基本台帳における識別子を付与することにより、被災者台帳においても識別がしやすい形で管理でき、住民基本台帳以外の援護事務の管理のために作成した被災者のデータベース等との突合は容易になる。
- ただし、市町村が行う援護事務の管理のために作成した被災者のデータベース等については、住民基本台帳における識別子に基づき管理されていないこともあるため、その場合は、基本4情報による識別を行うことになるが、マイナンバーによる識別ができれば紐づけが正確で容易となる。
- 一方、被災市町村の住民基本台帳で管理されていない住登外者については、基本4情報や本人からの聞き取り等により、市町村が行う援護事務の管理のために作成した被災者のデータベース等から関連した個人情報を入手し記載する場合、唯一無二の識別子がないため、都度、基本4情報等に基づいて、それぞれ同姓同名の別人のものと識別・整理することが求められる。住登外者である被災者については、マイナンバーによる識別を行うことで、これら同姓同名の被災者の記録を正確に紐づけあるいは区別して記録管理を行うことが可能となる。

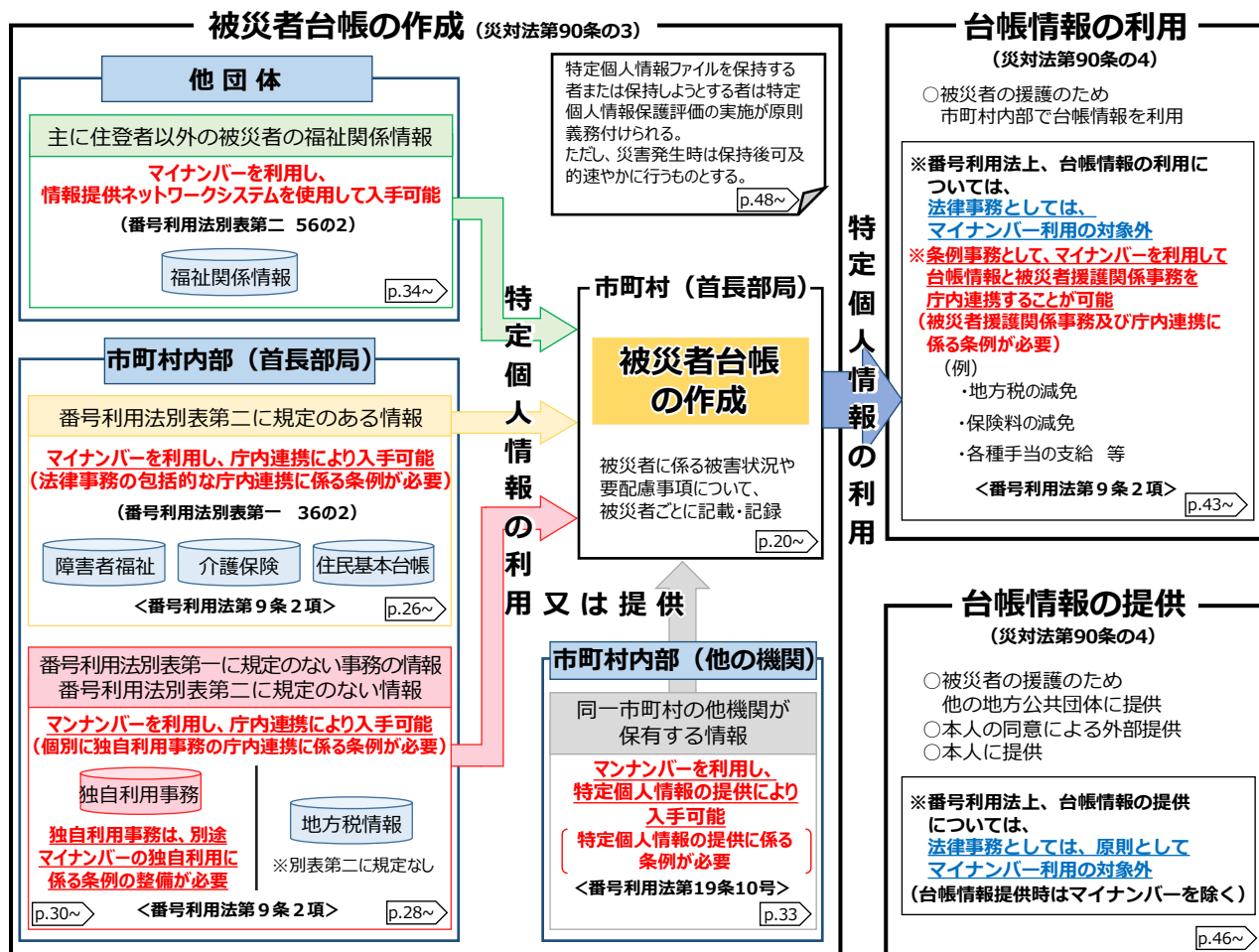
資料 24 被災者台帳の作成等事務におけるマイナンバーの利用イメージ

	住登者	住登外者		
	<div style="text-align: center;">  <p>住登者a.</p> </div> <p>氏名：山田太郎 性別：男性 生年月日：xxxx年xx月xx日 住所：〇〇県xx市△△1-1-1 住基識別子：0000000001 マインバ[®]：0123456789012</p>	<div style="text-align: center;">  <p>住登者b.</p> </div> <p>氏名：山田太郎 性別：男性 生年月日：xxxx年xx月xx日 住所：〇〇県xx市□□1-1-2 住基識別子：0000000002 マインバ[®]：1234567890123</p>	<div style="text-align: center;">  <p>住登外者c.</p> </div> <p>氏名：山田太郎 性別：男性 生年月日：xxxx年xx月xy日 住所：〇〇県☆☆市△△1-2-1 住基識別子：- マインバ[®]：2345678901234</p>	<div style="text-align: center;">  <p>住登外者d.</p> </div> <p>氏名：山田太郎 性別：男性 生年月日：xxxx年xx月zz日 住所：〇〇県□□市XX△2-1-1 住基識別子：- マインバ[®]：3456789012345</p>
マイナンバー 利用なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の識別子がない市町村が行う援護事務の管理のために作成した被災者のデータベース等を被災者台帳に記載・記録する際、住民基本台帳との紐付けは基本4情報による突合となる。 ● 一旦、住基との突合ができれば、住民基本台帳の識別子により市町村が行う援護事務の管理のために作成した被災者のデータベース等との紐付けは容易。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の識別子がない市町村が行う援護事務の管理のために作成した被災者のデータベース等を被災者台帳に記載・記録する際、市町村が行う援護事務の管理のために作成した被災者のデータベース等との紐付けを行う場合、それぞれの名簿や台帳と、個別に基本4情報による突合が必要となる。 ● 識別後も住登者・住登外者の同姓同名の方向士の混同を防止するために住登外者分の識別子が必要。 	
マイナンバー 利用あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者本人からマイナンバーを取得できれば、市町村が行う援護事務の管理のために作成した被災者のデータベース等と住基との紐付けは容易。 ● 被災者本人からマイナンバーを取得できない場合は、住民基本台帳との紐付け後、住民基本台帳情報より入手が可能。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者本人からマイナンバーを取得できれば、各種の名簿や台帳の突合は容易。 ● 被災者本人からマイナンバーを取得できない場合は、住基ネットにて検索し入手が可能。 	

（3）条例の規定状況ごとのマイナンバー利用と被災者台帳の関係

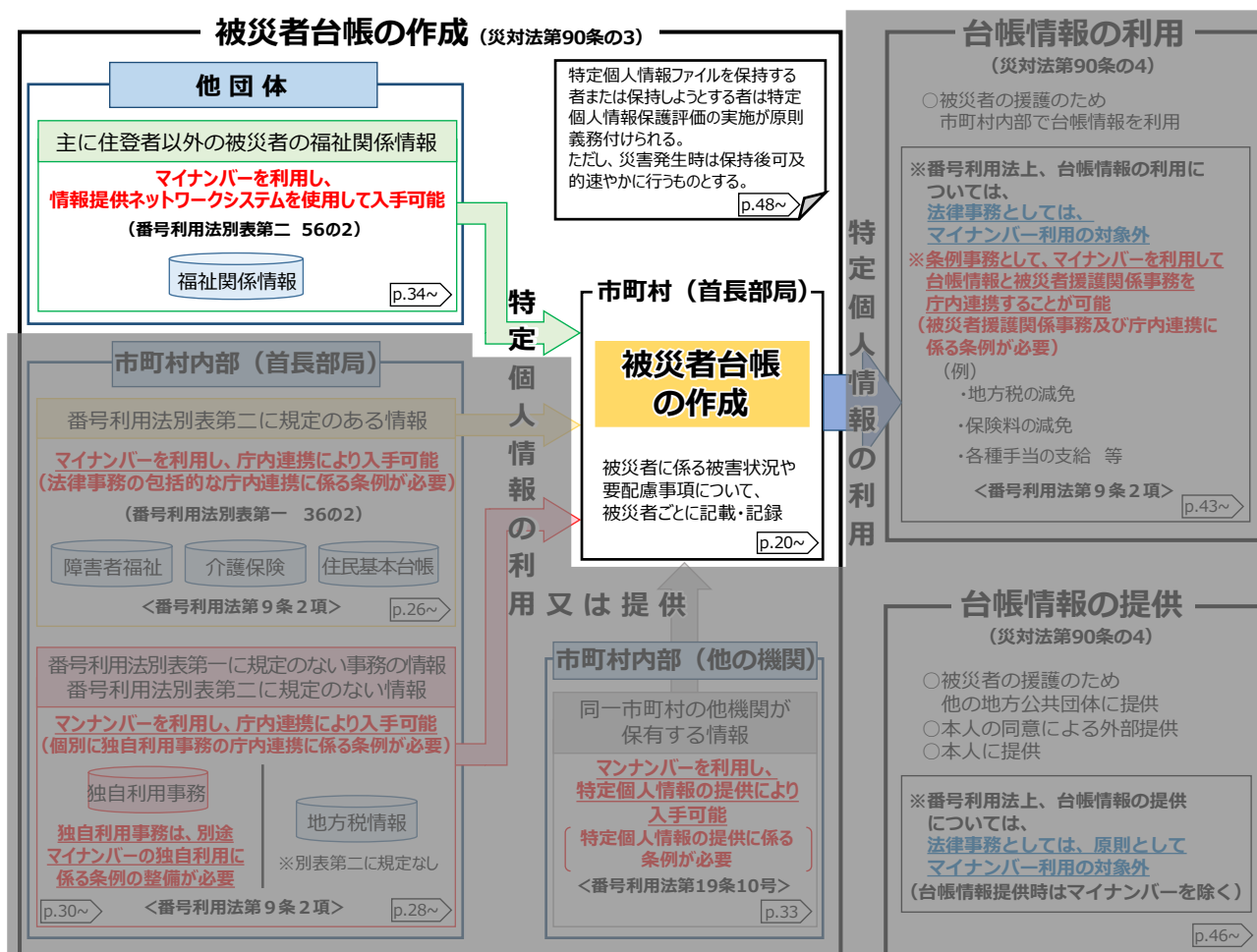
- 第Ⅱ章では、マイナンバーを利用した被災者台帳の作成等について触れたが、これまでの内容を各市町村の条例の規定状況別に整理すると、資料 25 のようになる。

資料 25 マイナンバー利用と被災者台帳の作成、利用及び提供（全体像）



- これまでの内容を踏まえ、次頁以降で被災者台帳の作成等について、条例の策定状況のケースごとに、マイナンバーの利用が可能となる範囲を示す。
- なお、「台帳情報の提供」は、原則としてマイナンバーを利用して行うことはできないことに注意する必要がある（第Ⅱ章3を参照）。

① 被災者台帳に関するマイナンバーの利用や特定個人情報の提供に係る条例を規定していない場合



(1) 概要

番号利用法第19条第7号及び別表第二により規定されている特定個人情報の提供の求めを行うことができる。*

当該情報は情報提供ネットワークシステムを使用して提供される。

※ただし、情報提供ネットワークシステムを通じた他団体との情報連携のほか、庁内での情報連携も必然的に行われることになることから、当該庁内連携について、全市町村において条例を制定する必要があるため、実際には当該規定がない市町村はないと考えられる。

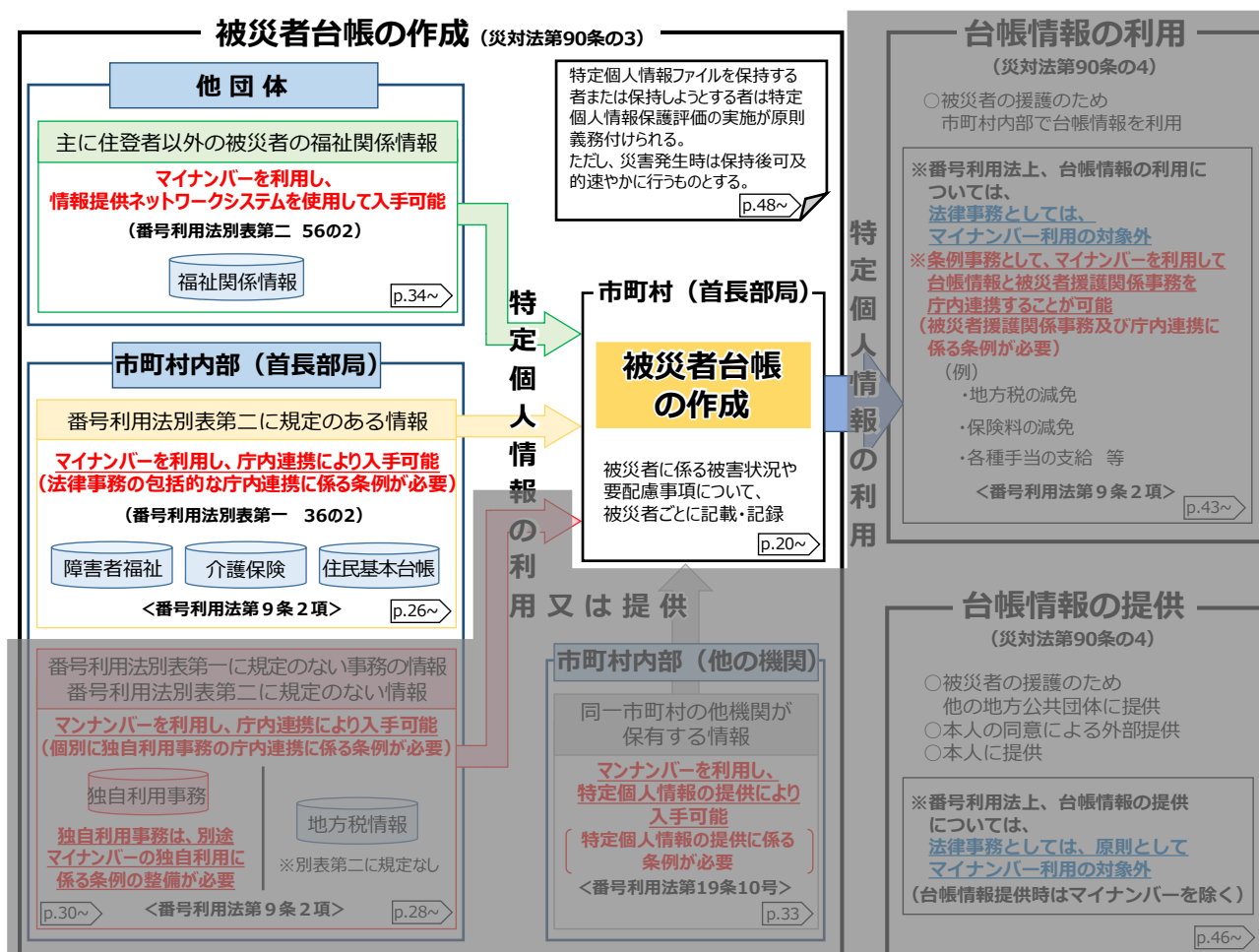
(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく条例制定について（通知）」（平成26年10月24日府番第55号、総行住第110号 内閣府大臣官房番号制度担当室参事官 総務省自治行政局住民制度課長）

(2) 留意事項

庁内連携に係る条例を規定していない場合は、市町村内部の他部署が保有する情報についてマイナンバーを利用して被災者台帳に記載・記録することはできない。

マイナンバーを利用して、情報連携を行い、被災者台帳を作成する場合には、特定個人情報ファイルを保有することとなり、特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられる。この場合は、手作業処理用ファイルのみを取り扱う場合であっても、評価の実施が必要となる場合があるので、注意すること（第Ⅱ章4（1）参考2を参照）。

② 包括的な庁内連携に係る条例のみを規定している場合



(1) 概要

①に加え、番号利用法第9条第2項の規定による包括的な条例（資料9を参照）を規定した場合、番号利用法別表第二 56 の2に規定のある特定個人情報について、市町村内部で保有する当該情報を庁内連携して、被災者台帳の作成に利用することができる。

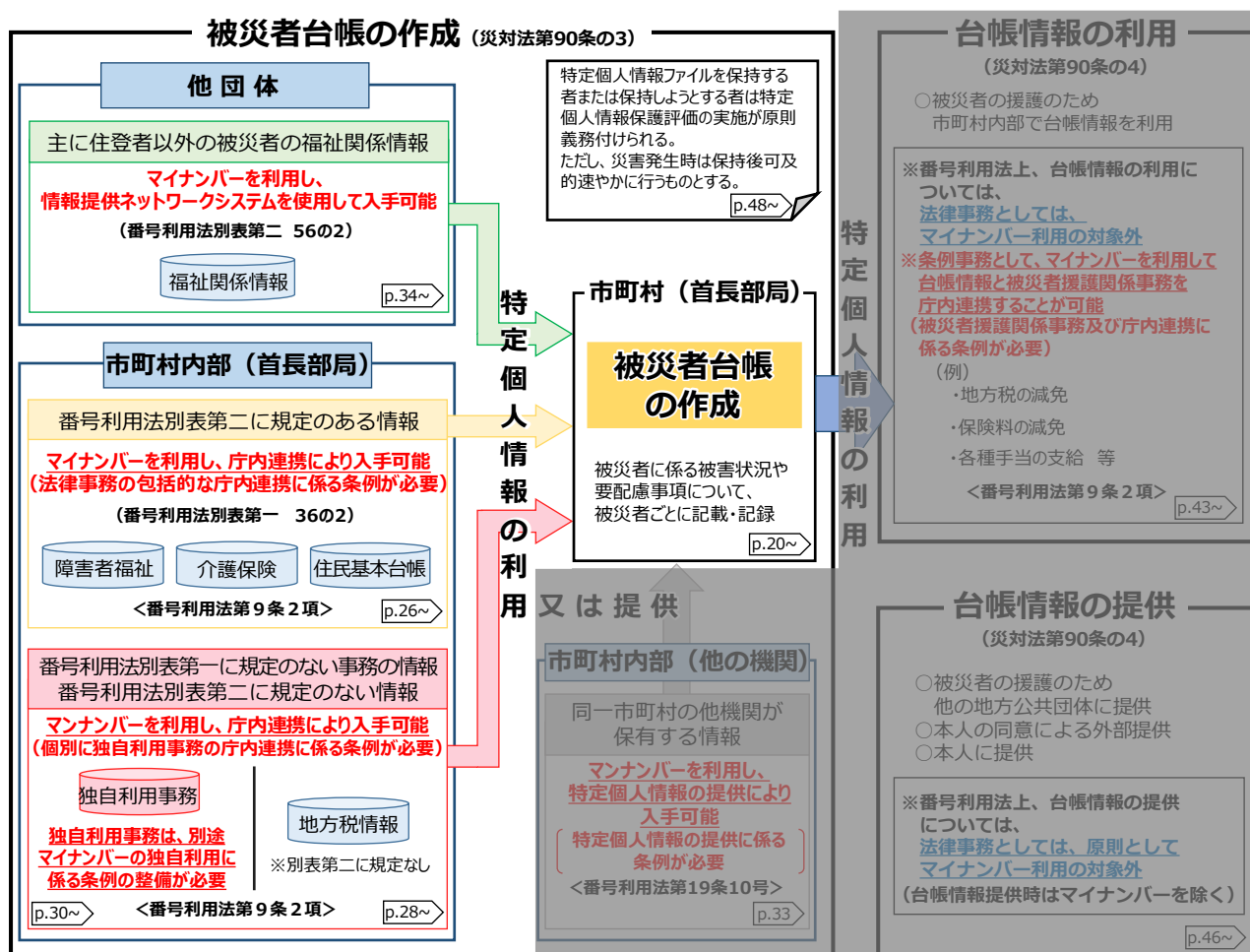
(2) 留意事項

番号利用法別表第二に規定されている特定個人情報は、被災者の援護の実施に必要と考えられる福祉関係情報が規定されているが、これら全ての情報についてマイナンバーを利用して被災者台帳に記載・記録する必要はないので、留意すること。

マイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関（教育委員会等）と連携する場合は、特定個人情報の提供に該当するため、本規定に基づいた庁内連携は行うことができないので注意すること。

マイナンバーを利用して、情報連携を行い、被災者台帳を作成する場合には、特定個人情報ファイルを保有することとなり、特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられる。この場合は、手作業処理用ファイルのみを取り扱う場合であっても、評価の実施が必要となる場合があるので、注意すること（第Ⅱ章4（1）を参照）。

③ 包括的な庁内連携の規定に加え、条例に個別に事務を規定している場合



(1) 概要

②に加え、番号利用法第9条第2項の規定により、番号利用法別表第一に規定のない独自利用事務に係る特定個人情報や、番号利用法別表第一に規定のある事務で番号利用法別表第二56の2第四欄に規定のない特定個人情報について、個別に条例に事務を規定することで、当該事務の特定個人情報を庁内連携して、被災者台帳の作成に利用することができる。

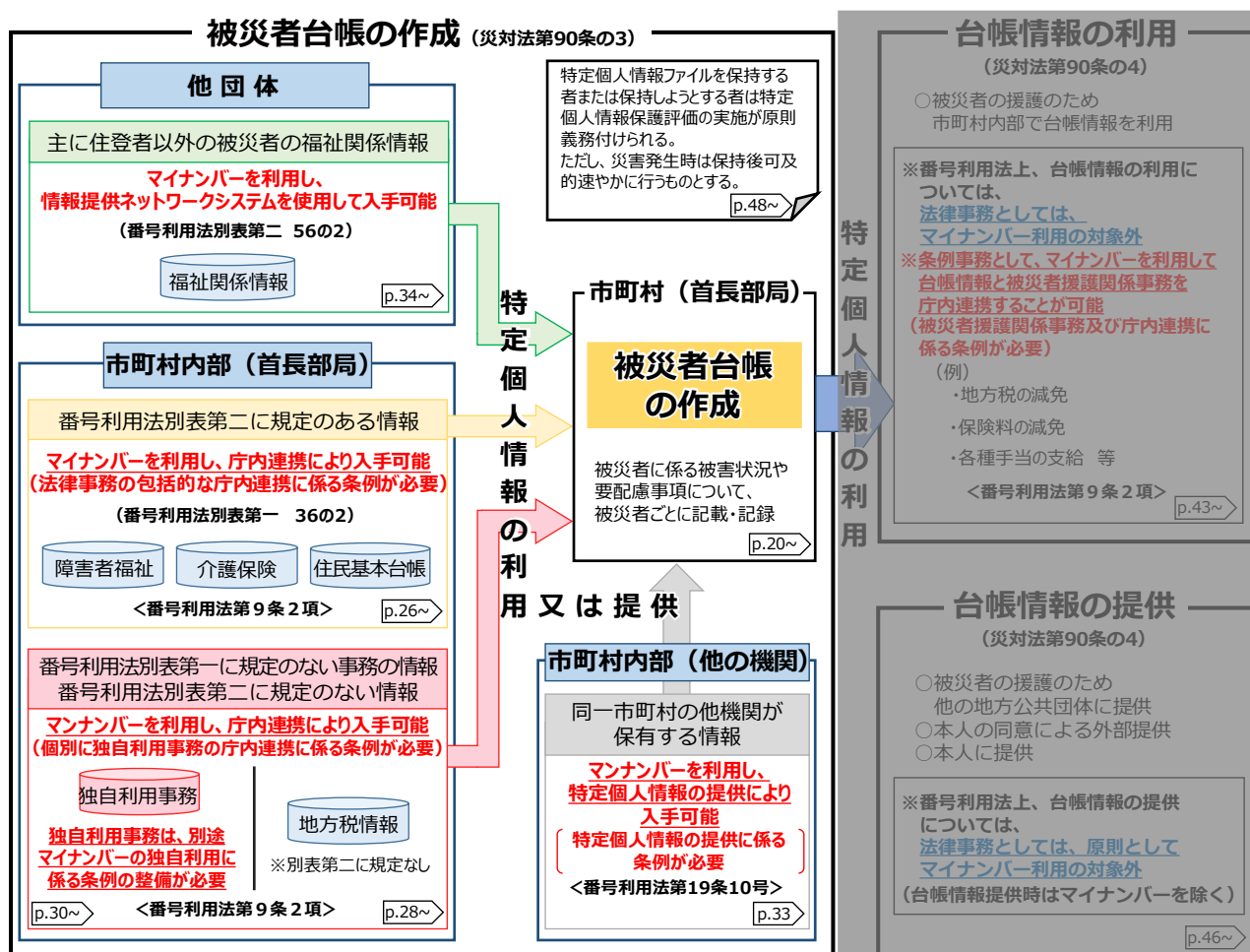
(2) 留意事項

番号利用法別表第一に規定のない事務にマイナンバーを利用するためには、独自利用事務について条例の規定が必要になるため、注意が必要である。

また、②と同様に、マイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関（教育委員会等）と連携する場合は、特定個人情報の提供に該当するため、本規定に基づいた庁内連携は行うことができないので注意すること。

マイナンバーを利用して、情報連携を行い、被災者台帳を作成する場合には、特定個人情報ファイルを保有することとなり、特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられる。この場合は、手作業処理用ファイルのみを取り扱う場合であっても、評価の実施が必要となる場合があるので、注意すること（第Ⅱ章4（1）を参照）。

④ 同一市町村内の他の機関からの特定個人情報の提供に係る条例を規定している場合



(1) 概要

③に加え、同一市町村内の他の機関からの特定個人情報の提供に係る条例を規定している場合は、市町村内の他の機関からも特定個人情報の提供を受けることができる。

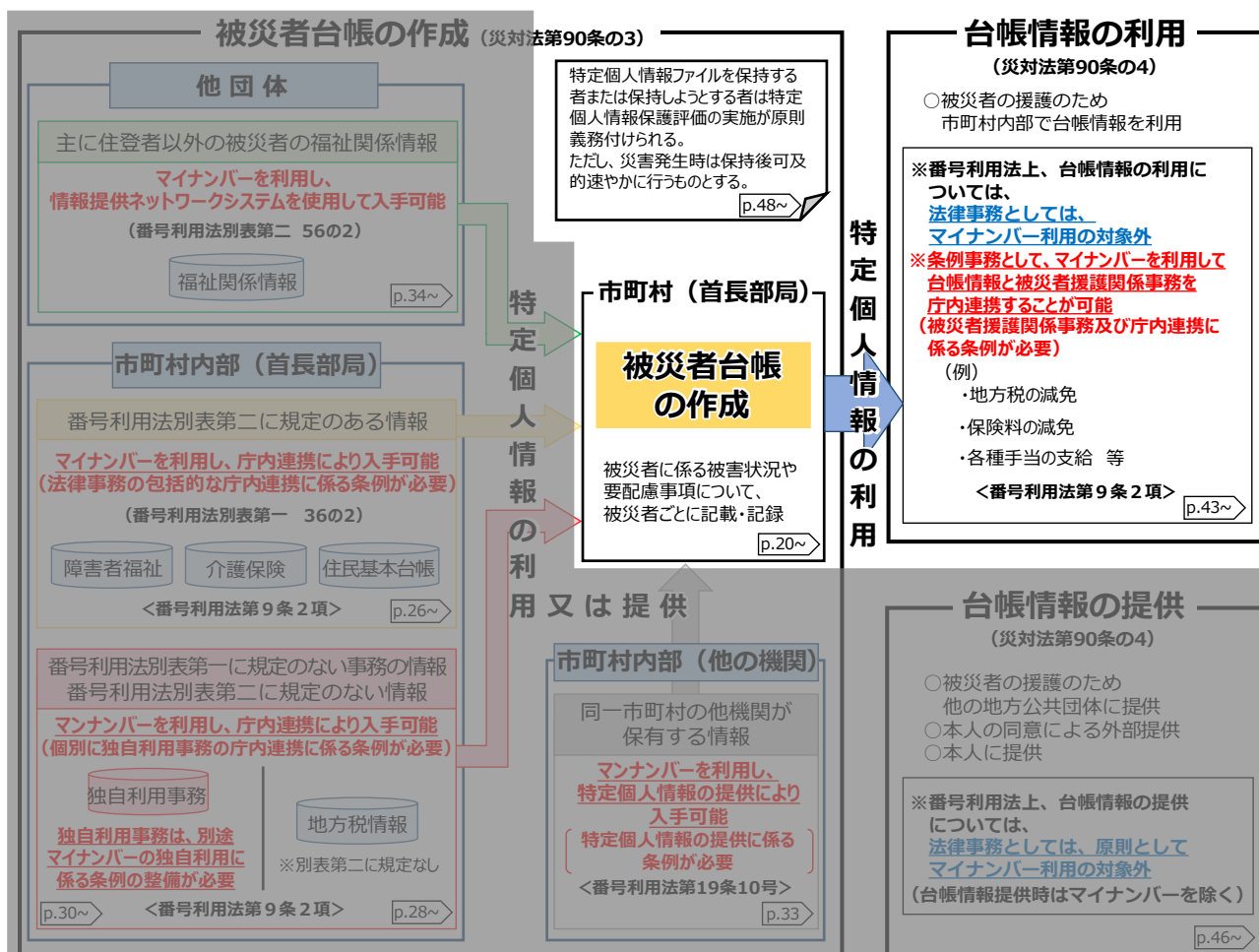
(2) 留意事項

マイナンバーを利用した同一市町村内の他の機関との連携は、当該他の機関にとっては「特定個人情報の提供」に当たるため、番号利用法第19条第10号の規定に基づく条例の規定が必要であり、提供を求める特定個人情報を個別に条例に規定すること。

マイナンバーを利用して、情報連携を行い、被災者台帳を作成する場合には、特定個人情報ファイルを保有することとなり、特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられる。この場合は、手作業処理用ファイルのみを取り扱う場合であっても、評価の実施が必要となる場合があるので、注意すること（第Ⅱ章4（1）を参照）。

なお、上記の他の機関の事務については、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務に限られる。

⑤ 他の事務に台帳情報の利用について個別に条例に規定している場合



(1) 概要

番号利用法第9条第2項の規定に基づき、特定個人情報である台帳情報を被災者の援護に関連する事務に利用するため、個別に条例に規定することで、マイナンバーを利用して庁内連携することができる。

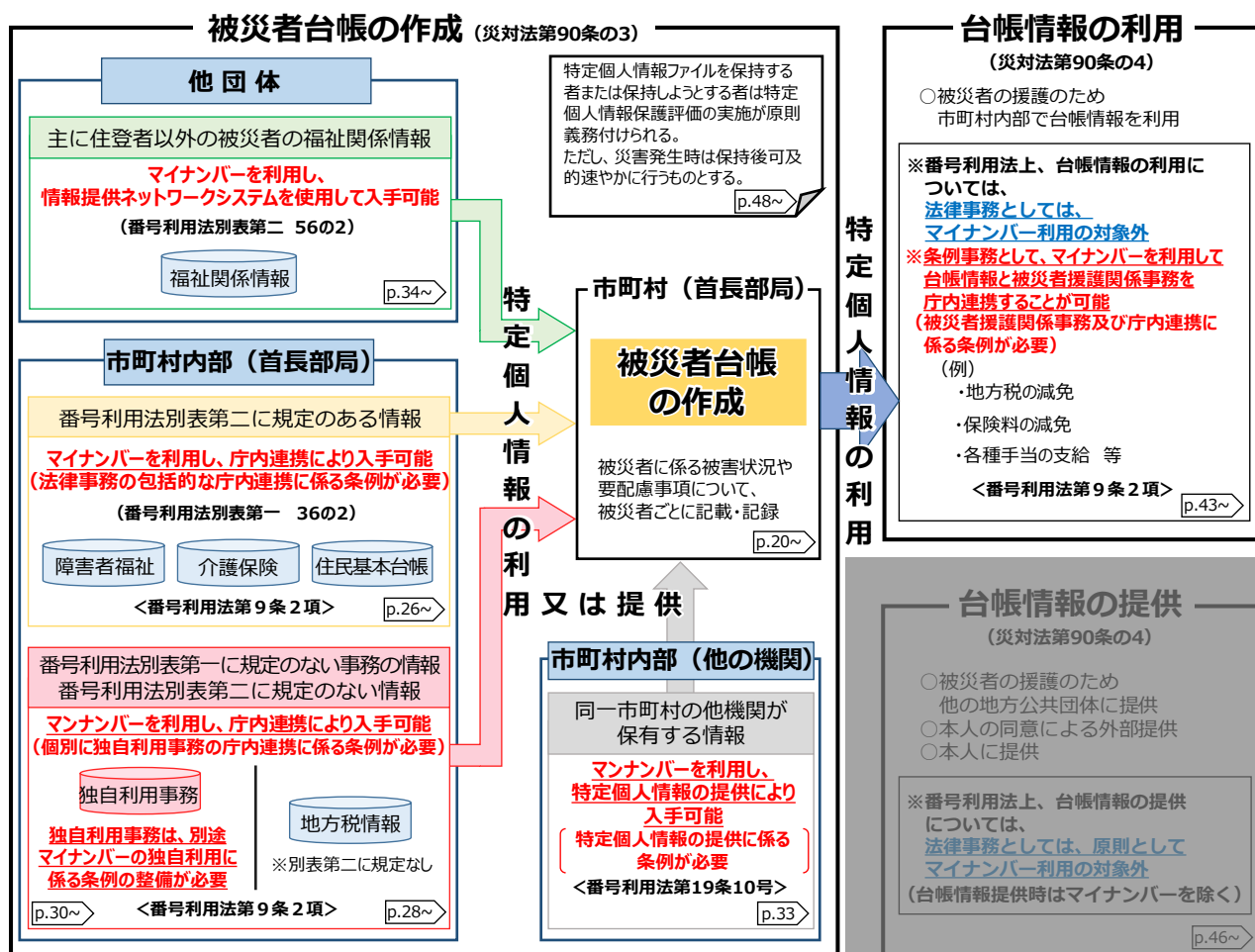
(2) 留意事項

番号利用法上、台帳情報の利用は法律事務としてはマイナンバー利用の対象外であるため、条例において、被災者の援護に関連する事務を特定して、庁内連携が可能となるよう規定することが必要である。

庁内連携先の被災者の援護に関連する事務が番号利用法別表第一に掲げられていない場合には、番号利用法第9条第2項の規定により、独自利用事務として条例に規定する必要がある。

マイナンバーを利用して、情報連携を行い、被災者台帳を作成する場合には、特定個人情報ファイルを保有することとなり、特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられる。この場合は、手作業処理用ファイルのみを取り扱う場合であっても、評価の実施が必要となる場合があるので、注意すること（第Ⅱ章4（1）を参照）。

⑥ ②～⑤の条例をすべて規定している場合



(1) 概要

番号利用法別表第二 56 の2 第四欄に規定された特定個人情報を、情報提供ネットワークシステムを使用して他団体から入手できるほか、②～⑤の条例を全て規定している場合には、番号利用法別表第二 56 の2 第四欄に規定された特定個人情報のほか、市町村内で保有している特定個人情報を庁内連携によって被災者台帳の作成に利用することができる上に、同一市町村の他の機関から特定個人情報の提供を受けることができる。また、被災者台帳情報を被災者の援護に関連する事務に庁内連携することができる。

(2) 留意事項

マイナンバーを利用して、情報連携を行い、被災者台帳を作成する場合には、特定個人情報ファイルを保有することとなり、特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられる。この場合は、手作業処理用ファイルのみを取り扱う場合であっても、評価の実施が必要となる場合があるので、注意すること（第Ⅱ章4（1）を参照）。

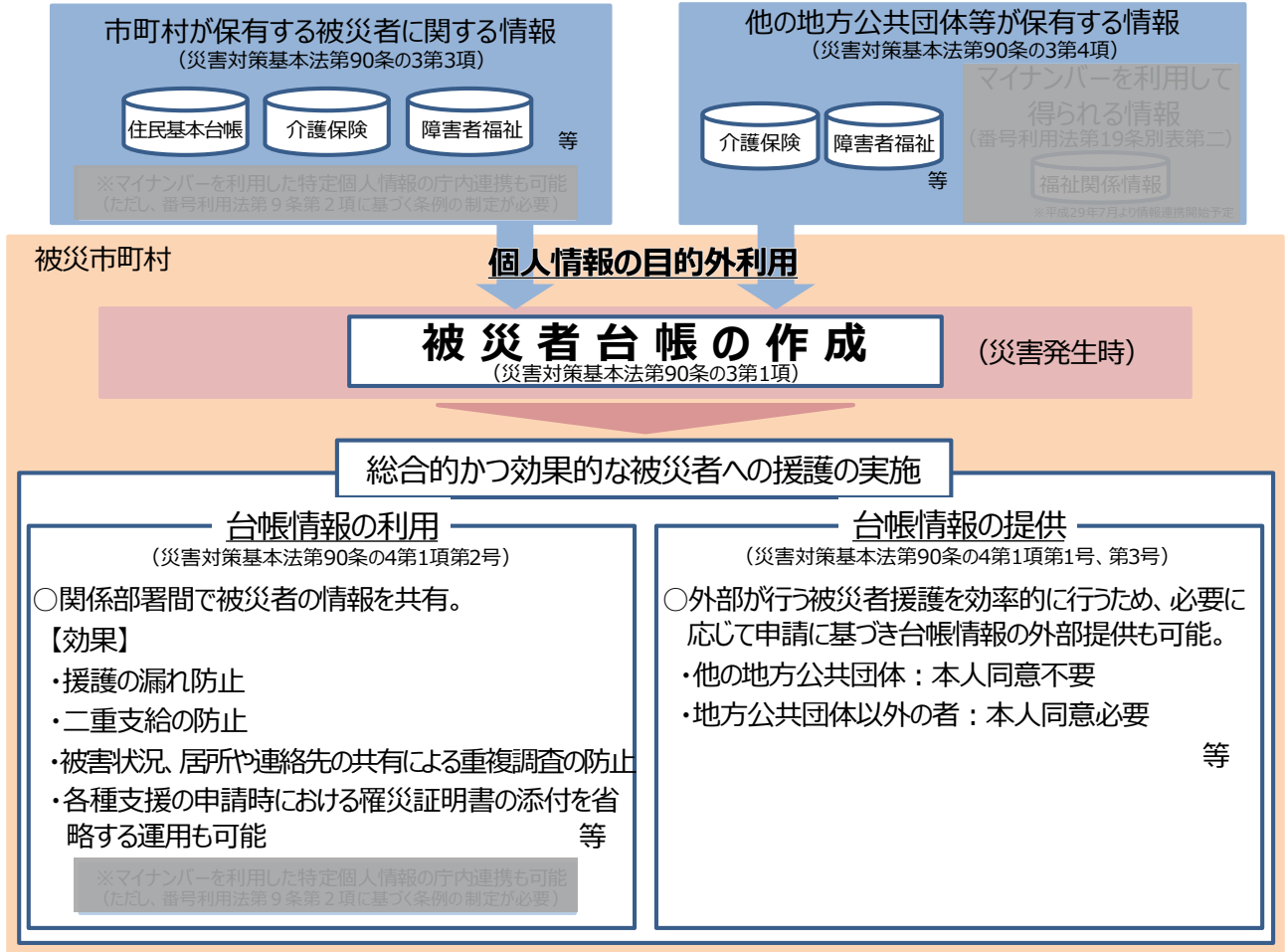
なお、他の地方公共団体にマイナンバーを含む特定個人情報である台帳情報を提供することは、番号利用法第19条第14号に該当する場合を除き、認められない。

第Ⅲ章 被災者台帳の作成等（主に災害対策基本法）

第三章 被災者台帳の作成等（主に災害対策基本法）

第Ⅱ章では、番号利用法によりマイナンバーを利用した場合の被災者台帳の作成等について示した。第Ⅲ章では、番号利用法を適用しない被災者台帳の作成等手続について示す。

資料 26 被災者台帳の作成、利用及び提供イメージ



なお、台帳情報の提供に係る各種様式例については、運用通知で例示していたところであるが、規則の一部改正（平成27年11月30日公布、平成28年1月1日施行）等を踏まえ、所要の改定を行ったので、参考とされたい。（第Ⅳ章を参照）

<様式例>

- ・（別添3）被災者台帳情報提供の様式例（本人）
- ・（別添4）被災者台帳情報外部提供同意の様式例
- ・（別添5）被災者台帳情報提供依頼文書例（地方公共団体）
- ・（別添6）被災者台帳情報提供依頼文書例（NPO・民間等）

1 被災者台帳の作成（情報入手、記載・記録）

（１）庁内から情報入手

- 市町村の各部署が保有する情報のうち、被災者の援護に関する情報を入力し、被災者台帳に記載・記録する。
- 被災者台帳へ記載・記録する情報は、法第 90 条の 3 第 2 項及び規則第 8 条の 5 に定められており、これらの情報は、法 90 条の 3 第 3 項の規定により、市町村内に保有する被災者に関する情報を、被災者台帳を作成するため、目的外利用することができる（第 I 章 7（1）を参照。）。
- 災害発生後、速やかに被災者台帳が作成できるよう、被災者台帳に記載・記録する事項に関するデータをどの部署がどのような形式で保有しているかを平時より明らかにして、被災者台帳作成部署が当該データを入力するための方法等をあらかじめ定めておくこと。
- 被災者台帳はどのような形式で作成しても差し支えないが、作成形式について、紙媒体なのか、エクセル等のファイル形式なのか、被災者台帳を作成するシステムなのか等を平時より検討しておき、必要に応じてデータの形式を変更するための準備等を行っておくことが望ましい。
- ファイル形式で作成する場合には、被災者台帳に記載・記録するに当たり、情報を保有している部署がそれぞれネットワーク上のファイルに入力する方法や被災者台帳作成部署がとりまとめて入力する方法等が考えられるが、更新のタイミング等で誤った情報が入力されてしまわないよう、平時より被災者台帳の作成における庁内での体制（更新部署、更新タイミング、入力方法等）について、検討しておくこと。
- 被災者台帳を作成するシステムを利用する場合には、自治体業務のデータ連携が進むよう、関係システム間で受け渡しを行う際のデータ形式を標準化しておくことが望ましい。（第 I 章 7（3）を参照。）
- 地方税関係情報は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条に基づき守秘義務があるため、各団体における個人情報保護条例上の手続が必要であり、注意が必要である。（第 I 章 2（1）ウを参照）

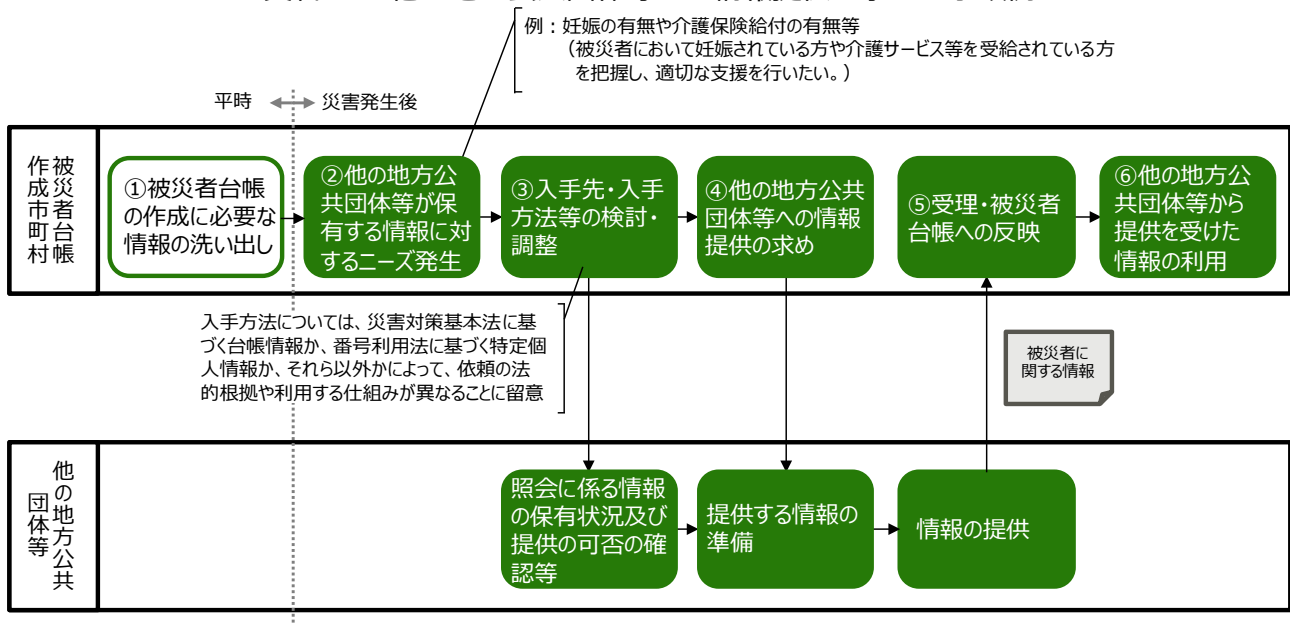
（２）庁外から情報入手

□ 住登外者や転入後間もない被災者等に関する情報について、被災者台帳作成市町村内で保有していない場合には、当該情報を保有する他の地方公共団体等へ情報提供の求めを行い、被災者台帳に記載・記録する。

○ 被災した市町村において、住登外者や転入後間もない被災者等に係る福祉関連情報等を保有していない場合が想定されるが、それらの情報が被災者の援護に必要となる場合が考えられる。この場合、法第 90 条の 3 第 4 項の規定により、被災者台帳を作成する市町村は、必要に応じて、他の地方公共団体等に当該被災者に関する情報の提供を求めることができる。

○ 他の地方公共団体等への情報提供の求めの手順の一例は資料 27 のとおり。

資料 27 他の地方公共団体等への情報提供の求めの手順例



① 被災者台帳の作成に必要な情報の洗い出し

災害発生後、速やかに被災者台帳が作成できるよう、被災者の援護の実施に必要な情報のうち市町村内で保有していない情報を平時より明らかにしておくこと。情報の特定に当たっては、実際の被災者の援護の実施を想定して、具体的に検討することが望ましい。

② 他の地方公共団体等が保有する情報に対するニーズ発生

実際に被災者台帳の作成や台帳情報を利用した被災者の援護を行うに当たり、台帳作成市町村が保有していないが他の地方公共団体が保有している被災者に関する情報を特定する。災害発生後は、災害対応のため時間が不足するので、前述のとおり、平時より必要となる情報を明らかにしておくことが望ましい。

③ 入手先・入手方法の検討・調整

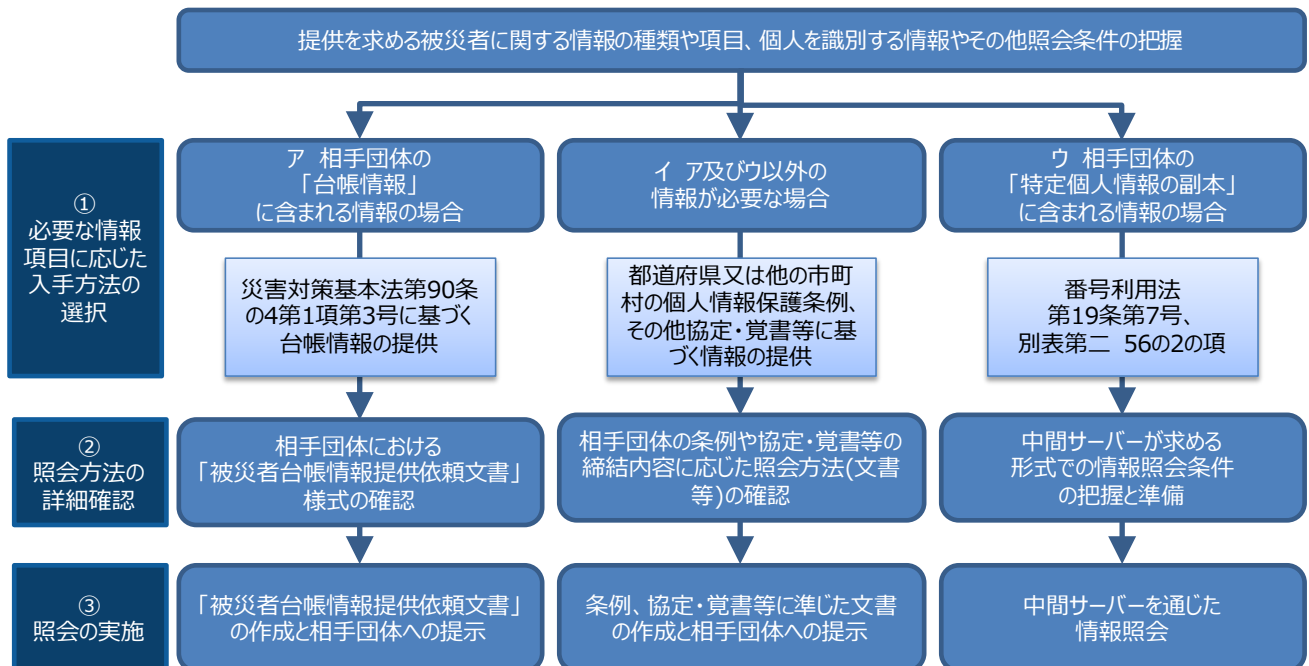
被災者に関する情報の授受について市町村内における体制や他の地方公共団体等における連絡窓口等を確認し、具体的な手続について調整を行う。なお、マイナンバーを利用した情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の取得の場合はその手続による（第Ⅱ章参照）。

また、円滑な情報提供が行われるよう、求めを行う他の地方公共団体等へ当該情報の保有状況等についても確認する。

④ 他の地方公共団体等への情報提供の求め

被災者の援護に必要な範囲で特定された被災者の情報について、当該団体等に情報提供の求めを行う。イメージは資料 28 のとおり。

資料 28 入手方法に応じた情報提供の求めのパターン例



「ア 相手団体の「台帳情報」に含まれる情報の場合」では、照会方法として、【別添 5】を使用することも可能である。なお、市町村が独自に様式を定めることを妨げるものではない。また、「ウ 相手団体の「特定個人情報の副本」に含まれる情報の場合」は、マイナンバーを利用した庁外からの情報入手であることから第Ⅱ章 1（3）も参照されたい。

⑤ 受理・被災者台帳への反映

他の地方公共団体等から入手する情報の形式、転送（LGWAN 等利用回線や暗号化の方法等）又は輸送方法（媒体選定やデータ暗号化、信書の利用等）等受理手段の調整を行う。データの受理後は、被災者台帳に記載・記録する。

⑥ 他の地方公共団体等から提供を受けた情報の利用

被災者台帳に記載・記録された台帳情報を利用して、被災者の援護を実施する。情報提供の求めに当たり、あらかじめ想定されていた利用目的のほかにも、被災者台帳に記載・記録された情報は、援護の実施に必要な範囲で団体内部において利用することが可能であるため、台帳情報の利用に当たっては、平時より台帳情報の利用について、関係部署と調整を図っておくことが望ましい。（第Ⅲ章 2 を参照）

- なお、情報提供を求められた団体等に対して応諾義務が課されるものではないが、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために被災者台帳を作成するという観点から、できる限り情報提供の求めに応じることが望ましい。

2 台帳情報の利用

(1) 台帳情報の利用方法

- 被災者台帳に記載・記録された台帳情報は、被災者台帳作成市町村が行う被災者に対する援護の実施に必要な限度において、当該市町村内部で利用することができる。
- 法第 90 条の 4 第 1 項第 2 号は、個人情報保護条例において一般的に市町村において規定されている「目的外利用」が許容される場合として整理した規定となっており、被災者台帳に記載・記録された台帳情報を市町村内部で利用することが可能となっている。また、同号に基づく台帳情報の利用については、本人の同意を不要としている。
- 被災者台帳は、被災者の援護の実施において、主要なデータベースとなることから、全庁的に被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用されることが望ましいため、平時より被災者台帳制度について庁内に周知しておくこと。また、台帳情報を利用すると考えられる部署については、被災者の援護における台帳情報の利用目的を平時より明らかにし、台帳情報の利用が円滑に進むよう、あらかじめ関係部署と調整を図っておくことが望ましい。
- 地方税関係情報を含む台帳情報は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条を根拠とした守秘義務があり、同法の趣旨を踏まえ適切に対応する必要があるとともに、各団体における個人情報保護条例上の手続が必要であるため、注意が必要である（第 I 章 2（1）ウを参照）。
- 台帳情報の利用に当たっては、台帳情報利用部署から被災者台帳作成部署への台帳情報利用の求めに応じて情報提供する方法や、ネットワーク上にファイルを保存してアクセス制限等を設けた上で閲覧できるようにする方法等が考えられるが、台帳情報を利用する職員においては、情報漏えい等が生じないように、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底し、適切な情報漏えい措置を講じること。
- 台帳情報を利用して被災者の援護を実施するときには、最新の台帳情報が利用できるよう、被災者台帳作成部署において台帳情報の更新のタイミングや利用の方法等について、あらかじめ検討し、定めておくことが望ましい。

3 台帳情報の提供

（1）本人に対する提供

- 被災者台帳作成市町村は、被災者本人から台帳情報の提供の申請があった場合、当該台帳情報を提供することができる。
- 被災者台帳には、被災者の基本4情報のほかに、住家の被害状況や援護の実施状況など、自らの被災情報等についても記載・記録されていることから、自身の詳細な状況を把握できるほかに、被災者本人が各種支援施策へ申請を行うための基礎情報として有用であるため、法第90条の4第1項第1号により台帳作成市町村は、被災者本人に自身の台帳情報を提供することができる。
- 台帳情報の提供に当たっては、規則第8条の6に定められた事項を記載した申請書の受理後、内容を確認の上、提供を認める場合は提供する。申請書の様式については、【別添3】を使用することも可能である。なお、市町村が独自に様式を定めることを妨げるものではない。
- なお、被災者台帳にマイナンバーが記載・記録されている場合には、台帳情報からマイナンバーを除いて提供すること。

（２）他の地方公共団体に対する提供

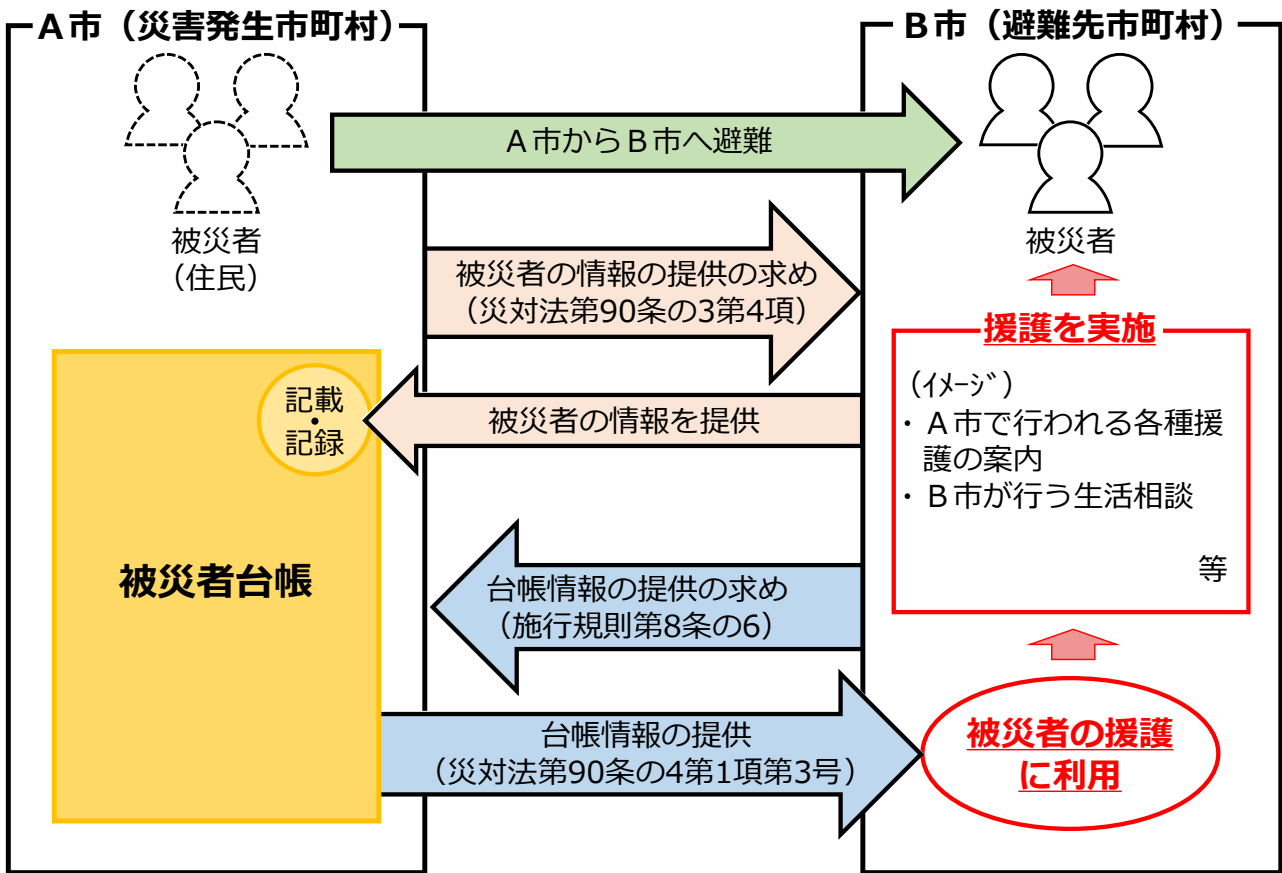
- 被災者台帳作成市町村は、他の地方公共団体から台帳情報の提供の申請があった場合、当該地方公共団体が行う被災者の援護に必要な限度で、本人同意がなくとも、当該地方公共団体に台帳情報を提供することができる。
 - 提供の申請対応に当たっては、申請者の利用目的を十分に確認し、目的が適切と確認できない場合には、提供を控える。
-
- 被災者の援護は、被災市町村以外の地方公共団体においても実施されることがあるが、被災者の情報が集約された台帳情報はその援護の実施に当たり有用であることから、法第 90 条の 4 第 1 項第 3 号により、台帳作成市町村は他の地方公共団体に台帳情報を提供することができる。
 - 台帳情報の提供に当たっては、他の地方公共団体からなされる申請に応じ、これを適当と認める場合は提供すること。
 - 申請書には、規則第 8 条の 6 第 1 項各号に定められた内容を記載し、台帳情報の利用目的を明らかにするものとし、目的が適切と確認できない場合には、提供を控えること。
 - 他の地方公共団体へ台帳情報を提供する場合は、必ずしも公印押印を必要とするものではない。
 - 申請者（他の地方公共団体）へ提供した台帳情報を、申請者が別の地方公共団体に提供することは、本号の趣旨を逸脱するものであり、別の地方公共団体が当該台帳情報を利用しようとする場合には、台帳作成市町村に対し、別途台帳情報の提供の求めを行う必要がある。
 - 被災者台帳にマイナンバーが記載・記録されている場合には、台帳情報からマイナンバーを除いて提供すること。
 - 具体的な情報提供の手順については、「第三章 3（3）」の提供手順例を参考にすること。なお、他の地方公共団体に対する提供には本人同意が不要なため、提供手順例の本人同意に係る手順は不要である。
 - 申請書の様式については【別添 5】を使用することも可能である。なお、市町村が独自に様式を定めるものを妨げるものではない。

- 被災者台帳を作成していない団体でも、台帳情報の提供の求めを行うことは可能であり、広域避難が生じた場合において、下記の例のような運用も可能である。

（例）

- 災害が発生したA市では、被災した住民Xに関する情報を記載・記録した被災者台帳を作成した。住民Xは被災していないB市に避難し、B市ではA市に替わり、被災者の援護事務の一部を行うこととなった。B市は被災していないため、被災者台帳は作成されていないが、援護の実施に必要な限度においてA市より、住民Xに関する台帳情報の提供の求めを行うことが可能である。

資料 29 避難先市町村への台帳情報の提供イメージ

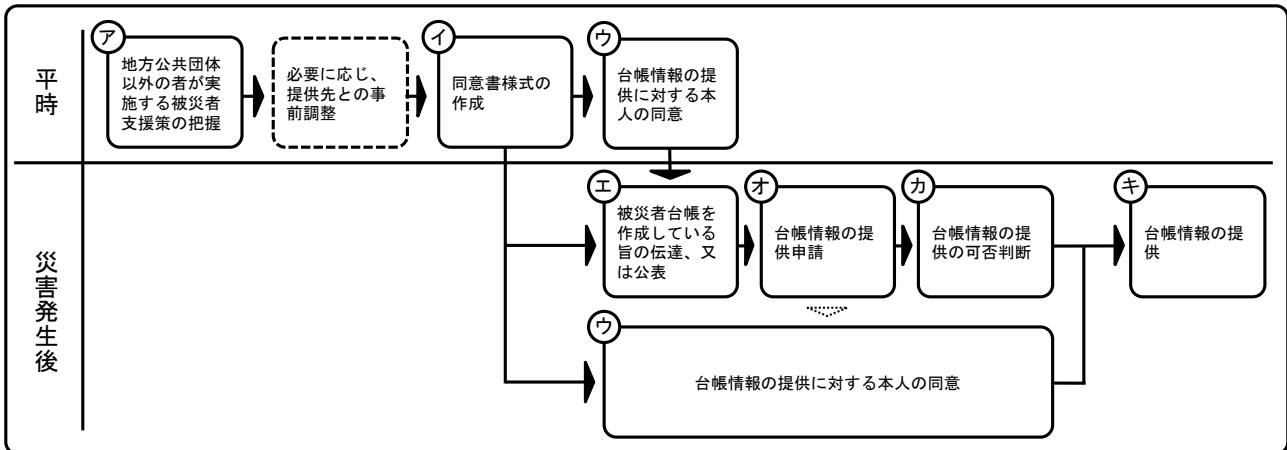


（3）地方公共団体以外の者に対する提供（本人の同意があるときに限る）

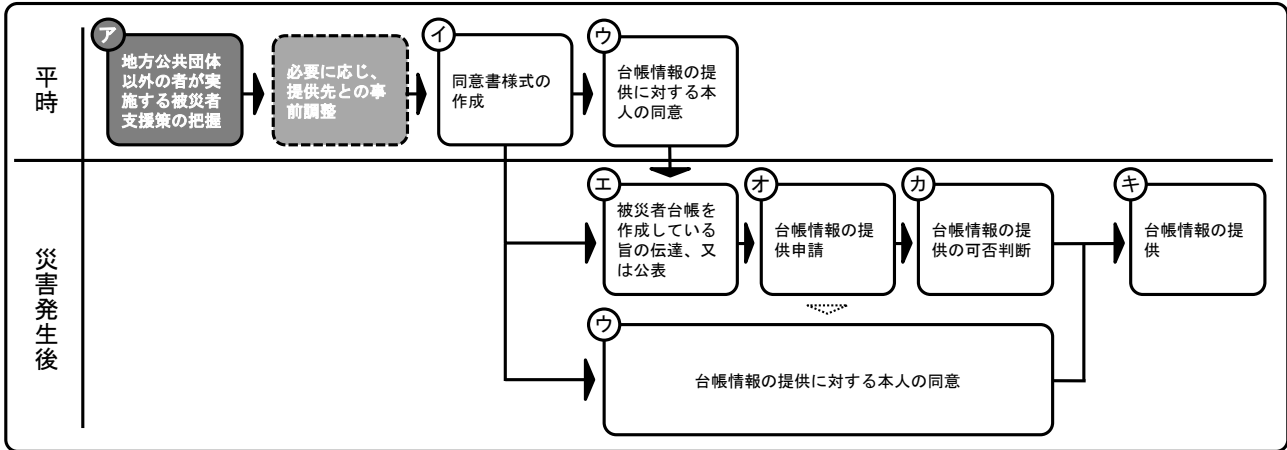
- 被災者台帳作成市町村は、地方公共団体以外の者から台帳情報の提供の申請があった場合、本人の同意があるときに限り当該申請者に台帳情報を提供することができる。
- 申請者は利用目的を明らかにするとともに、申請書の提出を受けた市町村は当該提供により、不当な目的に使用される恐れがあると認められる場合には、提供を控える。

- 他の地方公共団体が行う被災者の援護のほかに、地方公共団体以外の者（民間事業者やNPO、社会福祉協議会等）においても被災者の援護（公共料金の減免等）を行う場合がある。このような場合に、地方公共団体以外の者から提供の申請があり、当該申請者への台帳情報の提供に本人が同意している場合は、法第90条の4第1項第1号により、台帳作成市町村は当該申請者に台帳情報を提供することができる。
- 地方公共団体以外の者への台帳情報の提供では、円滑に台帳情報の提供に係る手続が進められるよう、あらかじめ提供が想定される提供先と平時から調整を行っておくことや提供に当たった本人の同意を取るための手続を検討しておくことが望ましい。
- 地方公共団体以外の者への台帳情報の提供手順について資料30について示すとともに、資料30のそれぞれの項目ごとにその概要と留意事項を示す。

資料30 地方公共団体以外の者への台帳情報の提供手順例



ア 地方公共団体以外の者が実施する被災者支援策の把握



【手順ア】

- 地方公共団体以外の者が災害発生後に行う被災者への支援策（料金の減免や被災者への各種支援等）及びその実施主体を平時より把握しておく。
- 災害発生後における台帳情報の提供先があらかじめ想定される場合は、提供先と個人情報等の取扱いについてあらかじめ調整しておくことが望ましい。

(ア) 概要

災害発生後における被災者の支援については、地方公共団体以外の者が行うものもあるが、その中には、市町村が台帳情報を提供すれば、より迅速かつ的確な支援ができるものもあると考えられる。

(イ) 留意事項

市町村において、台帳情報を提供する「地方公共団体以外の者」があらかじめ具体的に想定される場合は、災害発生後に迅速に台帳情報の提供に係る手続が進められるよう、平時から市町村と提供先との間で調整を行っておくことが望ましい。

また、事前調整を行っていなかった者であっても、災害発生後に市町村において、台帳情報の提供申請に対し、提供することが望ましいと判断される場合もあると考えられるが、事前このような者を把握できていれば、判断及び手続の迅速化に資すると考えられる。

（参考）被災者の被災状況による料金の減免等における台帳情報の需要例

日本放送協会においては、災害発生時における料金の減免等の対象者を正確に把握した上で、申請対象者が放送受信料免除の対象者であることを認識する機会をできるだけ提供したいと考えており、台帳情報の提供が受けられれば有用との回答であった。内容は下図のとおり。

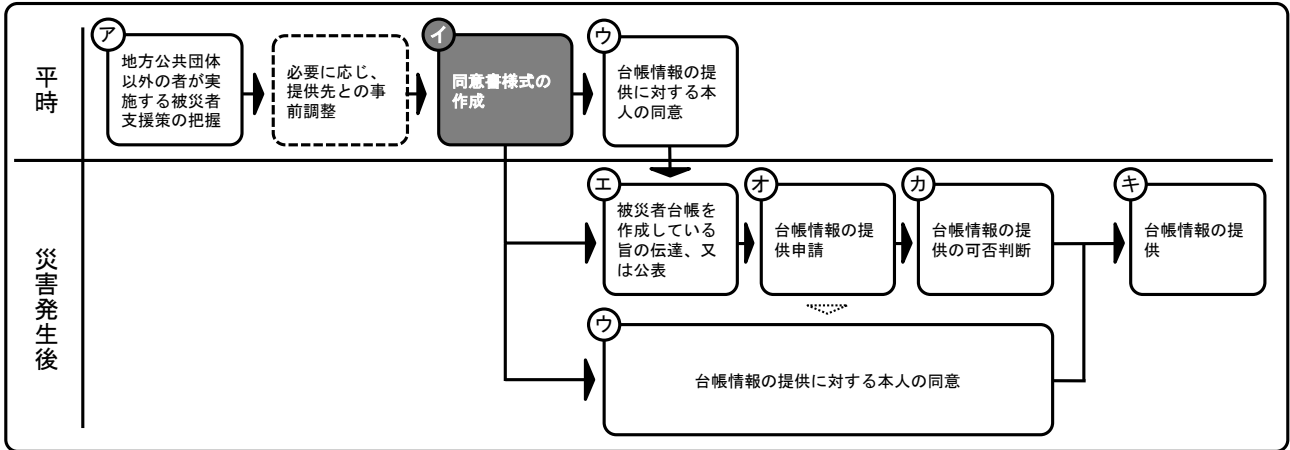
なお、下図の目的のため台帳情報提供ができるかどうか被災市町村に確認した結果、台帳情報の提供に代えて、市町村が自ら免除のお知らせと免除申請書の用紙を対象者に送付した例があった。

台帳情報の外部提供が難しいものの、当該目的そのものは達成する必要があると市町村が判断した場合には、代替手段としてこのような対応も考えられる。

図 被災者の被災状況による料金の減免等における台帳情報の需要例

情報提供先	日本放送協会	
提供する台帳情報	氏名 住所・居所 罹災証明書の交付の状況 住家の被害の状況	
使用目的	料金の減免等の内容	日本放送協会放送受信料免除基準（以下「免除基準」という。）に基づき、災害救助法による救助が行われた区域内の契約者のうち、免除の対象となる契約（半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約）者を特定し、免除手続に関するお知らせや免除申請書の用紙を送付し、契約者の免除申請により放送受信料の免除を実施
	台帳情報の使用方法	住家の被害情報等があれば免除基準に基づく対象者の特定にあたり有用
	台帳情報を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法が適用された場合でも、料金免除の対象となるかどうかは建物被害の状況によるため、対象にならない契約者にも免除のお知らせを送ってしまうと、実際には対象にならないのに免除の対象となると誤解してしまうこともありえる。そうした混乱を防ぐため、予め被害の状況を確認することができれば、対象者を的確に把握して案内することができる。 ○ 被災者自らの申請を待つだけでなく、事業者側が積極的に契約情報と照合することで、免除対象者への的確で速やかな通知が可能となる。 ○ 免除などの情報は広報として掲載しているが、それだけでは免除制度があることに気づかない方もいる。また、通知を送っても不達のこともある。実際に免除の適用を受けるかどうかは本人の判断だが、対象者には免除を受けることができることをできる限り伝えたいと思っており、訪問や電話連絡で案内・確認したりしている。その際の基礎情報として使うことができる。

イ 同意書様式の作成



【手順イ】

- 台帳情報を地方公共団体以外の者に提供することに対する本人同意書の様式を作成する。

(ア) 概要

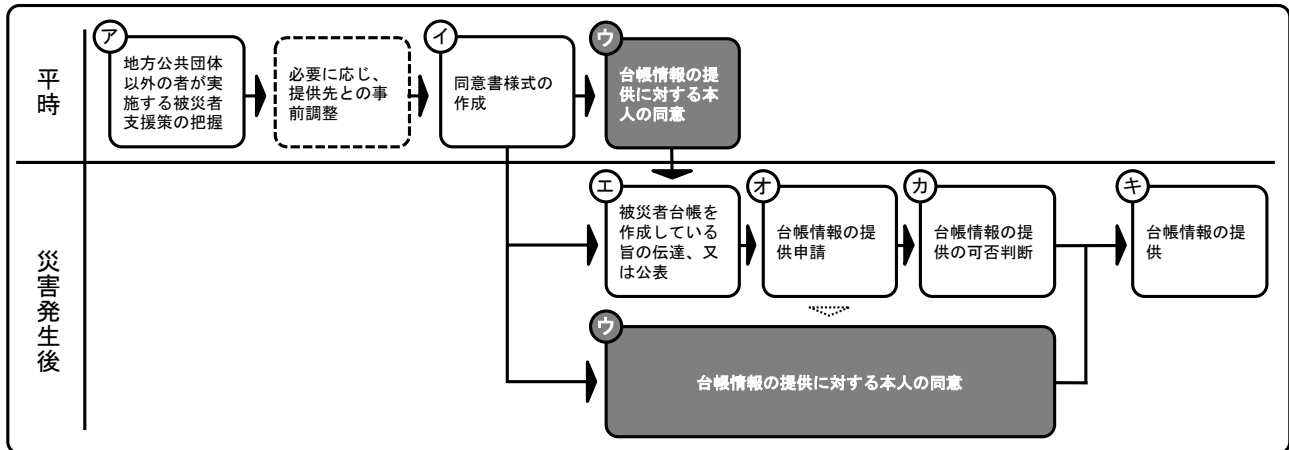
「ア 地方公共団体以外の者が実施する被災者支援策の把握」でも述べたとおり、地方公共団体以外の者によって行われる被災者支援についても、台帳情報の提供により効果的に被災者の支援が行われることが想定される。

法第 90 条の 4 第 1 項第 1 号において、本人の同意のもと、地方公共団体以外の者への台帳情報の提供ができる旨規定されているところであることから、災害発生後に当該被災者の台帳情報の提供について、台帳情報の提供が想定される地方公共団体以外の者への提供の同意をあらかじめ被災者本人から円滑に得られるよう、平時からその提供先名が記載された同意書様式を定めておくことが望ましい。

(イ) 留意事項

同意書の様式については、【別添 4】を使用することも可能である。なお、市町村が独自に様式を定めることを妨げるものではない。

ウ 台帳情報の提供に対する本人の同意



【手順ウ】

- 台帳情報を地方公共団体以外の者に提供することについて、同意するかどうか本人に確認する。（平時に本人確認が可能なものについては、平時に確認しておくことが望ましい。）

（ア）概要

台帳情報の提供については、法第 90 条の 4 第 1 項第 1 号により、本人の同意があるときは、料金の減免や被災者への各種支援等を行う地方公共団体以外の者へも台帳情報を提供することができる。

本人同意の確認時期は、制度上は台帳情報提供申請後でも可能であるが、実際には、申請後に本人同意の確認作業を行うには困難が伴う場合が多いと考えられることから、提供が想定される者については、提供申請がなされる前にあらかじめ本人の同意を確認しておくことが望ましい。

（イ）留意事項

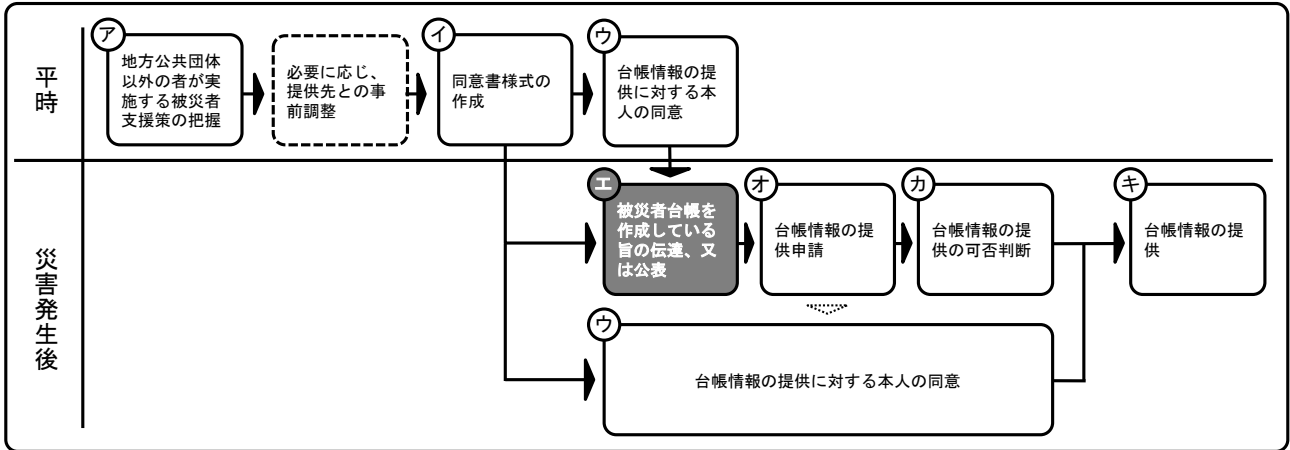
上述のとおり、制度上は、台帳情報提供申請受理後でも本人同意の確認は可能であるが、地方公共団体以外の者からの提供申請が行われた後に、災害対応の中、被災者に本人同意の確認を行うには困難が伴うことが予想される。

そのため、避難所名簿を作成する際や、罹災証明書の発行申請の受付時などの機会に、台帳情報を提供してよいかどうかを、「イ 同意書様式の作成」にて作成した様式等を活用してあらかじめ本人に確認しておくことが効率的である。（【別添 4】を参照）

当該確認に際しては、受けられる可能性のある支援制度やその支援者である台帳情報提供先を紹介した上で同意するかどうかを確認することが考えられる。

また、例えば、平時より障害者と関わりのある障害者団体等は、被災した障害者に支援等を行うために災害発生後すぐに被災者に関する情報を把握し、利用したいといったニーズが想定される。この他にも、災害発生後に台帳情報の提供が想定される団体等については、台帳情報の提供先、利用目的、提供する情報等を明らかにした上で、災害発生前から台帳情報の提供についてあらかじめ本人の同意を確認すれば、災害時により円滑に対応することができる。

工 被災者台帳を作成している旨の伝達、又は公表



【手順工】

- 被災者台帳を作成している旨及び台帳情報の事項等について台帳情報を提供する可能性のある者等に伝達するか又は公表する。

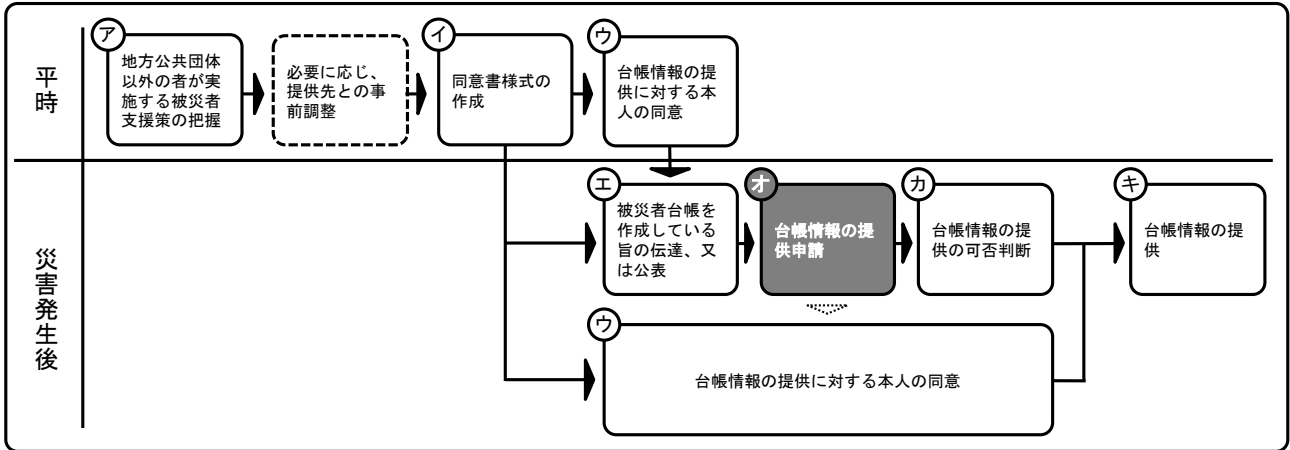
(ア) 概要

被災者台帳は災害発生後に市町村の判断により作成されるものであることから、その作成事実を申請対象者が認識できないと台帳情報の提供を申請することができない。このため、台帳情報の提供を想定する市町村においては、被災者台帳作成後、あらかじめ把握している台帳情報を提供する可能性のある者等に、被災者台帳を作成した旨及び台帳情報の事項等について伝達する。

(イ) 留意事項

上述のとおり、被災者台帳の作成事実の伝達には、あらかじめ把握している台帳情報の提供が想定される者に個別で伝達する方法が考えられる。また、そのような者が多い場合や不特定多数に周知する必要がある場合などには、ホームページ等による公表が考えられる。伝達手段の選択に当たってはその手段ごとのメリット・デメリットを踏まえて判断する。

オ 台帳情報の提供申請



【手順オ】

- 料金の減免や被災者への各種支援等を行う地方公共団体以外の者から、被災者の支援に必要な台帳情報の提供の申請を受ける。

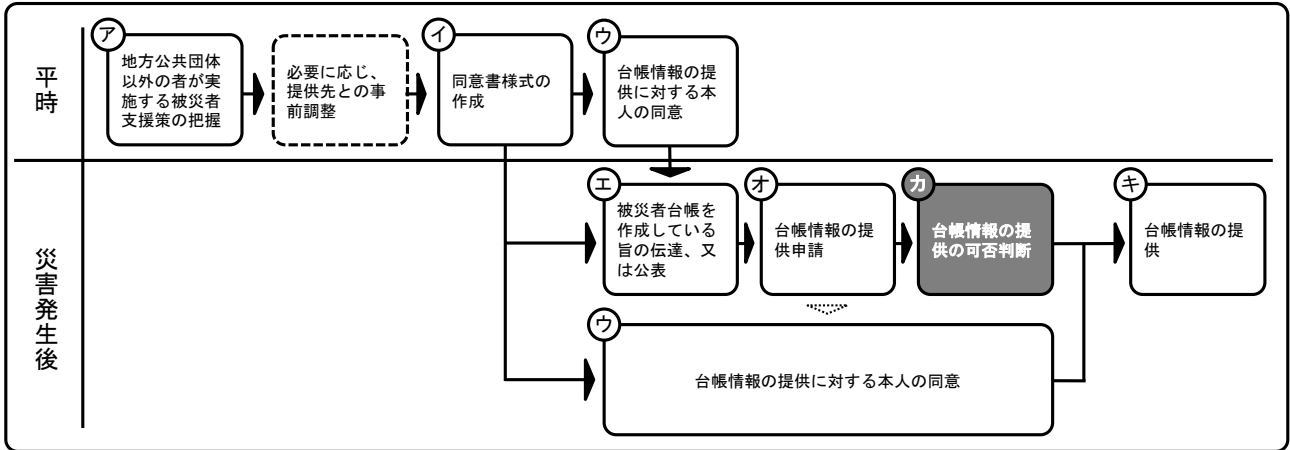
(ア) 概要

台帳情報の提供を受けようとする申請者は、規則第8条の6第1項各号に掲げられている事項を記載した申請書により市町村に申請する。台帳情報の提供に係る申請書は、円滑な手続を行うために、あらかじめ市町村において様式を定めておくことが望ましい。

(イ) 留意事項

申請に必要な記載すべき事項について、「申請に係る被災者を特定するために必要な情報」が規定されているが、台帳情報の提供を求める被災者の特定に当たっては、氏名、生年月日、性別、住所といった住民基本台帳の基本4情報による特定方法だけでなく、「特定の支援制度により支援を受けている者」、「罹災証明書の発行を受けている者」、「〇〇地震で被災した、〇〇地区の住民で、住家の被害が半壊以上の者」といった、罹災証明書の発行状況等や、災害名や被害状況等の条件で被災者を一括で特定して台帳情報の提供を求めるなどの方法も考えられる。（【別添5】、【別添6】を参照）

カ 台帳情報の提供の可否判断



【手順カ】

- 料金の減免や被災者への各種支援等を行う者（地方公共団体以外の者）からなされる台帳情報の提供申請について、申請内容を確認し、台帳情報の提供の可否を決定する。

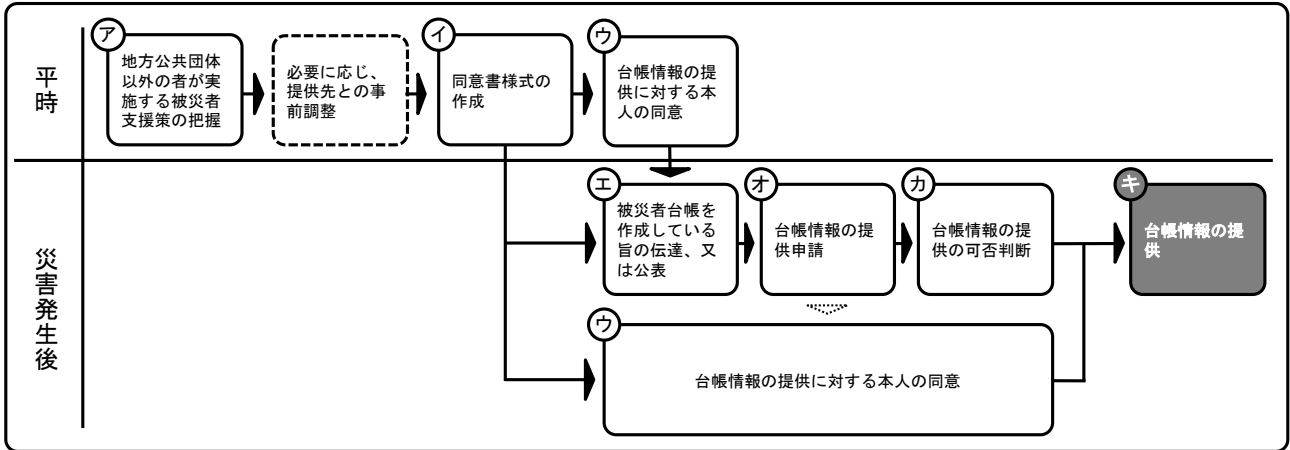
(ア) 概要

台帳情報の提供申請がなされた場合は、まず申請者（団体）の本人確認後、申請の内容について、当該台帳情報の提供を受けることにより、具体的にどういった被災者支援策が講じられるのか、台帳情報の使用目的を十分に確認し、判断する。

(イ) 留意事項

使用目的が不明確、被災者の援護の実施のために利用するという趣旨にそぐわない、使用目的と提供を求める台帳情報の範囲との合理性が認められない等の場合には、提供を控えることが適切である。

キ 台帳情報の提供



【手順キ】
 ・ 台帳情報の提供が適切であると判断したものについて、台帳情報の提供を行う。

(ア) 概要

表計算ソフトなどの電子媒体による提供等が想定される。提供時の鑑文や覚書に、提供後の情報の管理について、「目的外利用の原則禁止」「第三者への提供の原則禁止」「安全確保措置」「求めがあったときの管理状況の説明・報告」等、個人情報保護条例に規定された内容、条例を遵守するために必要な内容等を示すこと。

(イ) 留意事項

法第 90 条の 4 に基づき、必要な限度で行う台帳情報の外部提供については、審査会による審査等の手続を経ることなく行うことが可能となるが、個人情報の取扱いにより慎重を期する観点から、各市町村において、必要に応じ審査等の手続を設けることについて妨げるものではない。

なお、被災者台帳にマイナンバーが記載・記録されている場合には、台帳情報からマイナンバーを除いて提供すること。

第IV章 関係様式

第IV章 関係資料

【別添 1】被災者台帳の作成に係るデータ項目の例示

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
氏名 (法第90条の3 第2項第1号)	・氏名 (ふりがな(フリガナ))	<p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。</p> <p>○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で記載・記録される。</p> <p>○住民基本台帳記載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳記載の情報を優先する。</p> <p>○ただし、外字等、記載・記録が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳記載の氏名とは異なる氏名を記載・記録することも可。</p>
生年月日 (法第90条の3 第2項第2号)	・生年月日 (年齢)	<p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。</p> <p>○年齢については生年月日から判断できるため、年齢の記載・記録は必須ではないが、市町村の判断により記載・記録することも可能。</p>
性別 (法第90条の3 第2項第3号)	・性別	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。
住所又は居所 (法第90条の3 第2項第4号)	・住所	<p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。</p> <p>○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。</p>
	・居所	<p>○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。</p> <p>○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。</p> <p>○公共料金の請求等の確認など、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象とする事例もある。</p> <p>○居所地において被災した被災者の居所を記載・記録する場合のほか、住所地において被災し避難した被災者について、当該避難先の居所を記載・記録する場合が考えられる。避難先の居所を記載・記録することにより、被災者の援護が行いやすくなる。</p>

第IV章 関係資料

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 (法第90条の3第2項第5号)	<p><住家被害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定結果 ・被害認定日 <p><被災住民の人的被害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷・疾病の状況 ・死亡日 ・被害の状況 <p><家財等の動産被害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 	<p>○罹災証明書の証明事項と同義。</p> <p>○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載・記録。</p>
<p>援護の実施の状況 (法第90条の3第2項第6号)</p>	<p><被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援制度 ・申請日 ・申請者 ・被災者と申請者の関係 ・支援の区分 ・支給日 ・支給終了日 <p><地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学料・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免の実施の有無 ・減免の対象 	<p>○支援漏れや手続の重複等を防ぐ観点から記載・記録。</p> <p>○具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金（基礎・加算） 基礎または加算支援金については、2回支給する被災者が出る可能性がある。 (例：基礎支援金 大規模半壊 → 半壊解体 加算支援金 賃貸 → 建設・購入、補修) ・都道府県及び市町村における見舞金等 ・義援金 義援金の主体（日本赤十字社、都道府県、市町村等）ごとに項目を作成する。また、義援金の配分は1回とは限らないため、配分時ごとに記載・記録する必要がある。 ・災害弔慰金、災害見舞金 被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載・記録。 <p>○具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村住民税の減免 ・固定資産税の減免 ・その他税に関する減免 ・国民健康保険料の減免 ・保育所の保育料の減免 ・国民年金保険料の減免

第IV章 関係資料

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
	<p><災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金の有無 ・貸付金の種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金、生活福祉資金 <p>災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用除外となることから、貸付の有無とその種類を記載・記録。</p>
	<p><災害救助法に基づく救助 (住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付)、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助の種類 ・救助の有無 	
	<p><児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の種類 ・特例措置の有無 	
<p>要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 (法第90条の3第2項第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護制度区分 ・障害の種類・程度 ・乳幼児 ・妊婦 ・持病（難病、特定疾病等） ・ペットの有無 ・DV ・児童虐待 ・外国人 ・支援を要する高齢者 ・上記対象者に関する同居（支援）親族の有無 	<p>○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV、児童虐待 <p>本人からの申出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。</p>

第IV章 関係資料

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステム（平成29年7月運用開始予定）を介して取得することが可能な要配慮者情報については、資料15を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第30条 ○特定個人情報データ標準レイアウト 4、10、20、26、74、78、80、82 ○主に、被災者が他の市町村の住民の場合、当該被災者に係る要配慮者関係情報について、情報提供ネットワークシステムを利用して他団体から情報提供を受けることにより把握することが可能。 (具体例) ・妊娠したA市の住民Xが、出産に備え実家のB市に滞在中、B市で災害が発生した場合、B市には当該Xに係る情報がないため、B市は、情報提供ネットワークシステム（特定個人情報データ標準レイアウト80「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」）を使用して、A市が保有するXの出産予定日について情報提供を受け、Xへの援護を実施。 ○特定個人情報データ標準レイアウトの各項目は、被災者の援護に関係する可能性のある項目を幅広く対象とし、このうち、市町村が被災者台帳作成に当たり必要な項目を取得可能とするものである。このため、各項目は必ず記載・記録しなければならないものではない。
電話番号その他の連絡先 (規則第8条の5第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 ・携帯電話番号 ・メールアドレス ・ファックス番号 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
世帯の構成 (規則第8条の5第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯 ・複数世帯 ・世帯主名 ・世帯番号 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生時において単身世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載・記録。 ○世帯を認識するために有用。
罹災証明書の交付の状況 (規則第8条の5第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日 ・交付枚数 ・申請日 ・申請者 	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書の交付実績を記載・記録。

第IV章 関係資料

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 (規則第8条の5第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳情報提供に関する同意 ・同意する情報提供先 	<ul style="list-style-type: none"> ○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載・記録。 ○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。 ○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載・記録。
前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 (規則第8条の5第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供先名 ・提供日 ・情報の使用目的 ・提供した情報(項目) 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載・記録。
被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 (規則第8条の5第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号(マイナンバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者台帳作成に個人番号(マイナンバー)を利用する場合には記載・記録。 ○マイナンバーを記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要。 ○台帳情報提供時においては、提供する台帳情報からマイナンバーを除く必要がある。

第IV章 関係資料

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村长が必要と認める事項(例) (規則第8条の5第7号)		
(調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査番号 ・調査日 ・調査担当者 ・災害種類 ・調査結果 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況を把握するための調査の履歴を記載・記録。 ○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載・記録。最終的な調査結果は、被害の状況として記載・記録。 ○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載・記録できるようにするのがよい。
(建物)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所在地 ・建物用途 ・建物構造 ・位置座標(緯度、経度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載・記録。 ○木造/非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載・記録。 ○法定事項ではないが、導入市町村において、記載・記録している例がある。 ○登記情報等、公表されている(利用可能な)情報を基本とする。
(住家・非住家の別)	<ul style="list-style-type: none"> ・住家・非住家の別 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載・記録。 ○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。
(所有者氏名)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の氏名 (ふりがな(フリガナ)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載・記録するとよい。
(所有者住所/居所)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の住所 ・建物所有者の居所 	<ul style="list-style-type: none"> ○所有者の住所/居所を記載・記録。 ○所有者が法人である場合、所有法人の所在地を記載・記録。

第IV章 関係資料

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
(所有者電話番号)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の電話番号 ・建物所有者の携帯電話番号 	○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。
(所有者連絡先)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の携帯電話のメールアドレス ・建物所有者のファックス番号 	○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。

【別添2】被災者台帳作成チェックリスト（平時の準備）

No	内容	チェック
1	●被災者台帳の主担当部署を定めているか。	
2	●関係部署間の調整機能を有しているか (被災者台帳関係部署間による会議を設置しているか、又は同等の役割を果たす部署が存在するか)。	
3	●被災者台帳に記載・記録する事項(データ項目)を定めているかどうか。	
4	●被災者台帳作成に係る情報保有部署(被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報を有する部署又は発災後に当該情報を作成若しくは収集する部署)を把握しているか。	
5	●情報保有部署における被災者台帳記載・記録項目に関する情報の保有形式は把握しているか。	
6	●被災者台帳の作成方法の検討	
7	●マイナンバーの利用について準備しているか。	
8	●被災者台帳の作成手順を定めているか。	
9	●情報保有部署に被災者台帳の制度の説明は行っているか。 被災者台帳制度及び台帳情報としての情報共有について、情報保有部署の理解が得られているか。	
10	●情報保有部署の理解と了解を得たうえで、被災者台帳に記載・記録する事項について、市町村内に周知しているか。	
11	●市町村内に周知後、台帳情報の利用を希望する部署(情報利用部署)を把握しているか。	
12	●情報保有部署及び情報利用部署に加えて、全体調整を行う関係部署を把握しているか。	
13	●被災者台帳に記載・記録する情報の内部提供ルールを定めているか。	
14	●台帳情報の共有ルールを定めているか。	
15	●台帳情報の利用ルールを定めているか。	
16	●台帳情報の(外部への)提供ルールを定めているか。	
17	●被災者台帳について首長をはじめとする幹部の理解を得ているか。	
18	●被災者台帳について職員への周知を行っているか。	
19	●被災者台帳について住民への周知を行っているか。	

No	内容	チェック
1	<p>●被災者台帳の主担当部署を定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者台帳は、災害時に、主に市町村内の関係部署が保有する個人情報収集し、被災者個人単位で集約して作成するとともに、その台帳情報を被災者の援護の実施のため関係部署が利用するものであり、情報保有部署、情報利用部署がそれぞれ多岐にわたること、平時の通常業務においては被災者の援護業務がないこと等の理由により、市町村によっては、被災者台帳の主担当部署が必ずしも明確になっていない場合がある。 ○ しかし、被災者台帳の主担当部署を定めていない場合、災害時に速やかに被災者台帳を作成することは困難であり、被災者の援護の実施が遅れる可能性がある。 ○ このため、平時から被災者台帳の主担当部署を定めておくことは、非常に重要。 	
2	<p>●関係部署間の調整機能を有しているか (被災者台帳関係部署による会議を設置しているか、又は同等の役割を果たす部署が存在するか)。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者台帳に記載・記録する事項(データ項目)に関する情報の取扱いを協議するため、情報保有部署、情報利用部署及び市町村内の全体調整を行う部署等による会議を設置することが必要(会議については、部課長級の幹部会議、担当者による会議などが想定される)。 ○ 住家の被害認定調査、罹災証明書の発行業務及び当該内容のデータ化は、災害発生直後に業務量が膨大となり、かつ迅速な対応が求められるため、別途会議を開催することが望ましい(ただし、これらの業務の主担当部署が同一の場合は不要となる場合もある)。 ○ 関係部署における被災者台帳に記載・記録する事項(データ項目)に関する情報の取扱いなどの方針決定については幹部会議、データの形式や具体的なデータのやりとりなど事務的な事項については担当者会議など、内容によって協議すべき事項をあらかじめ定めることが必要。 ○ このほか、会議を設置せず、主担当部署が関係部署と個別に協議を行い、主担当部署が中心となり意思決定する方法も考えられる。 <p>※ 会議における主な協議事項例</p> <p>○<u>幹部会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳の作成に向けた全体スケジュール案の構築 ・被災者台帳の利用業務の内容の確認 ・被災者台帳に記載・記録する事項(データ項目)の決定 ・関係部署における被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報の取扱いに関するルール(ポリシー)策定 (情報保有部署からの情報提供方法、情報利用部署への情報提供方法、情報の集約方法等) 	

No	内容	チェック
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳の作成形式の決定 (システム導入、Access、Excel、紙媒体等) ・台帳情報のアクセス権限決定 ・(コストを要する場合) 被災者台帳維持管理に係る予算の決定 ・被災者台帳の主管部署において担当職員が不足する場合の応援体制の決定 ・首長等、幹部への報告事項 ・会議構成員(関係部署)の追加、削除、変更 等 <p>○担当者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の具体的な業務分担 ・被災者台帳に記載・記録する事項(データ項目)の具体的な収集・提供スケジュール作成 ・台帳情報の内部提供ルール作成(13 参照) ・台帳情報の共有ルール作成(14 参照) ・台帳情報の利用ルール作成(15 参照) ・台帳情報の外部への提供ルール作成(16 参照) ・幹部会議で決定したルールに基づく情報の具体的な取扱い ・(コストを要する場合) 被災者台帳の維持管理に係る予算の積み上げ 等 	
3	<p>●被災者台帳に記載・記録する事項(データ項目)を定めているかどうか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法第90条の3第2項及び施行規則第8条の5に規定する事項の記載・記録は必須(ただし、各事項について収集可能なものから順次記載・記録することは差し支えない)。 ○ 具体的な内容については、「被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示(以下「データ項目の例示」という。)」を参考に検討する。 (例) データ項目の例示のほか、関係するデータ項目が必要となるもの <ul style="list-style-type: none"> ・市町村・都道府県における独自の被災者支援策 ・発生した災害固有の被災者支援策 ・被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項(規則第8条の5第7号) ○ さらに、応急仮設住宅や復興公営住宅等を設置した場合は、次のデータ項目を追加することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等の所在地を住所又は居所として記載・記録 ・応急仮設住宅等の入退居の状況(例:「入」・「退」の別、入退居年月日) ○ データ項目の例示の中で不要なものがあれば除外し、被災者台帳に記載・記録しない。 ○ データ項目の例示はあくまでも参考であり、市町村の実情等に応じて項目を設定できる。データ項目の例示に示す項目を必ず記載・記録する必要はない。 	

No	内容	チェック
4	<p>●被災者台帳作成に係る情報保有部署（被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報を有する部署又は発災後に当該情報を作成若しくは収集する部署）を把握しているか。</p> <p>※ 想定される情報保有部署及び保有情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応部署 【被害の状況等】 ・ 住民基本台帳担当部署 【氏名、生年月日、性別、住所又は居所】 ・ 福祉担当部署 【介護保険料・介護サービス利用料金の減免、要介護度】 ・ 税担当部署 【減免の状況等】 ・ 住家の被害認定調査担当部署 【被害認定調査の結果】 ・ 被災者支援担当部署 【各支援業務の実施状況】 ・ 避難所（者）担当部署 【避難所の所在地、避難者名簿、退所日】 ・ 仮設住宅担当部署 【入居日、退居日】 ・ 生活資金等融資担当部署 【融資の状況等】 ・ 上下水道・ガス担当部署 【利用料金の減免】 ・ 保育園・幼稚園・学校教育担当部署 【保育料の減免、就学援助費・学用品の支給業務等】 ・ 上記以外の部署が担当している場合【(例) 特設の総合的な窓口等】 <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者台帳に記載・記録する事項に関して、関係部署と考えられる部署に対して個別ヒアリングを行った上で、関係部署を確定させることが必要。 <p>※ヒアリング内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記関係部署が有している情報の保有状況（どのようなデータ項目があるのか） ・ 情報の保有形式（システムか、Excel等のデータファイルか、紙媒体か） ・ どのような情報の利用を希望しているか（他の部署が有している●●に関する情報が欲しい） ・ 被災者台帳を作成した際の利用方法 等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の避難先（居所）・連絡先の情報収集方法や、地方公共団体以外の者（民生委員、社会福祉協議会、NPO等）への台帳情報の提供に係る本人同意の有無の確認方法について、事前に検討しておく必要がある。特に、本人同意の確認については、罹災証明書発行手続時などが考えられるが、確認を行うことができる機会が限られていることから、事前によく検討する必要がある。 ○ 援護の実施状況等の情報について、集約管理にするか、担当部署ごとの管理にするかの整理が必要（情報取得部署において個別に更新する仕組みとするか、主管部署を定め、各部署は主管部署に情報を提供し、この主管部署が一括して台帳情報を更新する仕組みとするか等の整理が必要）。 	

No	内容	チェック
5	<p>●情報保有部署における被災者台帳記載・記録項目に関する情報の保有形式は把握しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報保有部署が保有する情報を被災者台帳に記載・記録するできるようにするため、保有形式（紙媒体か、Excel・Access等の形式か、個別のシステムか、データリスト形式か、個票形式か）を把握するとともに、その情報を災害発生後にどの様に共有すべきか検討。 ○ 情報保有部署が保有する情報について、これを共有するためにデータ形式の変更が必要かどうか検討。 ○ 情報保有部署において管理しているシステムからデータを取り出す場合には、情報保有部署において、データ抽出作業方法をマニュアル化しておくことが望ましい。 （保有データの抽出等に当たり、委託業者による作業またはプログラムの変更等を要する場合は、可能な限り、平時に取り組んでおくことが望ましい）。 ○ 情報保有部署が保有している情報の更新サイクルを平時から確認しておくことが必要。 ○ 局内・部内の情報を総合的に管理するシステムを運用するなど、共通の情報システムを複数の課で利用している場合は、データの更新状況の確認方法を把握しておくことが必要。 ○ 民間業者に業務を委託しているなど、職員自らデータ抽出が行えない場合は、災害時に迅速に当該民間業者からデータの提供が受けられるようあらかじめ調整しておくとともに、当該業者がどのようなデータ管理をしているか、平時から確認しておくことが必要。 ○ 情報保有部署が保有している情報について、前回更新時との差分データを速やかに抽出することが可能かどうかについて確認が必要。 	
6	<p>●被災者台帳の作成方法の検討</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口規模、被害想定、被災者台帳に記載・記録する事項に係るデータ数、被災者台帳作成に要する時間及びコスト、災害時に被災者台帳の作成に必要な職員数及びその具体的な業務内容などを総合的に勘案し、被災者台帳関係部署による会議等によりあらかじめ作成方法を決定しておく。 ○ 作成方法は、通常の業務システムと連動したシステム、個別システム、内閣府が提供するAccess版又はExcel版のファイル、自団体におけるデータベース作成、紙媒体等、多様な選択肢がある。 ○ 災害発生時に速やかに被災者台帳が作成できるよう、職員が被災者台帳制度を理解し、その作成手順を習熟しておくなど、平時から準備を整えておくことが望ましい。 	

No	内容	チェック
	<p>○ システムの導入検討に当たっては、次の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 導入後は災害時に運用可能な体制が長期的に継続して確保されるかどうか （当該市町村の地域における災害は、通常は恒常的に発生しないため、システム導入時においては関係職員が運用可能であったとしても、人事異動等により担当職員が入れ替わったとき、その運用方法が引き継がれず、ひいてはシステムの存在自体が組織から忘れられてしまう可能性もあるため、担当部署や関係部署においてシステムを運用可能な体制が継続的に確保できるよう取り組む必要がある）。 □ 導入・運用に関するコストの検討に当たっては、導入せずに大規模災害が発生した場合に臨時に発生するコストも併せて検討することが望ましい。 □ 職員が操作可能かどうか（職員による操作が困難な場合、民間等に委託するか。委託する場合は、災害発生時に対応可能か） □ 災害発生時にシステムが稼働できるかどうか（動作環境の確保） （非常用電源は確保しているか、システム自体の災害対策は講じられているか、災害時においてもデータの収集を確実に行うことができるかどうか。また、システムだけではなく、定期的にバックアップを取る等のリスク管理についても検討しておくこと。） 	
7	<p>●マイナンバーの利用について準備しているか。</p> <p><ポイント> ※詳細は第Ⅱ章を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他団体に対し情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携（特定個人情報の提供の求め）を行う方法について確認しているか。また、当該システムの使用についての理解を深めているか。 ○ 番号利用法別表第二第四欄に規定されている特定個人情報を庁内連携して被災者台帳の作成に利用できるように条例の規定を設けているか。（なお、法律事務の庁内連携に係る条例の規定については、包括的規定となっていることが一般的である。） ○ 番号利用法別表第二第四欄に規定されていない特定個人情報を被災者台帳と庁内連携する場合、被災者台帳の作成に利用できるように条例の規定を設けているか。 ○ 作成した被災者台帳に記載・記録された特定個人情報を庁内連携して他の被災者援護関係事務に利用する場合、当該庁内連携ができるように条例の規定を設けているか。 ○ 特定個人情報ファイルを保有するにあたり、特定個人情報保護評価を行っているか。（災害発生前に被災者台帳を作成するシステムを導入している場合には、システムのプログラミング開始前の適切な時に特定個人情報保護評価を行っているか。） 	

No	内容	チェック
	<p>(なお、災害発生後に特定個人情報ファイルを保有せざるを得なかった場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。具体的な実施時期については、個別に個人情報保護委員会に相談すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象人数が 1,000 人未満の場合は、特定個人情報保護評価の実施は義務付けられない。 ・実際に特定個人情報ファイルを保有したときに、想定人数との間に相違があった場合には、評価書の修正又は評価の再実施を行うこと。 	
8	<p>●被災者台帳の作成手順を定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成手順書（マニュアル）を作成し、関係部署で共有するとともに、見直しを行うことが必要。 	
9	<p>●情報保有部署に被災者台帳の制度の説明は行っているか。 ●被災者台帳制度及び台帳情報としての情報共有について、情報保有部署の理解が得られているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後の迅速な被災者台帳作成のため、平時から、情報保有部署の理解が重要であることを踏まえ、制度の説明等を行うことが必要。 ○ 情報保有部署に対し、どの情報をどの部署が利用するか、あらかじめ話し合い合意しておくことが必要。 ○ 情報保有部署の担当者の異動にかかわらず対応できるよう、組織として対応できる体制をとり続ける必要がある（定期的な説明、異動時の適切な引継など）。 	
10	<p>●情報保有部署の理解と了解を得たうえで、被災者台帳に記載・記録する事項について、市町村内に周知しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後に、被災者台帳の利用によりどのような情報が共有できるのか、事前に市町村内の関係部署に広く周知することが必要。これにより、被災者支援を行う部署において当該情報が適切に利用され、迅速、的確かつ効率的に被災者援護を行うことができる。 ○ 平時から被災者台帳を利用することを前提に、被災者支援事務に係るフローを見直しておくことが望ましい。 ○ 複数の部署がそれぞれ保有する情報を突合する必要がある場合は、サンプルデータを使うなど、事前に試行しておくことが望ましい。 	

No	内容	チェック
11	<p>●市町村内に周知後、台帳情報の利用を希望する部署（情報利用部署）を把握しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台帳情報を利用して被災者支援を行う部署については、その業務運用に係る調整、ルールの周知等、平時からの対応が必要となるため、あらかじめ該当部署の把握が必要。 ○ 「全庁的に利用」するため全部署を対象とする場合においては、「被災者の援護の実施に必要な限度」で利用できることについて、各部署が認識した上で利用する必要がある。 また、この場合においても、特に、被災者台帳を利用すると思われる主要な部署については、その他の部署以上に緊密に連携・調整を行うことがあることから、当該部署をあらかじめ把握しておくことが必要。 <p>(想定される台帳情報利用部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助担当部署 ・ 税担当部署 ・ 被災者支援担当部署 ・ 福祉担当部署 ・ 上下水道、ガス等の担当部署 ・ 生活保護等の担当部署 ・ 農林水産、商工担当部署 ・ 教育担当部署 	

No	内容	チェック
12	<p>●情報保有部署及び情報利用部署に加えて、全体調整を行う関係部署を把握しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報保有部署及び情報利用部署に加えて、市町村内の全体調整を行う部署についても、関係部署とすることが必要。 ○ また、被災者台帳は様々な個人情報を集約して利用又は提供するものであることから、個人情報保護条例担当部署についても関係部署とすることが必要。 ○ 「全庁的に利用」するため全部署を対象とすると判断する場合においても、特に、被災者台帳の情報を利用すると思われる主要な部署については、その他の部署以上に緊密に連携・調整を行うことがあることから、あらかじめ把握しておくことが必要。 <p>※想定される関係部署（情報保有部署又は情報利用部署を兼ねる場合もある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災担当部署 ・ 消防担当部署 ・ 総合調整部署（首長直轄の全体調整部署） ・ 個人情報保護条例担当部署 ・ 情報化担当部署 <p>（被災者支援に係るシステムを導入しない場合であっても、情報保有部署においてシステムを整備している場合等、一定の関与が必要と考えられる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税担当部署 ・ 教育担当部署（主管部署） ・ 福祉担当部署（主管部署） 	

No	内容	チェック
13	<p>●被災者台帳に記載・記録する情報の内部提供ルールを定めているか。</p> <p>(※ 台帳情報の市町村内の利用について、情報利用部署・情報提供部署の別にかかわらず、法律上は台帳情報の「利用」に当たるが、ここでは、便宜上両者を区別するため、それぞれ「利用」又は「内部提供」の語を使用している)</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の内容を含んだ台帳情報の内部提供のルールをあらかじめ定めることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 情報保有部署から被災者台帳作成部署に内部提供を行う際のファイル形式 <input type="checkbox"/> 内部提供方法（システム等への流し込み、各部署で有している Excel 等の情報を電子メールにより提供、紙媒体を持参等） <input type="checkbox"/> 内部提供の期日 (被災者台帳作成部署からの要請から○時間（○日）以内に情報を提供) <input type="checkbox"/> データ更新の頻度（1日ごと、1週間ごと、2週間に1度等） <input type="checkbox"/> 部署の主担当者が不在の場合の対応等 (複数部署に対し被災者の援護に必要な台帳情報を内部提供しつつ、不必要な内部提供については防止する必要がある。このため、例えば、関係部署の職員全てに対して情報を内部提供する方法は可能な限り避ける必要がある。また、情報保有部署の担当者が不在の場合でも情報の内部提供が行えるようにすることが必要。) 	
14	<p>●台帳情報の共有ルールを定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台帳情報は、特定の行政目的達成のために各部署が保有する情報を、被災者の援護を実施する目的のために目的外利用を可能とするものであるため、利用する情報は当該目的の範囲内で限定することが必要。 ○ このため、真に機密性の高い重要情報については、共有しないようにする必要がある（例えば、災害援護資金について、融資の有無は共有し、融資金額は共有しないなど）。 ○ 情報の共有が難しい場合は、その情報を利用しない支援方法を検討することも必要（例えば、地方税担当部局以外の部署が実施する被災者支援における、地方税関係情報（所得など）を利用しない支援方法の検討など）。 ○ 台帳情報について、その全てを関係部署間で共有しなければならないものではない。「被災者に対する援護の実施に必要な限度で」情報を共有するものであり、その範囲で共有部署を限定すること。 ○ 情報の漏えい防止のため、職員には情報セキュリティポリシーの遵守を徹底させるとともに、必要に応じて漏防止措置を講じること。 	

No	内容	チェック
15	<p>●台帳情報の利用ルールを定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台帳情報について、どの部署が、どの支援施策を実施するために、どの情報を利用するのかを明確化する。 ○ 台帳情報を利用して、関係部署において個別のデータを作成する場合は、その情報の管理方法についてルールを定める。 	
16	<p>●台帳情報の外部への提供ルールを定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台帳情報の提供を受けようとする以下の者から提供に係る申請があった場合には、法第90条の4及び規則第8条の6に基づき、台帳情報を提供できるため、申請窓口となる部署を決めておく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体 (本人同意不要。被災者の援護の実施に必要な限度での提供) <input type="checkbox"/> 上記以外の者(本人同意必要) ○ 他の地方公共団体との提供に関するルールも定めることが必要。 ○ 大規模災害発生時の市町村外避難者の支援に必要な範囲の情報提供については、避難先等の特定が困難なことから、事前にルールを定めることは困難であるが、市町村間で避難受入協定等を締結している場合には、当該市町村間で被災者情報の共有(被災者台帳作成のための被災者に関する情報提供の求め(法第90条の3第4項)及び台帳情報の提供(法第90条の4第1項第3号、規則第8条の6))に係るルールを定めることも可能。 	
17	<p>●被災者台帳について首長をはじめとする幹部の理解を得ているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者台帳は、被災者支援を行うための基盤であり、多くの関係部署が関与するとともに、台帳情報が被災者支援のための政策判断に資することから、被災者台帳に記載・記録する事項(データ項目)、作成方法及び各ルール等について、首長の理解を得ることが重要。 	
18	<p>●被災者台帳について職員への周知を行っているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者台帳の作成及び利用にあたっては、多くの関係部署が関係することから、被災者台帳の趣旨、利用方法、利用できる情報内容等について、関係部署の職員に周知することが必要。 	

No	内容	チェック
	<p>○ 被災者支援の内容は、災害の種別・規模、被害状況等により異なることから、災害発生後に新たな支援を講じる必要が生じる場合もある。このような場合に新たな支援策についても台帳情報を利用して迅速な被災者支援が行えるようにするため、あらかじめ支援策が想定されない部署においても、平時より被災者台帳の概要を理解していることが望ましい。</p> <p>○ 被災者台帳の利用のため、定期的な研修の実施、訓練等への被災者台帳の作成を盛り込むなど、職員への継続的な取組にも努めることが必要。</p>	
19	<p>●被災者台帳について住民への周知を行っているか。</p> <p><ポイント></p> <p>○ 被災者台帳は、住民にとって次のような効果が期待できることから、被災者台帳の作成について、平時から住民に広く周知することが必要。</p> <p>□ 本人同意を得ることにより、地方公共団体以外の者に対しても、申請に基づき台帳情報の提供が可能となり、例えば、公共料金事業者、社会福祉協議会、被災者支援等を実施している NPO 等に対し台帳情報を提供することにより、被災者に対する迅速な支援が可能となること（大規模災害発生時においては、市町村職員のみで被災者支援を行うことは困難であり、地方公共団体以外の者による支援も必要となることが考えられる）</p> <p>□ 手続によっては、罹災証明書の添付を省略した簡便な申請手続も可能となること</p> <p>□ 住民本人が台帳情報の提供を受けることが可能であること（支援内容を漏れなく確認できる）</p> <p>□ 被災者台帳作成により、支援の漏れの防止が期待されること</p>	

【別添3】被災者台帳情報提供の様式例（本人）

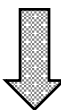
フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
提供を求める 台帳情報	<p>希望する提供情報に○をつけてください。</p> <p>1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項</p> <p>① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____</p>		
申請者連絡先			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

個人番号カード		運転免許証	
身分証明書		被保険者証	
その他	確認手段：		

【別添4】被災者台帳情報外部提供同意の様式例

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
あなたの台帳情報の外部提供について、以下の①～③のいずれかをお選びください。			
（全ての提供先、情報の範囲に同意） <input type="checkbox"/> ① 提供先、提供する情報の範囲を問わず、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。			
（任意の提供先、情報の範囲に同意） <input type="checkbox"/> ② 下記にチェックした提供先、提供する情報の範囲において、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。			
 下記の i ～ iv において、台帳情報の提供に同意する提供先、提供を同意する情報の範囲をチェック又は記載してください。			
外部提供先 及び 提供可能情報	i 公共料金等減免		
	<input type="checkbox"/> 電力会社（〇〇電力） <input type="checkbox"/> ガス会社（〇〇ガス） <input type="checkbox"/> 水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団） <input type="checkbox"/> 下水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団） <input type="checkbox"/> NHK <input type="checkbox"/> NTT <input type="checkbox"/> 携帯電話会社（会社名・支店名 _____） 連絡先（市町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____		
（次ページに続きます）			

その他 ()

連絡先 (市町村において把握している場合は不要) :

住所 : 〒

電話番号 :

メールアドレス :

担当者 :

※ 同意された提供先に対し、被災者台帳に記載・記録された情報のうち、料金減免に必要な情報を提供します。

※ 市町村が行う減免 (地方税、保育料等) については、本様式による同意は不要です。

ii 被災者支援団体等への提供

民生委員

社会福祉協議会

消防団

その他 (民間事業者、NPO、ボランティア団体、障害者団体等)

団体等名称 :

団体等連絡先 (市町村において把握している場合は不要) :

住所 : 〒

電話番号 :

メールアドレス :

担当者 :

提供を同意する情報 ()

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する (申請する) 情報はすべて提供しても良い

iii 被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

社会福祉協議会 (再掲)

国 (官署名 :)

被災者生活再建支援法人

独立行政法人住宅金融支援機構

(次ページに続きます)

その他

団体等名称：

団体等連絡先（市町村において把握している場合は不要）：

住所：〒

電話番号：

メールアドレス：

担当者：

提供を同意する情報（ _____ ）

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

iv その他

提供先として同意する団体名：

提供を同意する理由：

団体等連絡先（市町村において把握している場合は不要）：

住所：〒

電話番号：

メールアドレス：

担当者：

提供を同意する情報（ _____ ）

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

③ 台帳情報を提供することに同意しません。

※ 同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳に記載・記録された情報を提供いたします。

<被災者台帳に記載・記録される情報（法令の定めによるもの）>

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - ① _____
 - ② _____
 - ③ _____
 - ④ _____
 - ⑤ _____

（備考）

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所（役場）内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

【別添5】被災者台帳情報提供依頼文書例（地方公共団体）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇 様

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所又は居所

代表者：〇〇市（区・町・村）長 〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体（ 形式） 紙媒体（個表・一覧） その他（ 形式）

6. その他

【別添6】被災者台帳情報提供依頼文書例（NPO・民間等）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
代表〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所又は居所

代表者：特定非営利法人 〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため

5. その他

第V章 關係法令

第V章 関係法令

1 災害対策基本法（被災者台帳）関係

○ 災害対策基本法・災害対策基本法施行規則対照表（被災者台帳関係）

[平成 28 年 1 月 1 日現在]

災害対策基本法	災害対策基本法施行規則
<p>(被災者台帳の作成)</p> <p>第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。</p> <p>2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名 二 生年月日 三 性別 四 住所又は居所 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 六 援護の実施の状況 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 <p>3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p>	<p>(被災者台帳の作成)</p> <p>第八条の四 法第九十条の三第一項の規定による被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の市町村長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき行うことができる。</p> <p>(被災者台帳に記載又は記録する事項)</p> <p>第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電話番号その他の連絡先 二 世帯の構成 三 罹災証明書の交付の状況 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 六 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

災害対策基本法	災害対策基本法施行規則
<p>4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>(台帳情報の利用及び提供)</p> <p>第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。</p> <p>一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。</p> <p>三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。</p> <p>2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。</p>	<p>(台帳情報の提供に関し必要な事項)</p> <p>第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報</p> <p>三 提供を受けようとする台帳情報の範囲</p> <p>四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項</p> <p>2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報（ただし、前条第六号に掲げる事項を除く。）を提供することができる。</p> <p>3 法第九十条の四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により市町村長が提供する台帳情報には、前条第六号に掲げる事項を含まないものとする。</p>

2 番号利用法関係

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

[平成 29 年 5 月 30 日現在]

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 （略）

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十五号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

（本人確認の措置）

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八～九 (略)

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十一～十三 (略)

十四 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十五 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十七条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第一（第九条関係）

三十六の二 市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による <u>被災者台帳の作成に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの
------------	--

第V章 関係法令

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
五十六の二 市町村長	災害対策基本 法による被災 者台帳の作成 に関する事務 であって主務 省令で定める もの	都道府県知事	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害 児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは 措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置 をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置若 しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による 特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定 めるもの
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法 による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関 係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は 都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定める もの
		都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児 福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律 第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に 関する情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事又は 市町村長	障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定め るもの

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年三月三十一日政令第百五十五号）（抄）

（本人確認の措置）

第十二条 法第十六条の政令で定める措置は、個人番号の提供を行う者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置とする。

- 一 住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
 - 二 前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの
- 2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならない。
- 一 個人識別事項が記載された書類であって、当該個人識別事項により識別される特定の個人が本人の依頼により又は法令の規定により本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして主務省令で定めるもの
 - 二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの
 - 三 本人に係る個人番号カード、通知カード又は前項第一号に掲げる書類その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であって主務省令で定めるもの

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年七月四日内閣府・総務省令第三号）（抄）

（通知カード記載事項が個人番号提供者に係るものであることを証する書類等）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十六条の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書
- 二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの
- 三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類のうち二以上の書類
 - イ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
 - ロ イに掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）

2 法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が通知カードの返納とともに提示を受けるべき書類として提示を受ける場合における法第十六条の主務省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 次に掲げるいずれかの措置その他当該市町村長が適当と認める措置をとる場合には、前項第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち当該市町村長が適当と認めるもの
 - イ 当該書類に係る暗証番号の入力を求めること。
 - ロ 当該書類に組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）に記録された写真を確認すること。
- 八 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の当該市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。
- 二 前号の措置をとることが困難であると認められる場合には、前項第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち当該市町村長が適当と認める二以上の書類
- 三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類
 - イ 前項第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち当該市町村長が適当と認めるもの
 - ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、当該市町村長が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）
- 四 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、第十三条の回答書及び

次に掲げるいずれかの書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ イに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、当該市町村長が適当と認める二以上の書類（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）

3 個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長（法令の規定により法別表第一の十六の項、十七の項、二十三の項、三十八の項又は八十九の項の下欄に掲げる事務（以下「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「財務大臣等」という。）は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合であつて、第一項第一号又は第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められるときは、次に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が通知カードに記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、同項第三号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

一 第一項第三号イに掲げるいずれかの書類の提示を受けること。

二 当該提供に係る租税に関する法律の規定に基づき提出される書類（次号及び第五号において「申告書等」という。）に添付された書類であつて、当該提供を行う者に対し一に限り発行され、若しくは発給されたもの又は官公署から発行され、若しくは発給されたものに記載されている当該提供を行う者の個人識別事項を確認すること。

三 当該提供に係る申告書等又は当該申告書等と同時に財務大臣等に提出される国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の二第一項の規定による口座振替納付の依頼に係る書面若しくは地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十五条の規定による口座振替納付の請求に係る書面に記載されている預金口座又は貯金口座に係る名義人の氏名並びに金融機関及びその店舗並びに預金又は貯金の種別及び口座番号を確認すること。

四 租税に関する法律の規定に基づく調査において確認した当該提供を行う者に係る事項その他の当該提供を行う者しか知り得ない事項を確認すること。

五 前各号に掲げる措置をとることが困難であると認められる場合であつて、当該提供に係る申告書等に還付を受けるべき金額の記載がないときは、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下この号において「事項等」という。）であつて財務大臣等が適当と認める事項等を確認すること。

（写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条第一項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一 前条第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第三条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 法第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から個人番号

の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報（同項 に規定する機構保存本人確認情報をいう。第九条第五項第一号において同じ。）の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

二 都道府県知事保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

三 住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から個人番号の提供を行う者に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること（当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

四 住民基本台帳に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

五 提供を受ける個人番号及び当該個人番号に係る個人識別事項について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報若しくは住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別事項を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合（以下「本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合」という。）には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号及び個人識別事項を確認すること。

六 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けること。

2 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類（個人番号の提供を行う者の個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

一 第一条第一項第三号イに掲げる書類

二 前号に掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

3 財務大臣等は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、第一条第三項各号に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は第一項 各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

4 個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（第九条第三項において「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たって当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。

5 個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受ける場合であって、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が通知カード若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は第一項 各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合には、法第十六条の主務省令で定める書類又は令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることを要しない。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）（抄）

第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務とする。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）（抄）

※平成28年9月12日改正（未施行）

第三十条 法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務とし、同表の五十六の二の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 被災者（災害対策基本法第二条第一号の災害の被災者をいう。以下この条において同じ。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- 二 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
- 三 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。）
- 四 被災者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 五 被災者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 六 被災者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
- 七 被災者若しくはその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報
- 八 被災者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
- 九 被災者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
- 十 被災者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- 十一 被災者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
- 十二 被災者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

